

倉敷の歴史

第29号

2019年3月

論文

- 備中南山城の縄張りとその成立背景 ……………畑 和良 (1)
- 近世初期備中国の所領構成—小堀政一の知行地を考える— …三宅 正浩 (19)
- 倉敷「町並み保存」思想の特色について
—倉敷美観地区の保護対象にまつわる試論— ……………吉原 睦 (35)

ノート

- 大原恵以・寿恵子—大原家を支えた女性たち— ……………林 良子 (53)

聞き書き倉敷の歴史

- 瀬戸大橋博覧会の思い出 ……………國守 卓史 (63)

史料紹介

- 松平定信謁見を報せる古川古松軒書状とその受信者たち ……別府 信吾 (76)
- 実現しなかった真備町（マキビチョウ）への改名 ……………中山 薫 (85)

史料群紹介

- 倉敷市所蔵備前国児島郡宇野津村木村家文書 ……………山下 洋 (95)

アラカルト

- 吉備真備の「怡土城」築城について ……………松尾 洋平 (100)
- 有城御崎神社の「ココヤシ絵馬」 ……………岡本 泰典 (103)
- 安曇野市文書館（長野県）をみて ……………定兼 学 (106)

展示会記録

- 平成三十年度資料展示会 明治の倉敷—変革の時代を生きる— …………… (109)

報告

- 平成29年度歴史資料講座 …………… (123)
- 玉島乙島守屋家文書調査報告会1 …………… (124)
- 平成三十年七月豪雨災害における倉敷市総務課歴史資料整備室 …………… (125)

- 新刊紹介 投稿要領 歴史資料整備室日誌 …………… (130)

備中南山城の縄張りとその成立背景

畑 和 良

はじめに

倉敷市真備町川辺と船穂町柳井原の境、高梁川・小田川合流点に突き出す丘陵先端に、南山城（別名明知山城）と呼ばれる山城がある。この城は、信頼できる一次史料を欠き城主や築城背景に関する情報が不明であるにも関わらず、その優れた縄張りによって早くから地域史研究者に注目されていた。その遺構の概要は大正十四年（一九二五）の『浅口郡誌』（浅口郡役所）で初めて紹介され、昭和十二年（一九三七）刊の『吉備郡史』巻中（吉備郡教育会）では斜面部の畝状堅堀群も含め当城を特徴づける遺構のほぼ全てを把握した見取図が掲出されている。

不明とされる南山城の使用主体についても小山文好氏による検討が行われ、天正二〜九年（一五七四〜八一）の

間に毛利氏が築いた「境目の城」で慶長五年（一六〇〇）まで機能したと推定されている。^①小山氏の推定は同じ小田川水系に点在する在地領主の居城（切岸の高低差のみに依拠する構造）と南山城との構造的格差、毛利氏関係城郭との構造の類似に着目することで導き出されており、論理としての説得力は高い。ただし、比較対象として選ばれている居城的設備は、武備の突出する「境目の城」と異なり、一般に複雑な構造を伴わない場合が多い。したがって、在地領主が地域間抗争における緊迫地に設置した優れた構造をもつ城郭と南山城とを比較した場合にも、同じ結論が得られるかが課題といえる。

そこで本稿では、地域の政治軍事状況と城郭分布とを照合することで在来の国衆が地域間抗争に利用したと考えられる優秀な構造の城郭を抽出し、これらと南山城と

を比較検討する。これによって、南山城の構造が地域において特殊か否か再検証し、この城がいかなる政治軍事状況を背景に成立したと言えるのか、考察してみたい。

なお、平成三十一年（二〇一九）二月現在、南山城では発掘調査が進行している（付記参照）が、本稿掲出の縄張図や遺構に関する所見は、発掘開始以前に筆者が行った地表面踏査に基づくものであることを申し添える。

一 南山城の構造と関連情報

南山城は、高梁川と小田川との合流地点に突出した丘陵先端に築かれている。かつてはこの地点で高梁川が東西に分岐しており、そのうち西高梁川が小田川と合流して城山の周囲を取り巻いていた（図1）。城が載る丘陵は標高七〇m、比高（麓からの高さ）は約六〇mと低い、西側丘陵とつながる尾根続き以外は小田川・西高梁川に囲まれ、北と東の山裾は急崖となって河流へ落ち込み、海中に突き出す岬のごとき要害堅固の地形となっている。また、この地点は下道・浅口・窪屋三郡の境界に当たり、城内を下道・浅口両郡の郡境が貫通し、山麓の河川が両郡と窪屋郡との境をなしていた。

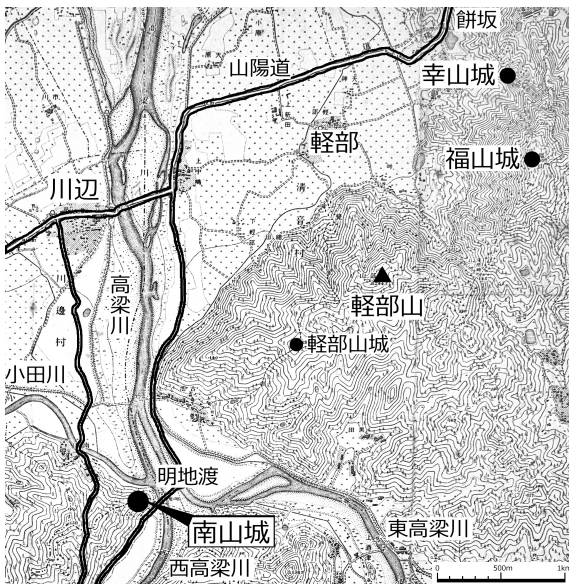


図1 南山城周辺図

（大日本帝国陸地測量部2万分1地形図「川邊村」明治30年を改変）

山陽道は、幸山城（総社市西郡・清音三因）の北麓餅坂を越えて窪屋郡軽部（総社市清音軽部）を通り、南山城の北方二・ニキロ地点で高梁川を渡り下道郡川辺（倉敷市真備町川辺）に至る。川辺は陸上交通と河川舟運の中継地で、延徳三年（一四九二）段階で備中国守護細川氏の管理する「倉」が置かれ、「蔵の長者」の子女による創建伝承が残

る蔵鏡寺も存在したことから、物資の集積地として繁栄したことが推測される。図1をみると、軽部で山陽道から分岐した道が「明地渡」^{みょうち}で高梁川・小田川を渡って南山城の麓に着岸し、川辺から南下し南山城の西側尾根続きの丘陵を越えてきた道と合流している様子が確認できる。つまり、南山城は軽部と川辺を連絡するサブルート^②の渡河地点を掌握する場所に築かれているのである。ちなみに、南山は下道・浅口郡と窪屋郡の丘陵が高梁川を挟んで最接近する地点でもあり、対岸の軽部山は幸山城と尾根によって接続する。幸山城は備中国守護代出身の国衆石川氏の居城、毛利氏の備中国東南部支配の拠点として利用された地域の政治的核となる重要城郭である。

こうした要地に築かれた南山城であるが、規模は小さい。城を構成する曲輪は三つのみで、東西南北とも50m強、斜面や尾根に展開する堀を含めてようやく一〇〇m四方の規模になる。しかし、土木工事の質量は本格的なもので、西側の曲輪外側の切岸は堀底まで一〇mを超え、各曲輪や切岸・堀の造成はよく行き届き、掘削の規模も大きく丁寧に仕上げられている。短期間で応急的に仕立てられた陣城的な施設ではないことは瞭然である。

る。こうした小規模城郭の場合、規模の大小を築城者の力量に基づくものと評価して小規模領主の居城とみる考え方、用途に絞って設けられた施設とみる考え方ができる。南山城の場合、郡境をまたいで城が構築されている点が判断基準となろう。領主の居城が郡境の山に設置されている例は、備中猿掛城・播磨光明山城（兵庫県相生市）など僅かながら確認できる。前者は庄氏・穂田元清、後者は西播磨守護代赤松野州家の居城であり、郡境への居城構築が両郡にまたがる広域的な範囲を影響下に収める国衆にして初めて為し得ることがわかる。南山城を居城的施設と仮定した場合にその規模から予測される小規模領主が本拠地を設けることは難しい立地ということになる。以上の考察から、南山城は居城的な設備ではなく、何らかの勢力がこの地点特有の使命を実現する目的で時間と労力をかけて築城・改修したものと評価できる。

次に具体的な縄張りについてみてみよう（図2）。以下、本文中の番号・記号は図2と対応。当城の主要部をなす曲輪1、2は、丘陵頂部の高低差のない同一平面を土塁によって東西二分割するかたちで築かれている。東側の曲輪1は城内最大の面積をもつ曲輪だが、城外に面する縁

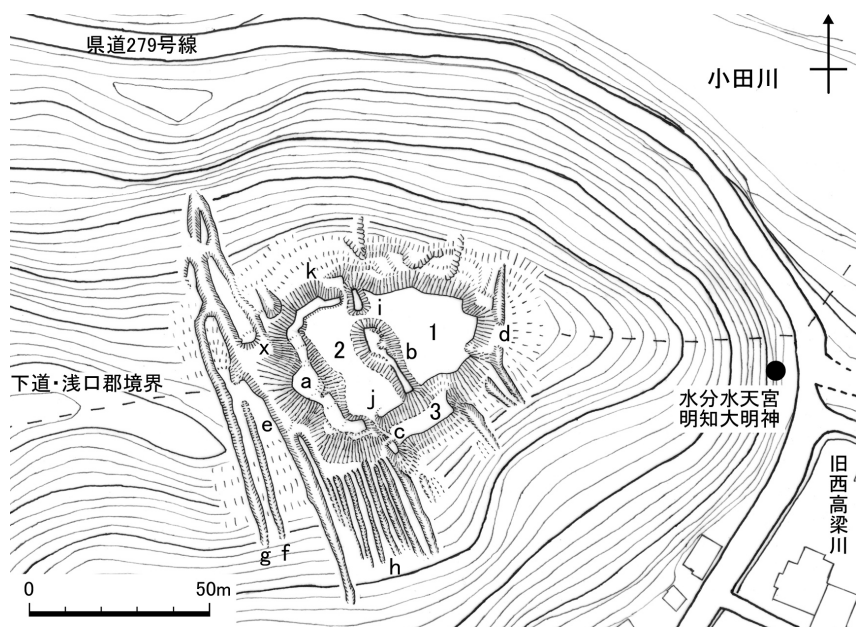


図2 南山城縄張図 (畑和良踏査・作図 2016年)

辺部は基本的に切岸の高低差のみで防御されている。ただ、城外尾根に接する曲輪東端の切岸直下には堀切dを設けて備えとする。この堀切dは、曲輪1の真正面のみ土橋状に残し、その両脇を堅堀状に掘り切っている。また、曲輪1の南斜面に堀切dの堅堀部分と平行する堅堀群を設けている。攻撃側が斜面に回り込むのを堅堀群によって抑止し、曲輪1正面の土橋に攻撃側を意図的に引きつけ、そこだけ集中的に守れば事足りるよう配慮したものだろう。効率的に城を守る工夫と評価できる。

曲輪1西隣には、仕切土塁bを挟んで曲輪2が設けられ、城外西方の尾根筋に対峙している。三方を川に囲まれた当城にあって、唯一外部と地続きになる西側尾根筋は広く平坦で、攻城側の足場として利用される危険性が高い。こうした弱点を克服するため、曲輪2はほぼ全周が土塁囲みとされ、尾根筋に面する西辺土塁ラインの中央部に櫓台aが設けられている。櫓台aは曲輪面からの高さ約6mを測る大型の構造物で、土塁ラインから尾根筋に向かって凸状に突出し、横矢がかりの構造に仕立てられている。櫓台を中心とする西辺の土塁ライン外側は高峻な切岸になっており、裾部には尾根筋から城域を切り離

す深い堀切eが設けられている。この堀切eは櫓台の南北隅角でそれぞれ二股に分岐し、内側の一本は櫓台aと土塁ラインが形成する横矢がかりの屈曲部に導き入れられている。特に櫓台北側で横矢がかかる地点xは堀切分岐部が拡張され、深さ一〇mの落とし穴状の巨大な凹地となっている。また、堀切eに平行して浅い堀切f・gが構えられ、櫓台前方を三重堀切でガードする堅牢な構造としている。戦い方としては、尾根筋から攻め込んだきた攻撃側の足を堀切f・gで止めて高所の櫓台aから遠距離射撃を加え、櫓台aを忌避し両脇へ流れて進む攻撃側を堀切eの分岐によって城内からの側面射撃が可能な箇所誘い込み、脱出困難となった攻撃側に十字砲火を加えて殲滅するという流れが想定できる。

曲輪2には虎口i・jが設けられ、城内全ての曲輪と連絡できる構造とされており、この曲輪を防衛の核として機能させることが企図されているが、この曲輪には城外に向けて直接開く虎口kも設けられている。この虎口は城全体の入り口に当たる重要施設であり、他の虎口にはない工夫が凝らされている。具体的には城外からきた通路は曲輪2北面切岸に沿って登り、虎口k正面に設けら

れた踊場に到達、ここで右折して虎口kを通り抜ける構造とされている。そして、この登城路+踊場に対して曲輪2土塁上から横矢が掛けられるよう、虎口西方の土塁ラインを凸状に突出させてある。この登城路をたどって虎口kを目指す攻撃側を、右側面と背面から射撃することを可能にする工夫と評価できる。

このように堅牢に固められた曲輪2だが、その南側は西側尾根筋と接続する緩傾斜面になっており、歩きやすい。そのため、櫓台aからの俯瞰攻撃を恐れ尾根上の正面突破を避けた攻撃側がこの斜面に回り込み、城の懷を直撃する可能性がある。曲輪1・2の南側、問題の緩傾斜に張り出すように設けられた腰曲輪3は、こうした事態に対応する施設と考えられる。腰曲輪3西辺には、斜面を渡ってきた攻撃側を迎撃する際の擁壁となる低土塁が設置されており、小規模ながら曲輪2の脇の甘さをサポートする重要な曲輪と言える。これに加え、尾根上の堀切群の端を堅堀として南斜面へ伸ばし、この堅堀と腰曲輪3との間に八本の堅堀から成る畝状堅堀群hを櫓の歯状に敷設して緩斜面全体を破壊、攻撃側が緩斜面を渡って腰曲輪3に到達できないよう工夫してある。この

ため、攻撃側が尾根上から南斜面へ回り込もうとした場合、櫓台 a から横矢のかかる堀切 e の堀底を通り、畝状堅堀群と曲輪 2 の間に存在する狭隘な窪地を通行せざるを得ない。しかも、このルートは腰曲輪 3 直前に設けられた曲輪 2 切岸まで食い込む堅堀群で遮蔽され、腰曲輪 3 の射程内で立ち往生する構造となっている。つまり、畝状堅堀群は緩斜面への攻撃側の自在な展開・移動を防ぐと同時に、その動線を城内からの邀撃容易なゾーンに限定する役割を果たしているものと考えられる。また、凹地 x で分岐して二股となった堀切 e と尾根上の堀切 g は多重堅堀となつて北側斜面に落ちており、城内側にもこの堅堀群に平行する短い堅堀が切られている。これらの構造物は、攻撃側が尾根上から北側斜面に回り込み、城そのものの入城口である虎口 k を目指す動きを阻止するために設けられたものと考えられる。

なお、腰曲輪 3 西辺土塁には虎口 c が存在し、尾根上から堀切 e 屈曲部を経て畝状堅堀群直上の窪地を通過するルートと接続するものと考えられているが、先にみたようにこの通路は腰曲輪 3 直前で堅堀群によって遮蔽され、通行は難しい。実際は虎口 c を出た通路は、畝状堅

堀群 h によって嚴重に保護されつつ、目の前にある堅堀内を南下する構造であった可能性が考えられる。

このように南山城は、櫓台を核とする土塁ラインで固めた曲輪 2 を防御専用の拠点とし、駐兵空間と考えられる曲輪 1、斜面部をカバーする腰曲輪 3 との連携によって攻撃側のあらゆる動きを阻止し、尾根上や斜面地に張り巡らされた多重堀切・畝状堅堀群によって攻撃側の動きを抑止しつつ防御側有利なゾーンに誘い込み追い詰めていく、極めて技巧的な縄張りを実現している。

南山城の遺構は以上のように充実したもののだが、城の名を記す信頼できる史料は発見されていない。享保十一年（一七二六）成立の『備中古城記』^③は当城について触れた最古の文献だが、築城者として古代豪族河部臣百依かわべのおみもよりを挙げるなど不審点が多く、ほとんど顧みられていない。だが、同書が「応仁ノ頃」の南山城主とする「石川源五」

は、寛永十五年（一六三八）成立の「蘭川部井水元来一冊の事」^④に川辺村の領主としてその名がみえ、戦国期が終わって間もない時期に地域で記憶されていた領主だったことが判明する。川辺村は河辺庄の故地であるが、十五世紀末以来、幸山城主石川氏の一族が代官職として河辺

庄を掌握していたことが一次史料で確認でき、石川氏の川辺支配は史実と評価できる。つまり、石川氏は山陽道の峠越え地点（餅坂）に幸山城を構え、山陽道と大河の交差点（川辺）を掌握することで、備中国南部有数の流通経済の要所を自らの本拠領域として囲い込む志向を有していたことがわかる。こうした志向性からすると、幸山城と河辺庄を軸に形成された本拠領域と河口部の港とをつなぐ舟運の出入口で幸山城と河辺庄を連結するサブルート^⑥の渡河地点を押さえる南山に、石川氏がルート維持・管理に特化した出城を設けたとしても不思議はない。そうした意味で、石川源五の在城伝承が何らかの史実の一端を伝えている可能性は残されていると考える。

ただし、仮に最初の築城者が石川氏だとしても、現存遺構が築城当初のままという保証はない。そこで、現存する遺構が石川氏のような在地国衆の城郭と比較して違和感ないか否かが問題となる。本来なら石川氏ゆかりの城郭を比較対象とすべきだが、天正三年（一五七五）の備中兵乱によって石川氏は滅亡し、その旧領は毛利輝元^{もうりてるもと}の支配下に置かれた上、天正七〜十年（一五七九〜八二）に織田・毛利両勢力の境目となった影響で、旧石川領内の

城郭の多くが毛利氏による改修の可能性を排除できない状態になっている。そこで、本稿では南山城の所属郡であり、一郡規模で在来の国衆領が存続した浅口郡の城郭を比較検討の素材とする。

二 備中国浅口郡をめぐる軍事動向

浅口郡は、応永十四年（一四〇七）に細川満国^{ほそかわみづくに}が室町幕府から一円知行を許されて以降、中世を通じて細川野州家領として存続した。天文年間前半に細川野州家当主となった細川通董^{みちたか}は、出雲尼子氏と連携して活動していたが、天文十八年（一五四九）大内義隆^{おおのりよしたか}による攻撃を受け、森本松山城（倉敷市玉島柏島）など領内各所での防戦を経て、最終的に大内氏に帰属した^⑦。

史料1 毛利元就書状写

今度以御取操、浅口之事相調候、誠可然候、御辛勞之段無申計候、弥笠岡其外之儀可然様、幸某衆御下之事候条、万可被仰合候、中にも小坂四郎右衛門尉事落着之由、近比可然儀候、於然ハ彼子之事急度御呼下あるへく候、年内可被呼下候、何事も、此者可申候間、不能一二候、恐々謹言

十二月八日

元就御判

渡辺越中守殿^(幸)

御宿所⁽⁸⁾

史料2 毛利元就書状写

就備中表之儀、從沼田生口・瀬戸・末長其外人数、

^(小早川隆景)

急度至手城差上候、龍王相談可相動由候、此時其方

^(備後国)

之儀罷上彼儀調略肝要候、油断有間敷候、用意候て

沼田衆同前可出候、猶從三右所可申候、謹言

五月廿七日

元就御判

小寺十郎左衛門とのへ^(武盛)

史料1は「今度以御取操、浅口之事相調候」とある

ことから、「浅口」＝細川通董の大内氏帰属時に書かれた文書と考えられる。通董は天文十八年十一月十五日段階で大内氏と交戦状態にあり、遅くとも天文二十年(二五五二)三月までに大内氏と通好していることが確実⁽¹⁰⁾なので、天文十八・十九年の史料とわかる。大内氏の備後・備中経略が天文十九年半ばまでに一段落したことも⁽¹¹⁾考慮すれば、本史料は天文十八年十二月に比定することが可能で、細川野州家の大内氏帰属が天文十八年の暮れ毛利元就の内意を受けた渡辺越中守幸の調略により実現

したことがわかる。この調略に絡んで小坂四郎右衛門尉の子を人質として招致することが話し合われているが、この小坂氏は浅口郡小坂庄の杉山城(浅口市小坂西)を本拠とし細川野州家を支える「浅口衆」の一員である。毛利氏は小坂氏を掌握することによって細川野州家との紐帯を確実なものにしようと企図したのであろう。

こうした経緯から天文後期以降、細川野州家は毛利氏との結びつきを強めていく。魚屋翔平氏は注(11)論文にて、この時期の両家の関係を示す史料として毛利元就が備後国御調郡の領主小寺氏に与えた書状(史料2)を紹介する。小早川隆景^(みづがわ)麾下の沼田衆^(ぬた)が「龍王」と相談して備中国内で軍事行動を行うため出陣したことを元就が小寺十郎左衛門尉武盛^(たけもり)に報じ、武盛にも出陣を求めたものである。年欠だが、竹原小早川氏に属する生口・末長氏^(いぐち)が「沼田衆」として出動していることから、竹原小早川氏の当主小早川隆景が沼田小早川氏をも継承した天文十九年⁽¹³⁾(二五五〇)以後に比定できる。小寺武盛が弘治二年(二五六六)四月以降「佐渡守」を称することも考え併せると、天文十九・二十四年(二五五〇・五五)の間に発給された史料とわかる。魚屋氏は本史料にみえる「龍王」

が浅口郡龍王山城（浅口市六条院西）を居城とする細川通董を指すものと看破し、史料2を天文後期における通董と毛利氏との軍事的連携を示すものと評価した。この時期、毛利氏による細川野州家への軍事的支援とみられる事例が確認できることから、筆者もこの見解は妥当と考える。例えば、（天文二十二年）六月六日毛利元就・隆元連署書状写によって、毛利方軍勢が猿掛城主庄為資の軍勢「猿懸衆」の立て籠もる浅口郡小坂の城を攻略したことがわかる。⁽¹⁵⁾ 小坂の城は史料1にみえる小坂四郎右衛門尉が拠る杉山城と考えられるが、年未詳正月二十六日細川通頼（通董）書状に「安倍・小坂所行之企不及是非候」とあることから、小坂氏が安倍氏と共に野州家から離反し、庄氏の軍勢を杉山城に導き入れたものと解釈できる。天文二十二年（一五五三）ごろ、浅口衆の一部を味方につけた庄氏が郡北部に進出する状況下、細川通董は小早川隆景の軍事的支援を受けて庄氏と交戦し、杉山城などの奪還を図ったものとみられる。浅口・小田郡境の勧蓮寺山で庄氏と「浅口侍共」が合戦したとする伝承も、森俊弘氏の指摘どおりこの事態に関連するものだろう。⁽¹⁷⁾

近世成立の長川寺縁起⁽¹⁸⁾に基づく通説では、細川通董

は永禄二年（一五五九）に伊予国から備中国へ渡海して青佐山城（浅口市寄島町・笠岡市大島中）へ入り、その後龍王山城へ移り、次いで鴨山城（浅口市鴨方）を居城に定め、子息元通の代に道越要害山城（倉敷市玉島道越）を本城にしたとされている。以前注（7）拙稿で述べたように通董の備中入国は天文十年代に実現しているため入国を永禄二年とする点は疑問だが、史料2によって通董が天文二十年代に龍王山城に拠っていたことを確認できる。また、細川野州家を「満越」⁽¹⁹⁾ 道越の代名詞で呼ぶ天文十一年（一五八三）ごろの史料が存在するから、道越要害山への居城も史実といえる。よって、野州家の拠点移動は史実で移転年次のみが後年の付会と判断できる。永禄二年は毛利氏が備中松山城を攻略して庄又六父子を「生害」し猿掛城の庄為資を服属させた年に当たることから、この年は通董が庄氏を退けて浅口郡の大半を回復し、鴨山城へ本拠を定めた年なのではないか、と推考する。

細川通董は毛利氏の助力で浅口郡を回復した恩義からか、天正三年の備中兵乱、天正七～十年の対織田戦争の際も毛利方に踏み留まり、一郡規模の版図を抱える備中国衆としては唯一、室町期以来の所領をほぼ温存し

た状態で生き残った。通董の子元通も毛利氏による所領再編を免れて連島・片島付近を除く浅口郡の大部分を単独知行することを許され、慶長五年に毛利氏が備中国を失うまで浅口郡六〇七〇石余を支配した。⁽²¹⁾毛利氏の勢力東進により、浅口郡は毛利氏分国の内奥に包み込まれたため、永禄二年以降二十年以上にわたって敵対勢力の領域と接する機会がなく、戦乱にも見舞われていない。浅口郡が再び軍事衝突の可能性を帯びた勢力と境を接するようになるのは、高松城合戦後に講和した羽柴秀吉・毛利輝元が交渉して領国境界を定め（中国国

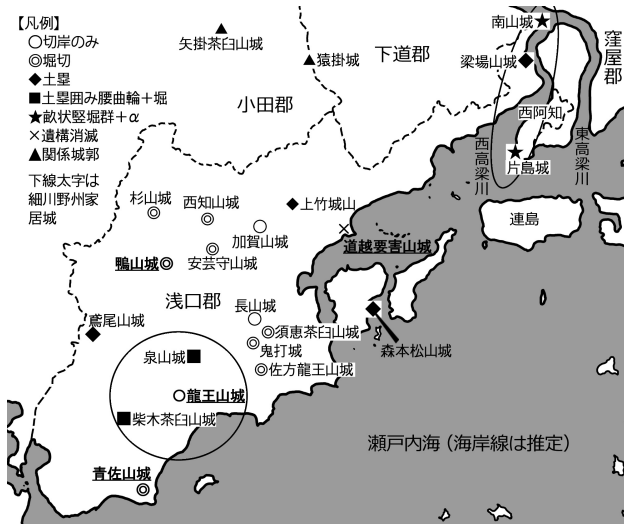


図3 浅口郡域の城郭分布

分)、天正十一年十二月に高梁川以東の都宇・窪屋・賀陽郡の大半が秀吉方の宇喜多秀家領と確定して以降のことである。これ以後浅口郡の東部高梁川流域は毛利氏分国の東の最前線となり、宇喜多氏分国と接することになった。

三 浅口郡域の城郭構造と分布

以上のような歴史的経緯を有する浅口郡域には現在も遺構を残す中世城郭が十九ヶ所存在する。それらの多くは横山定・尾崎聡・林富士男氏の精力的な調査によって構造が明らかにされており、その成果と筆者の踏査をもとに図3に分布状況を示した。大まかには、郡東部に土塁のみを防御施設に用いた低丘陵上上の単郭型城郭が分布し、郡西部に堀切のみを防御施設として採用する城が分布する傾向にある。

しかし、土塁と堀を兼備し両者が噛み合うかたちで縄張りされた城は少なく、注(22)所引の林氏の成果に導かれ泉山城(浅口市六条院中)・柴木茶臼山城(同市寄島町柴木)

の二ヶ所のみを見出すことが出来た。この二城は細川通董の居城龍王山城を中心とする二・五キロ範囲に偏在している。ここは天文二十年代の細川野州家本拠領域であり、細川通董と大内氏、庄氏との攻防の焦点となるものの、永禄初年以降は細川野州家領として安定的に推移した地域である。つまり、この地域に所在する二つの城には、永禄初年ごろまでの地域間抗争で培われた城郭構造で特に秀でたものが残っている可能性がある。

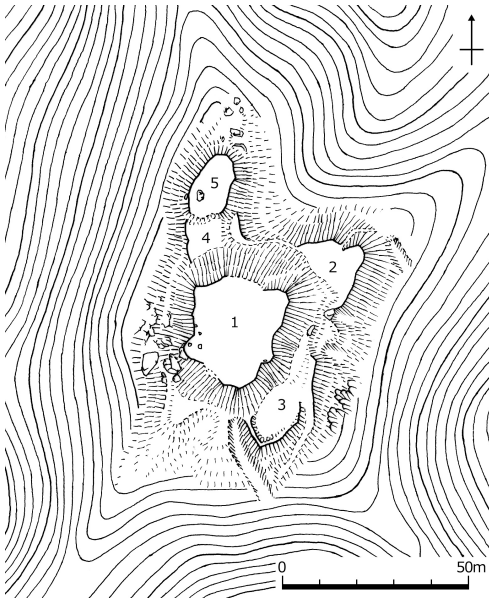


図4 泉山城縄張図（畑和良踏査・作図 2016年）

このうち、泉山城は明王院^{みんおういん}南方に横たわる山地の最高地点にある。この城に関する一次史料はみつからないが、『備中誌』は細川通董の重臣秋田左衛門尉・九右衛門の持ち城とする伝承を採録する。秋田九右衛門は実名を「清長」といい、細川元通の家中から拔擢されて穂田元清・毛利秀元^{ひでもと}に仕え、「城築巧者」と見込まれて長府毛利氏の居城櫛崎城（山口県下関市）の普請奉行を務めたと伝わる。その立地は、南方の龍王山城を背に鴨山城を間に挟んで庄氏の杉山城と真正面から相對する形勢にある。つまり泉山城は、天文末年に鴨方盆地を挟んで対峙していた庄・細川両勢力の狭間に位置しており、細川通董が浅口郡を再統合する過程で行われた戦乱に関わって築かれた可能性を見通すことができる。

五つの曲輪からなる小規模な城だが、主郭1の切岸、尾根に面する曲輪2北東端の切岸は高峻で周囲の曲輪・地形との比高差は大きい。しかし、城域の四方の派生尾根に面した曲輪は、基本的に切岸のみで固められ、堀切は曲輪2切岸裾に浅いものがみられるのみである。こうした中、主郭1南東裾部には、南西尾根筋に面する縁辺をL字状の低土塁で囲い、その外側を堅堀一条で遮断

する腰曲輪3がある。南西尾根と城域との接続部にある主郭1は尾根とつながる緩傾斜地に剥き出しになっており、この方面からの攻撃に弱い。腰曲輪3はこうした主郭1の弱点をカバーし、主郭側面の緩傾斜地へ回り込みを図る攻撃側を土塁と豎堀で阻止すると同時に、主郭前面に展開する攻撃側を脇から邀撃することを可能にする優れた設備といえる。

柴木茶臼山城は鴨方盆地と大島地域を画する丘陵地を越える峠を押さえる要衝の地にある。郡域では細川野州家居城に次ぐ規模の山城（長径約二一〇m）で、山頂部に築かれた中心郭群、尾根先端の曲輪群、両者を結ぶ鞍部の曲輪から成る。各曲輪の造成は丁寧で、大規模な土木量を投じて要所に高さ八〜一〇mの高峻な切岸を設け、城域周辺の派生尾根のほ

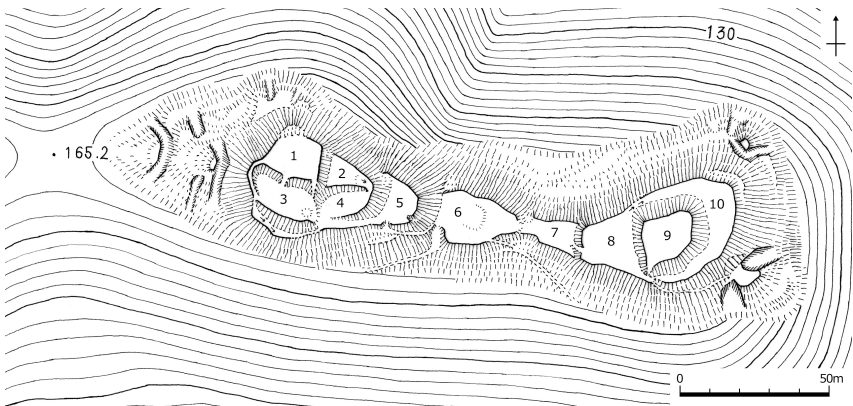


図5 柴木茶臼山城（畑和良踏査・作図 2019年）

とんどを堀切または両脇豎堀で遮蔽する。この城に関する一次史料も未発見だが、城全体の完成度が高く一過性の戦時拠点としては考えられない土木量が投入されていることから、細川野州家の有力支城として整備活用された可能性が高い。なお、元文四年（一七三九）成立の『備陽国誌』は大内義隆の幕下大内摂津守を城主とする伝承を載せる。天文十八年の大内義隆による細川野州家攻略戦の際、大内軍に奪取されたことを示唆する伝承だろうか。

この城の主郭1は城域と西側の山地との接続尾根に面するが、この尾根筋はなだらかで主郭1周囲まで緩斜面が回り込み、攻撃側の進入・展開を許しやすい。こうした地形を克服するため、主郭1南側に土塁囲みの腰曲輪3が設けられている。腰曲

輪3の土塁は西側尾根筋に向かって半月状に突出し、攻撃側の尾根筋直進を拒むと共に、尾根上から主郭周囲の緩傾斜地へ回り込む攻撃側をも狙撃できるように仕立ててある。土塁で守られた腰曲輪3の切岸は高さ一〇mに届く大規模なもので、裾部に堀切（現状深さ一m前後）が存在する。その外側には両脇堅堀と堀切が連続平行して敷設され、尾根筋を土塁囲みの腰曲輪と三重堀切で守る堅固な構造とされている。

このように龍王山城周辺の二つの城は、防衛上弱点となる地点に限定して前面に堀を備えた土塁囲みの腰曲輪を構築し、隣接する主郭のサポートを図る構造を持つ。浅口郡域で一般的にみられる城域全体の外郭・端部を土塁か堀切で単純に遮断する城と比較して、防衛専用の堅固な曲輪を用意し、主郭と連携させた防衛が考慮されている点に、縄張り上の大きな進化が認められる。

しかし、南山城では防衛専用の土塁囲みの曲輪がさらに高度化し、塁線そのものに横矢がかりを実現するため、屈曲が加えられ、土塁の一部が砲撃拠点となる櫓台として機能分化している。さらに、畝状堅堀群による斜面の破壊、横矢土塁に沿って分岐・屈曲する堀切構造によ

り、横矢がかり地点へ攻撃側の動線を強制的に誘導する仕掛けが認められる。泉山・柴木茶臼山城は優秀な構造だが、南山城の構造と比較すると実現された縄張りの精度に大きな懸隔が認められる。

龍王山城周辺の二つの城が永禄初年以降近世初頭まで細川野州家管下で安定的に保たれた地域に所在したのと異なり、南山城は天正十一年に毛利・宇喜多両氏に分国境界となった浅口郡東境の高梁川沿岸ライン上に存在する。このことから、両者において実現されている縄張り精度の差が、城の所在地域が最終的に軍事的緊張にさらされた時期の新旧差に由来する可能性を見通すことができる。また、浅口郡域において畝状堅堀群を擁する城郭は南山城と片島城（倉敷市片島町）⁽²⁴⁾の二ヶ所に限定されるが、その両方が高梁川沿岸に集中分布しているのも気がかりである。そこで、以下では一次史料によって天正十一年ごろの当該地域の動向を精査し、新たな軍事的緊張が地域の城郭に与えた影響について明らかにしたい。

四 「中国国分」と穂田元清の城郭再編計画

羽柴秀吉と毛利輝元の間で交渉が重ねられ、毛利氏が

備中国のうち高梁川以東を宇喜多氏に引き渡すことについて部分的に同意、「庭妹・松島・幸山・宮山・妹尾」の諸城から在番者や城主を撤収させたのは、天正十一年十二月のことである。このとき、毛利輝元が遣わした「安国寺、林全、并毛利家老之者共」と秀吉が派遣した黒田孝高・蜂須賀正勝が備中猿掛城で会談し、領国境界の設定について協議したことが知られているが、その場(26)にいた猿掛城主穂田元清が興味深い書状を残している。

史料3 穂田元清書状

態令申候、旧冬此表御両所御逗留之刻、我等城替之儀可有御披露之通申談候つる、御下向已後両山能々見合候処、矢懸之中山(矢掛)彼是可然趣候条、彼山取付度存候、就其以此者申上候条、可然之様可被仰上事頼存候、委曲於沼田申達候条、隆景可被仰談候、猶相含口上候条、不能多筆候、恐々謹言

(穂田) 治部大輔

二月二日

元清(花押)

(渡辺石見守長) 渡石

(兄玉三郎右衛門尉元良) 兄三右

(27) 御宿所

文中で、宛所の渡辺長・兄玉元良(毛利氏重臣)の「御両所」が「旧冬」元清の居所「猿掛城に逗留していたことが記されている。これは天正十一年十二月に秀吉方便節と領界について協議するため「毛利家老之者共」が猿掛城へ出向いたことを指しており、それを「旧冬」の出来事とする本史料は天正十二年二月に比定できる。天正十一年冬、穂田元清は従来居城としてきた猿掛城から別の城へ本拠を移す「城替」を思い立ち渡辺・兄玉両氏に相談した。翌春、元清は築城に適当な山を二ヶ所見比べた上で「矢懸之中山」に新しい居城を設けることに決め、希望が叶うよう毛利輝元に周旋してほしいと渡辺・兄玉氏に依頼している。この史料によって、穂田元清による矢掛中山「矢掛茶臼山城(小田郡矢掛町矢掛・東三成)」の新築が天正十二年に開始されたことが判明する。中世城郭の築城手順がここまで具体的にかかること自体珍しいが、この時元清は別の場所でも城普請を起工していた。

史料4 桂景信書状写

追而之御札令拝見候、誠先年御下向之節者、至庭妹(庭瀬)被成御出、畏入候、御上洛之砌不存知候て不得貴意、無沙汰非本意候、仍我等事旧冬從庭妹罷下、彼是可

被成御推量候、宮内少輔事、頃猿懸面御普請付而令逗留候、就夫御返事等然々不申入候、様牀小林善七郎殿江申候条、不能詳候、恐々謹言

桂右衛門大夫

五月六日 景信

村山殿

御返報⁽²⁸⁾

史料4は備中庭瀨城^(にわせ)(岡山市北区庭瀨・撫川)城主桂景信の書状だが、旧冬庭瀨を去つて国元へ下向したと記されている。毛利氏が庭瀨城を宇喜多氏に明け渡したのは天正十一年十二月なので、史料も天正十二年に比定できる。景信の子息宮内少輔景種^(くないのしょうかたね)が「猿懸面御普請」に出かけて留守であると記されており、矢掛茶臼山築城と並行して猿掛城でも改修が行われていたことがわかる。

天正十一年十二月に毛利氏が高梁川以東の備中領を宇喜多氏に明け渡したことにより、宍戸元孝^(ししどもとたか)の居城鬼身城^(きのみ)(総社市山田)・穂田元清の居城猿掛城は、毛利氏領の最前線に突出する事態になった。この領国境界を定める過程で元清が「城替」について毛利輝元に相談している点は重要で、元清は自身の居城がそのまま境目城となること

を懸念して「城替」を打診した可能性が高い。すなわち、境目ラインより谷一つ奥側にあり、山陽道を西進する敵方の防波堤となり得る地勢を占める矢掛茶臼山に本拠を移し、矢掛の盆地からみた場合東の関門となる旧居城猿掛城を矢掛茶臼山城の前衛拠点として造り替える。こうした構想のもとに元清は二つの城を同時に築城・改修したものと考えられる。このように、天正十一年暮れから翌年にかけて、備中国南部の毛利領では分国境界の変更にともなう防衛体制の再編が実施されていた。

史料5 穂田元清書状

夜前も如申候、連嶋・片嶋之儀、河西ニ上衆も被見居候、然間弥珍敷事有間敷候、各事如最前之、しかと可罷居事肝要候、從爰元一左右次第可罷帰候、其内之儀、耽在嶋候而不可有油断候、呉々一昨日上衆罷渡候処、各あいしらい可然候て肝要候、何も重畳可申候、謹言

治太

十二月十九日 元清(花押)

長井一郎四郎殿まいる

池田与三右衛門尉殿^(親貞)

中丸山城守殿

其外各中²⁹

史料5は連島・片島からみて「河西」に当たる地域に「上衆」³⁰ 秀吉方軍勢が入ってきた様子を記すことから、天正十一年十二月の備中国南部における分国境界画定作業の状況を報じた史料とわかる。秀吉方は、新しい分国境を毛利氏側と互いに確認し合う目的で、東高梁川の西岸へ渡ってきたのであろう。この状況を受け、穂田元清は池田親貞^{ちかあき}から家臣団に対し、帰投の指示あるまで連島・片島に「在嶋」して油断なく警衛に努め、渡河してきた「上衆」の出入に応じて対処するように命じている。

この史料から、天正十一年の分国境界確定時、南山城の所在する浅口郡東境高梁川沿岸の防衛を穂田元清が担い、連島・片島に元清家臣団が駐留していたことが判明する。このうち、片島については干潟に突き出す片島そのものが片島城として城郭化されていることから、元清家臣団は片島城に駐在していたものと考えられる。前述のとおり、浅口郡域で畝状堅堀群が設置されている城郭は、高梁川沿岸の片島城と南山城のみに限られる。その一方である片島城が、天正十一年段階で穂田元清の管理

下にあったという事実は、本稿の問題意識からするとすこぶる重要と考えられる。つまり、浅口郡域における畝状堅堀群は、天正十一年に確定した毛利氏分国の東境、同年から翌年にかけて城郭再編に取り組んでいた穂田元清と関係するかたちで分布していると判断できる。

以上の考察から、南山城は天正十一年から翌年にかけて実施された穂田元清による防衛体制再編時に毛利氏領国の最前線を守る城として整備され、現在みられる精度の高い縄張りが形成されたものと推定される。

おわりに

小稿の分析で、現在の南山城は小山文好氏の指摘とおり天正年間に毛利氏が設けた「境目の城」と考えられること、より具体的には天正十一年に成立した毛利・宇喜多両氏の分国境界に対応するため毛利氏が整備したものである可能性が高いことが明らかになった。しかし、南山城の現状を右の事象の結果物とみなした場合、南北に延びる毛利領東境に同程度の構造を持つ城郭が他にない点が問題となる。この点について筆者は二つの仮説を用意している。一つは南山城が高梁川東岸の政治拠点幸山

城と深く結びついた立地にあり、宇喜多領に取り込まれ連絡から対峙の対象に変化した幸山城との位置関係が重視され、領界線上の諸城から選ばれて改装された可能性を考えている。もう一つには、毛利氏による境目城郭整備の不徹底を挙げたい。毛利輝元は穂田元清による城郭再編を許可しつつ、秀吉の反応を憚って元清の築城に表立った援助を与えることを躊躇している。⁽³⁰⁾こうした毛利氏の中途半端な対応により備中国南西部の城郭再編は穂田元清の個人的努力の範囲に終わり、毛利氏領東境において南山城のみが毛利氏による再整備の痕跡を残すかたちで現代に伝わったのではないかと考えている。

こうして現在の姿に整えられた南山城は、高松城合戦時の講和後も、羽柴秀吉が旧織田家臣団どうしの主導権争いを制し全国統一戦争に踏み出す段階までは、毛利氏と秀吉方宇喜多氏との間に軍事的緊張状態が続いていたことを体现する遺跡と評価できる。岡山県域の中世城郭全般からみれば、軍事を目的とした構造を有する山城の掉尾を飾る優れた遺跡、ということができらるだろう。

注

- (1) 小山文好「備中南山城についての一考察」〔中世城郭研究〕十四号、二〇〇〇年。
- (2) 『藤原日録』延徳三年十一月二日条、『吉備郡史』巻下第四編第五章。
- (3) 岡山県立図書館蔵筆写本。同図書館「デジタル岡山大百科」(<http://digikalinet.pref.okayama.jp/>)にて閲覧可能。
- (4) 日名静一「備中下道郡秦上原下原より蘭河部え井水取次次第覚書」(私家版、倉敷市総務課歴史資料整備室所蔵) 所収。
- (5) 『鹿苑日録』天文八年六月十七日条など。
- (6) 「長府博物館蔵細川家文書」応永十四年十二月九日足利義満御判御教書(「山口県史」史料編中世四)。
- (7) 拙稿「細川通董の野州家相続とその背景」〔倉敷の歴史〕二十二号、二〇一二年。
- (8) 譜録・渡辺三郎左衛門直所持文書(山口県文書館蔵)。二〇〇八年の史料採訪時に見出した史料だが、その後本多博之氏が文書群全体を『草戸千軒町遺跡調査研究報告』十一(広島県立歴史博物館編、二〇一三年)に翻刻しており、参照されたい。
- (9) 関関録巻四十六・小寺忠右衛門〔萩藩関関録〕二巻。
- (10) 注(7) 拙稿を参照。
- (11) 魚屋翔平「戦国期大内氏と岡山県地域の諸勢力の関係」〔岡山地方史研究〕一三五号、二〇一五年。
- (12) 小寺十郎左衛門尉の実名は「山科家文書」天文二十三年小寺十郎左衛門尉武盛書状(広島県立文書館所蔵。未刊)により「武盛」と判明する。後に「元武」と改名した。
- (13) 「山口県文書館所蔵文書(毛利家文庫新整理分)」一任(安国寺恵瓊)覚書〔「広島県史」古代中世資料編Ⅴ〕。

- (14) 弘治二年八月十四日小寺佐渡守宛て毛利元就・隆元連署判物
 写、(弘治二年) 卯月十四日小寺十郎左衛門尉宛て大友義鎮書
 状写(『閩録卷四十六・小寺忠右衛門／『萩藩閩閩録』二卷)。
- (15) 拙稿「狼懸城合戦と毛利氏の備中国経略」(『倉敷の歴史』
 二十号、二〇一〇年) 参照。
- (16) 「仲田家文書」(『岡山県古文書集』第四輯)。
- (17) 森俊弘「中近世移行期の猿掛庄氏とその一門衆」(『倉敷の歴
 史』二十四号、二〇一四年) 参照。
- (18) 吉川彰準編『長川寺由緒記』(長川寺、一九三六年) 所収。
- (19) 「長府博物館蔵細川家文書」(天正十一年カ) 六月十四日穂田
 元清書状(『山口県史』史料編中世四)。「満越御家来衆」と「隆
 景御家来衆」が「浅口にて喧嘩」したことに関する史料である。
- (20) 「佛通禪寺住持記」(『三原市史』第五巻資料編二所収) 永祿
 二年条および注(15) 拙稿を参照。
- (21) 毛利家文庫「八ヶ国御配地絵図」(山口県文書館蔵。同館H
 P <http://archives.pref.yamaguchi.jp/> 掲載画像)。連島・河内
 地域は早くに細川領から外れ、穂田元清らの所領となった。
- (22) 『新修倉敷市史』第二巻古代・中世第十章第三節(倉敷市、
 一九九九年。横山定執筆)、『金光町史』本編第三章第三節(金
 光町、二〇〇三年。尾崎聡執筆)、『浅口地域の中世山城探訪』(浅
 口歴史探訪会、二〇一四年。林富士男編著)。
- (23) 毛利家文庫「長府城跡図」(山口県文書館蔵。同館H
 P <http://archives.pref.yamaguchi.jp/> 掲載画像)、豊浦藩日記
 第九十三冊「古老物語」(『下関市史』資料編I)。
- (24) 横山定「倉敷市内の中世城郭―備中国浅口郡片島城」(『倉敷
 の歴史』六号、一九九六年)。
- (25) 「吉川家中并寺社文書」(天正十一年) 極月十一日吉川元春書

- 状写(『久世町史』資料編第一巻編年資料)。
- (26) 「黒田家文書」(天正十一年) 十二月三日羽柴秀吉書状写(『大
 日本史料』十一・五)。
- (27) 「中丸家文書」(『山口県史』史料編中世四)。
- (28) 「村山文書」(山口県文書館蔵写本。本稿にて新規翻刻)。
- (29) 「中丸家文書」(『山口県史』史料編中世四)。
- (30) 「石田毛利家文書」(天正十二年) 卯月九日毛利輝元書状(『山
 口県史』史料編中世三)。

【付記】 南山城は国土交通省による小田川付替工事の影響で山ごと
 消滅する危機にあり、記録保存を目的とした発掘が進行中であ
 る。筆者は南山城の貴重な遺構が地域の人々に認識されないま
 ま失われることを悲しみ、歴史資料講座やインターネットの繋
 がり、テレビ報道を通じての周知を図り、河川改修にあたつて
 遺構保全が図られる可能性に賭けていた。しかし、平成三十年
 七月豪雨によって小田川とその支流の堤防が決壊し、真備町の
 広範囲が水没、多数の尊い命と住民の営為が犠牲となった。水
 害は小田川付替工事と関連づけて報道され、南山城を取り巻く
 情勢は厳しいものとなった。筆者に出来ることは限られている
 が、真備町域に存在した有形無形の歴史の所産が水害の影響で
 失われる中、南山城の様態を記録・検証し、その価値を後世に
 伝えることが責務と考え、本稿を執筆した。こうした真意を御
 理解くださり御協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

(はた かずよし 倉敷市総務課歴史資料整備室)

近世初期備中国の所領構成

—小堀政一の知行地を考える—

三宅 正 浩

はじめに

近世の全国的所領配置は、徳川政権による全国統治・大名統制の方向性が反映されたものであり、その特質を示すものとして理解されてきた。^①

近世備中国は、大きな大名が存在せず、幕府領・大名領・旗本領が混在する所領錯綜地域であった。こうした所領構成は、戦国期に宇喜多氏・毛利氏間の勢力の境目地域であったことに由来し、関ヶ原合戦後の国分けにおいて国持大名が配置されなかったことに直接的淵源を有する。

本稿は、こうした備中国の所領構成の形成過程をめぐり、近世初頭に備中国の広域支配を担当したとされる国奉行小堀政一の知行地の所在を軸に近世初頭の備中国の

所領構成を考えるものである。従来、小堀の知行地は、彼が備中国支配の拠点としていた備中松山城付近ではなく、小田郡にあったといわれてきた。しかし、本稿では、小堀政一書状等の一次史料の読み直しから、彼の知行地が変動していたことを示し、そこから近世初頭の所領構成の特質を指摘する。

本稿で主たる史料として用いるのは『佐治重賢氏所蔵小堀政一関係文書』^②（※以下、『佐治』+文書番号のかたちで略記する。）中の小堀政一書状類である。この文書は、『岡山県史』^③（諸藩文書）にも収録されており、以前から存在が知られていた文書であるが、本稿のような問題関心からその内容が十分に検討されたことはない。その最たる理由は、これらの書状類の年代比定がなされていないかったり誤っていたりしたことにあると考える。本稿は、こ

これらの小堀政一書状を年代比定しつつ再検討するものである。

第一章 近世初頭の所領構成と小堀知行地

1 近世初頭の備中国と国奉行

近世備中国が所領錯綜地域となった淵源は、戦国期の毛利氏と宇喜多氏の抗争にある。天正年間（一五七三～一五九二）、備中国は安芸国を本拠とする戦国大名毛利氏と備前国を本拠とする宇喜多氏という二勢力のせめぎ合いの場となった。その対立は、宇喜多氏を援護する織田勢力（具体的には羽柴秀吉）と毛利氏の対立へと引き継がれたが、備中国が主戦場となったことは変わらない。そして、天正一〇年（一五八二）の本能寺の変の際、備中高松城をめぐり、羽柴秀吉勢と毛利勢が対陣していたことはよく知られている。

本能寺の変をきっかけとして両者の間で和議が結ばれた後、翌年末頃から長期にわたり、備中国の帰属をめぐる交渉が継続した。高梁川を境に備中国を折半する線が進んでいた交渉は難航し、結局、明確な境界線が引かれないまま、備中国には秀吉領（※家臣知行地を含む）・毛利

領・宇喜多領が混在する状況となった。⁽⁴⁾これが、備中国が所領錯綜地域となる直接の出発点といえる。

その後、慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原合戦により、毛利氏が所領削減、宇喜多氏が改易となり、備中国の所領構成に大きな変化が生じた。

関ヶ原合戦後の徳川家康による全国的所領再編は、「国分け」というかたちでなされた。これは、関ヶ原で敗北した西軍側から没収した領知を国単位で分割したのが特徴で、結果として「国持大名」という基本的⁽⁵⁾に一国以上を一円的に領有する大名が多く誕生することになった。備中国周辺では、備前・美作両国を領した小早川秀秋、安芸・備後両国を領した福島正則がこれに該当する。一方、国単位で分割すれば、一国未満の規模の小大名たちで分割する国を設定する必要が生じる。備中国はその一つとなり、小規模な武家領主が分割して領有する国となったのである。これはもちろん、天正期以来の所領錯綜状況を前提として、その属性が引き継がれたものと考えてよいだろう。

国持大名領国とならず、中小領主の所領錯綜地域となった国の内、畿内を中心とする一ヶ国に設置された

のが国奉行であるとされている。高木昭作は、国奉行の職掌について、備中国奉行の小堀政一を事例として検討し、①国絵図・郷帳の作成、②知行地の割り付けと引き渡し、③普請人足の徴発、④幕府蔵入地の代官、⑤幕府法令の伝達、という五点を指摘した⁶⁾。

備中国に置かれた国奉行は、このような任務を担っていたのである。加えて、近世前期の備中国が鉄・銅・紙の産出地であったことにも留意しておく必要がある。徳川家康が備中国に国奉行を置いた背景として、これらの産物の掌握があったともいわれる⁷⁾。

さて、備中国奉行とされるのは、小堀正次・政一父子である。関ヶ原合戦後、小堀新助正次は「采地一万五千石を拝領し、備中の国務をつかさどり、松山の城をあづかる」〔寛永諸家系図伝〕という。この小堀正次が慶長九年（一六〇四）に死去した後、嫡子政一が家督と国奉行の職務を継承し、元和三年（一六一七）まで備中国奉行であったとされている⁸⁾。

2 慶長・元和期の備中国所領配置

次章での検討の前提として、慶長・元和期の備中国の

所領構成の変動について、『岡山県史』（近世Ⅰ⁹⁾）の記述を参考にまとめておく。

詳細は『岡山県史』（近世Ⅰ）に譲るが、関ヶ原合戦後の慶長期に備中国に知行地を有した主な領主は、小堀正次（一万石（※備中国分の石高、以下同。））、戸川達安（二万九千石余）、花房職之（八千石余）、木下家定（二万五千石）、花房正成（五千石）、岡越前守（六千石）、藤堂高虎（二万石）、浅野長晟（二万四千石）、蒔田広定（八千石余）らである。他に、大坂城で豊臣秀頼に仕えていた大坂侍の知行地が五万八千石、播磨姫路の池田輝政室の化粧領が四万石あり、その他公家領や寺社領なども設定されていた。そしてそれ以外が徳川家康の直轄領（後の幕府領）であったとされ、慶長一九年（一六一四）の大坂冬の陣時点で約八万石であったとされている。

『岡山県史』（近世Ⅰ）は、元和三年（一六一七）に小堀政一の国奉行支配が終わり、備中国は大名知行制へ転換していくとする。すなわち、同年、松山に池田長幸（六万五千石）が入り、成羽に山崎家治（二万六千五百石）が入るなどの動きである。加えて、備前岡山の池田忠雄が、備中国にあった母の化粧領三万五千石を加増された動き

も注目できる。

実は、この元和期の所領構成の変化については、秀忠政権の所領配置政策を前提に考えると理解しやすい。秀忠政権期には、縁戚関係にある大名を近隣にまとめて配置する所領配置が全国的にみられる^⑩。松山の池田長幸は鳥取・岡山の両池田家の分家であり、山崎家治は父の代から二代続けて池田家から室を迎えていた。鳥取の池田光政、岡山の池田忠雄という両池田家の存在を前提として、隣国の備中国に池田長幸・山崎家治が配置されたと考えられるのである。

さて、本稿が検討対象とするのは、この元和期の備中国の所領構成の変動過程であり、国奉行小堀政一の知行地を手がかりとして考えていくことにする。

3 小堀政一の知行地をめぐる問題

『岡山県史』（近世Ⅰ）によれば、関ヶ原合戦後に小堀正次が領有することになった備中国の一万石は、小田郡・後月郡にあり、この内、小田郡の九千石を小堀政一が継承し、後月郡東江原村の千石は弟正行に分知されたという。

三宅千秋は、小堀政一の知行地が小田郡・後月郡にあったことを前提として、一度も他の領主に領有された形跡がない村々を割り出す作業を通して小堀知行地を推定し^⑪、人見彰彦は疑問の余地を残しつつも三宅説を大筋で継承している^⑫。両者ともに、小堀知行地が小田郡中心であったことと、その大部分が備後福山の水野勝成領に引き継がれることを前提としている。しかし問題は、両者ともに、小堀知行地が慶長五年（一六〇〇）以来変化していないことを前提に考えている点にある。

ここで、時代は下るが、寛文四年（一六六四）に福山藩主水野勝種に対して幕府が発給した領知目録^⑬をみてみよう。当時の備中国の水野家領は、小田郡「稲木村・大江村・有田村・坪生村・入田村・篠坂村・大河村・押撫村・毛平村・用江村・大下村・西浜村・神嶋村・真鍋村・笠岡村・木目村・小平井村・絵師村・馬飼村・広浜村」の村々計七千四百五十八石余、後月郡「高屋村」の九百六十九石の合計約八千四百石である。

この寛文期の水野家領が小堀政一の旧知行地に該当するのかどうかについて、まず、二点の史料を掲げる。

〔史料1〕徳川秀忠領知朱印状写（『佐治』二九）

備中国之内拾四箇所九千四百参十石、大和国之内八ヶ所式千三十石余、和泉国之内式ヶ所千石、都合壹万式千四百六拾石余（徳川秀忠）別目録紙事、宛行之訖、可全領知者也

元和三年九月七日 御朱印

小堀遠江守とのへ

〔史料2〕江州浅井郡知行郷帳写（「佐治」四四）

（前略）

右是ハ、貴殿備中之御知行之高壹万三百四拾式石六斗八升六合之内、六千四百七拾三石壹斗八升六合（永野勝成）水日向殿へ渡、三千八百六拾九石五斗、池田備中殿（長幸）格別之知行と御替有度之由、双方御申ニ付、得御意替申候、池備中殿摂州之知行ハ御蔵入ニ罷成候、右之為替相知渡候、当末年々可有御所務申候、以上

元和五年未

九月十六日

伊丹喜之助 印判

松平右衛門佐 印判

北見五郎左衛門 印判

小堀遠江守殿

史料2は、元和五年（一六二九）に小堀政一が近江国へ

知行地を移された際のものである。この時点で備中国に小堀政一の知行地が一万三百四十二石余あり、その約三分の二（六千四百七十三石余）が水野勝成の知行地となったことがわかる。後半部分を解釈すると、まず、残る約三分の一（三千八百六十九石余）は、池田長幸の摂津国の知行地と交換することになったようである。そうであるから本来ならば小堀政一にはその摂津国の知行地が渡されるはずであったのだが、そこは幕府蔵入地となったという。そこで、さらにその代替地が与えられることになった。結果、水野勝成に渡された知行の代替分と、池田長幸から引き渡されるはずであった知行地の代替分を合わせて、近江国で知行地が設定されたということである。つまり、備中国に所在した小堀政一の知行地は、約三分の二を水野勝成が、約三分の一を池田長幸が領有することになったのである。

ところが、史料1を見ると、元和三年時点で小堀政一が領有していた備中国の知行地は九千四百三十石であることが判明し、史料2の知行高よりも千石近く少ない。これをどう考えればよいのだろうか。知行地が変化していることが確かであり、さらに結論を先取りしていえば、

元和三年から五年の間に千石ほど増加したという単純なことでもないのである。以下、章を改めて、元和三年から五年にかけての小堀政一の知行地の変化について、当時の小堀政一書状を年代比定しつつ、検討していく。

第二章 小堀政一書状にみる所領変動

1 小堀政一書状の年代比定

まずは、組上に載せる書状を示す。その際、以後の論述の煩雑さを避けるために、本稿で年代比定した順に並べ、確定した年代を月日の横に注記しておく。なお、これらの書状を『岡山県史』（諸藩文書）では小堀政一の国奉行退任時期（元和三年）をふまえて全て元和三年以前に年代比定しているが、後述する年代比定の結論が示すように、それは誤りである。

〔史料3〕小堀政一書状〔佐治〕二四

（尚々書略）

急度申遣候、備中御蔵入分、御知行ニ相渡り候間、在々残米共、いそきく舟つきへ出し可申候

（中略）

一、米共早々指上せ可申事

右之通、いづれもく由断仕間敷候、御知行ニ相渡り候てからハ、百性かん米以下之儀も何角可申候間、早々伏見へ相届、残米相渡候て可然候、舟之儀、しわく・かさ岡・くら敷、いづれも折紙遣し候、又うんちん舟ニても早々差上せ可申候、由断仕間敷候、返々うり付銀早々こひ候て、上せ可申候、頓而御知行ニ相渡り候間、村々残米、先奥の分ハ松山へ出し、口ハ蔵敷・かさ岡へ出し可申候

（中略）

（元和3年）
七月十七日

（小堀政一）
遠江

□（花押）

勝田左近とのへ
長屋木工とのへ
中村重右衛門とのへ
小堀左平次とのへ
池原新左衛門とのへ

〔史料4〕小堀政一書状〔佐治〕二六

以上

此間両度申遣候へ共、重而申遣候

一、其許御蔵入、近日御知行ニ相渡り可申候、(中略)
一、残米、おく郡之分ハ松山まで早々出し可申候、
口郡ハかさ岡・蔵敷、其てよりくへ早々出し可
申候

(中略)

一、我等知行ハ相替申ましく候間、松山など相違無
之候、其心得可有之事

(中略)

遠江

(元和3年)
七月廿日

(花押)

小堀権左衛門とのへ

中村重右衛門とのへ

長屋木工とのへ

勝田左近とのへ

稲富簡斎

池原新左衛門とのへ

〔史料5〕小堀政一書状〔佐治〕二七

(前略)

一、其元へ被越候衆、廿九日ニ伏見を出被申候間、
定而二日、三日比ニハ其元へ着可被申候、くらし

きへ御あかり候様ニと申談、小左衛門案内者ニ指
添くたし候間、其心得候て、三人の頭衆ハくらし
きの屋敷にておちつき、ふるまひ候様ニ可仕候、
左候ハ、一日、二日、前かとより罷出、其用意
仕、小舟なところり前迄むかいニ出し可申候

(中略)

遠江

(元和3年)
八月朔日

(花押)

中村重右衛門とのへ

長屋木工とのへ

小堀権左衛門とのへ

持明院

〔史料6〕小堀政一書状〔佐治〕三四

(前略)

一、備中殿・甲斐殿より之返事請取候
(池田長幸)

(中略)

一、松山知行替之義申越候、備中殿知行之内いづれ
ニても替可申所無之候、もし笠岡などニハかへ可
申候哉、乍去かさ岡之義ハ舟手ニて候間、定而替
被申間敷候、其外ハいづれも替可申所無之候、笠

岡とさへ替候ハ、談合可申候

(中略)

(池原)

一、新左衛門大事ニ相煩之由申來、大略相果可申とて喜十郎下候、我等知行所之義、納所成間敷候間、其方人をまわし候而、急度所務可申付候、由断有間敷候、謹言

遠江

(元和3年)
十二月二日

(花押)

小堀権左衛門とのへ

〔史料7〕小堀政一書狀〔佐治〕三七

(前略)

一、松山所かへの儀、先書ニ如申候此方よりすきたる儀ニ無之、かさ岡をとり候ても別ニか、り無之、町屋の地子斗にて候、ふねなども我等つかい候ほとハ藏しきニも在之候事候、其上しわく・小豆嶋・泉州ニもふね在之儀候間、其段も別ニ事をかき候儀無之候、家中の者共家などをねにふミ候てかい申、又我等の下屋敷・城の家なども居なりニ可相渡候間、大方あらため候て、作り候さうさより少やすきほとニかい可申との儀候ハ、談合可申候、

左様之儀も此方よりすきて申ニてハ無之候、内々

其意得可仕候、物成之高下ハ笠岡・かうの嶋などの儀、此方ニも所の上下よく存候、其段ハ少やく候ても高く候ても不苦候へ共、家中の者共家の儀などよくきわめ不申候へハ不成候、又上方にてもいつかたにても家を作り申候ハて不叶候間、其さしあわせニ成候様ニ無之候へハ不成候、備中の家ハ上方へ引候とても、てま入申さす候、我等の下屋敷・城も、作り候造作半分ほとニもかい可申との内儀候ハ、談合可申候

(中略)

遠江

(元和4年)
正月五日

(花押)

小堀権左衛門とのへ

〔史料8〕小堀政一書狀〔佐治〕四〇

尚々、くらしきものに此書狀見せ候て可申付候、已上

(守知)

急度申越候、長谷川式部殿御知行、比江庄之田地、倉敷村より出作仕之由候、然者倉敷村之者、年貢無沙汰仕ニ付而、出作御取上有度之由、我等かたへ被

仰越候、倉敷之ものよび候て、何とて年貢無沙汰仕候哉、様子相尋可申候、出作あけ候へと申付、迷惑□り候ハ、以来年貢無沙汰仕候ハ、出作御取上候へ、其時何角申間敷と出作之ものに出状をさせ、式部殿御手代へ相渡し可申候、新左衛門相果候間、其方かたへ申越候、以上

遠江

(元和4年)
後三月十八日

小堀権左衛門とのへ

(花押)

〔史料9〕小堀政一書状〔佐治〕四二

(前略)

一、松山城の儀、内々如有増、備中殿所替仕度之由、

(池田長幸)

于今内証被申候、(中略)

一、新左衛門ニ申付候我等知行分之儀、(中略)

遠江

(元和4年)
閏三月廿一日

小堀権左衛門とのへ

(花押)

〔史料10〕小堀政一書状〔佐治〕三六

(尚々書略)

松山替知相わたし可申旨被申候間、早々うけと

り可申候、右より如申、笠岡・神島・やうすな・
(真鍋) (矢掛)
まなへ・やかけ、うけとり候分ニ候、やかけ火事、

不残やけ候由、重右衛門申越候、替知にうけ取候儀如何候へとも、火事者当分之儀ニ候、所之善悪者末代之事候間、やかけを取候分に相定候、当物成之儀、火事出来不申候ハ、八つ四五分も取可申候へとも、火事出来候儀候間、其分別候て見合可相定候、一損四五分も二損ほともやすく相きわめ可申候

一、笠岡之儀、地子之義よく／＼さほ入候てせんさく可仕候、今までハ御蔵入故、又ハ九郎左衛門笠岡に居候故、諸事かくし申候間、其心得仕、よく／＼あらため可申候、神島のしほはまなど念を入可申候、(中略)

一、倉敷をかへてほしきとの儀候へとも、是ハいまた相きわめ不申候、かへ候ハ、中村・里山田をかへ可申候、其段ハあとより猶可申越候、先唯今之替知の分、急度相きわめ仕置可申付候、(中略)
一、(中略)倉敷之儀も大略替知ニ成可申間、やとをハ笠岡へ引候て可然候、左様ニ埒明候ハ、播州

へも見舞可申候

一、倉敷替地に成候ハ、はま無由断相まもり候へと可申付候

(中略)

一、我等之知行分乏毛見之儀、先度申遣候、よくくねんを入させ可申候、当年ハいつもの様ニハ取申ましく候、取も上可申候、倉敷・中嶋などハ猶以当年よく候ハんと聞ひ候

(後略、※この書状は後欠で年月日欠)

まず、史料3～5は一連の内容を持つ。

史料3は、備中国の蔵入地が知行地となることを伝えた上で、「村々残米」を内陸は松山へ、沿岸部は倉敷〔蔵敷〕笠岡へ送るように指示したものである。松山・倉敷・笠岡を小堀が支配していたことがわかる。蔵入地が知行地になるとは、元和三年七月、上洛中の將軍秀忠が、池田光政を播磨から因幡・伯耆両国に移し、因幡・伯耆の池田長幸・山崎家治に備中国への領知替を命じたことを指す。したがって、元和三年に比定できる。

史料4は、史料3と同じ内容を持ち、同じく元和三年に比定できる。

史料5は、「其元」(備中国)に行く者たちが七月二十九日に伏見を發つたことを伝え、「三人の頭衆」を「くらしきの屋敷」で接待することを命じている。『寛政重修諸家譜』の五味豊直の項に、「(元和三年)池田備中守長幸・山崎甲斐守家治、備中国にをいて封邑を賜ふにより、花房志摩守正成・豊嶋主膳某とともにかの地に至り制法を定む」とある。「三人の頭衆」は、この幕府上使三名と見て間違いなからう。したがって、史料3・4と合わせ、元和三年に比定できる。

次に、史料6・7は、史料8・9をふまえて年代比定する必要がある。史料8と9は、閏三月の日付を持つことから、元和四年であることは動かし方がない。

史料6は、最後の箇条に、新左衛門という人物が「大事二相煩」とあり、「大略相果可申」と危篤であることが記されている。この新左衛門は、史料8で「新左衛門相果」と、死去したことが記されている小堀家臣の池原新左衛門で、史料6は前年の元和三年に比定できる。

史料7は、史料6と関連した内容を持ち(後述)、正月五日付なので、前後関係から元和四年に比定できる。

最後に、史料10は後欠で月日記載もなく、年代比定が

難しい¹⁵。最後の簡条に毛見についての指示があり、秋に発給された書状と考えることができる。この書状については、元和四年の秋のものと考えているが、内容と関連するので、年代比定の根拠については後述することにする。

2 松山と笠岡

前節で年代比定した小堀政一書状から判明する新たな事実として、まずは松山知行替について述べていく。

史料6によれば、小堀政一に対して、「備中殿」¹⁶池田長幸が「松山知行替」を望んできいたことが判明する。これに対して小堀は、「備中殿知行之内いづれにても替可申所無之」と、池田長幸の知行地の中で替えたいところはないと述べつつも、笠岡ならば替えても構わない意向をもらしている。笠岡は「舟手」すなわち港なので（池田側が）替えようとしないうが、笠岡との交換ならば考えてもよいと述べている。

関連して**史料7**では、「松山所かへの儀」について、笠岡を取得するメリットについて述べている。笠岡を得るメリットとしては「町屋の地子」のみであるという。

港である笠岡を得ても、すでに船は倉敷（蔵しき）にもあり、塩飽・小豆島・和泉国にも船があるので必要がないと述べている。

この小堀―池田間での松山知行替についての交渉は、**史料9**に「松山城の儀、内々如有増、備中殿所替仕度之由、于今内証被申候」とある。**史料6**より、遅くとも元和三年（一六一七）末頃から始まったことがわかり、**史料9**より、翌年閏三月まで継続していたことが確認できる。そして、この知行替が池田側から小堀側に内々に持ちかけられたものであり、池田長幸が松山城を欲しいというのがその要望であったことがわかるだろう。

つまり、この交渉がなされている時点で、池田長幸は松山城主ではなかったのである。

『寛政重修諸家譜』を始めとした家譜類では、池田長幸は元和三年に備中松山城に入ったと記されている。これをうけて、各種辞典類はもとより、『岡山県史』『高梁市史』をはじめとした自治体史類でも、池田長幸は備中松山城に入ったことになっている。しかし、本稿で示した一次史料である小堀政一書状は、池田長幸が備中国転封当初には松山城を所有していなかった事実を示してい

るのである。

実は、『笠岡市史』⁽¹⁶⁾は、池田長幸が当初笠岡城に在城した事実を指摘している。その根拠となった史料の一つである「備中小田物語」には、「(元和二年) 秋八月十五日、池田備中守は笠岡へ入、同三年丁巳に松山へ行きたまい、元和二年と三年四年と三ヶ年の所務なり」⁽¹⁷⁾とある。元和二年は元和三年の誤りであろうが、池田長幸が笠岡城主であったという指摘は極めて重要である。池田長幸から知行替の打診をうけた小堀政一が取得を検討したのが笠岡であり、この事実、笠岡が池田領であったことを示しているのである。池田長幸が備中入国当初に居城としたのは松山城ではなく笠岡城であったと通説を修正しなければならぬ。

では、松山城は誰が所有していたのかといえ、当然、知行替を申し込まれた小堀政一ということになるだろう。松山が小堀が管理していた幕領であるという理解が成り立たないことは、史料4に、(池田・山崎の備中転封をうけても)「我等知行」に変化はなく、「松山など相違無之」とあることが示している。そもそも、池田長幸から松山知行替を申し込まれていることからしても、松山城

とその周辺が幕領ではなく小堀政一の知行地であったと理解できるだろう。

3 小堀政一の知行地考証

前節で、松山城とその周辺が小堀政一の知行地であったことを明らかにした。従来、松山は幕領であり、松山城は幕府の城であって、国奉行小堀政一が代官として預かっていると理解されてきた。しかし事実はそうではなく、小堀政一は歴とした松山城主だったのである。実は、倉敷についても同様の事実が指摘できる。

先述したように、『岡山県史』(近世I)をはじめとした自治体史は、小堀政一の知行地を小田郡と理解してきたため、小堀政一が倉敷を支配している事実を代官としての幕領支配と理解してきた。しかし、倉敷村が小堀政一の知行地であったことが史料から判明する。

史料8は、長谷川守知の知行所に出作していた倉敷村の百姓の処置について小堀政一が指示した内容を持つ。最後の部分に「新左衛門相果候間、其方かたへ申越候」とあり、池原新左衛門が死去したので小堀権左衛門に指示したとある。小堀権左衛門は松山にいた家臣である。⁽¹⁸⁾

本来であれば、倉敷村の支配は池原新左衛門の担当であつたことがわかる。そして**史料6**から、池原新左衛門が担当していたのは「我等知行所」すなわち小堀政一の知行所支配であることがわかるため、倉敷村は小堀政一の知行地であつたということになる。加えて、**史料10**では、最後の簡条で「我等之知行分」の毛見について指示をしているが、文脈から、その対象に「倉敷・中嶋」が含まれていたことが明らかで、倉敷村とその近隣の中嶋村が小堀政一の知行地であつたことが確定できるのである。

以上より、元和三年から四年頃の小堀政一の知行地には、松山と倉敷が含まれていたことが確認できた。では、なぜ、元和五年に小堀政一知行地の約三分の二を受領したはずの福山水野家の備中領が小田郡・後月郡であつたのだろうか。最後に残した**史料10**を検討する。

史料10は、冒頭部分で「松山替知相わたし可申」とあり、池田長幸から持ちかけられた知行地交換が成立して松山城とその周辺を池田側に渡した代替地として受け取った領知が記されている。それは、「笠岡・神島・やうすな（魚緒）・まなへ（真鍋）・やかけ（矢掛）」であつた。なお、

どうやら矢掛はこの直前に火災に見舞われたようであるが、小堀は「火事者当分儀」、「所之善悪者末代之事」として矢掛を受け取ることにしたようである。

さて、二つ目の簡条に、笠岡が「今までハ御蔵入」とある。**史料3・4**に、「備中御蔵入分」が池田・山崎の「御知行」になつたことが記されていた。つまり、池田側から小堀側に引き渡された笠岡以下の村々こそが、もともとの幕府領であり、それが池田領を経て、松山との交換で小堀の知行地となつたわけである。この内、先述したように、笠岡・神島・真鍋の三ヶ村は、寛文四年（一六六四）段階で福山水野家領となつてることが判明する。小堀の知行地となつた後、**史料2**の示す元和五年九月の領知替によつて水野領になつたとみてよからう。

このような内容を持つ**史料10**は、元和三年末頃から継続していた小堀―池田間の知行替交渉に決着がついた段階のものともみてよく、前後関係から、元和四年に年代比定できるだろう。

史料10で、もう一点、注目しておきたいのが倉敷に関する記述である。小堀政一は、池田側が「倉敷をかへてほしき」と言つてきていることに触れ、「倉敷之儀も大

略替知ニ成可申」と、倉敷を池田側に渡すことになるだろうと予想しているのである。この交渉結果を直接示す史料は見当たらないが、事実関係からいえば倉敷は後に池田領となっているから、倉敷も池田側に引き渡されたのだろう。史料2が倉敷の知行替に関するものだろうか。

このような経緯を経て、元和五年に小堀政一の知行地が近江国に移される直前には、小堀は松山を領有しておらず、倉敷も手放して（あるいは手放す予定になって）おり、その代替地として小田郡の笠岡・矢掛周辺を知行地としていたわけである。逆にいえば、元和四年に成立したと思われる池田長幸との知行替以前には、小堀の知行地は小田郡にはなく、松山・倉敷を中心とした地域が彼の知行地であったと理解するのが妥当であろう。

おわりに

本稿では、元和三年から四年にかけての小堀政一書状を検討することにより、近世初頭の備中国の所領構成について、従来知られていなかった事実をいくつか提示した。あらためて、本稿で解明した点をまとめておく。

（1）小堀政一の知行地は小田郡とされてきたが、実際は、

松山・倉敷を中心とした地域であり、近江国に知行替となる直前の時期に、池田長幸との知行替によって小田郡に移った。

（2）元和三年に備中国に転封となった池田長幸は、当初は笠岡を居城としており、小田郡を領知としていた。そして、小堀政一との知行替交渉を経て、松山城主となり、加えて倉敷も領有することになった。

（3）小堀政一の領主・国奉行としての拠点は、自身の知行地の松山・倉敷と、幕領の笠岡であった。元和三年八月に幕府上使を接待した「くらしきの屋敷」（史料5）は小堀政一の屋敷であり、倉敷を池田長幸に引き渡すに際して「やとをハ笠岡へ引候て可然」（史料10）と、倉敷の屋敷を笠岡へ移したと思われる。

以上が本稿が明らかにした事柄である。従来の『岡山県史』などによる通説を塗り替えたわけであるが、それだけに留まらず、今後の研究に寄与するであろう論点が多々あると考える。その主なものとして、最後に二つの点を提示しておきたい。

第一は、近世初頭の国奉行制に関する点である。本稿では、元和三年時点で小堀政一が松山城主であったこと

を示したわけだが、代官として支配していた城を後に与えられて居城としたというようには考えにくい。ため、推測の域を出ないが、小堀正次・政一父子は当初から松山城主だったと思われる。となると、国奉行小堀父子の備中国支配は、自らの知行地である内陸部の松山、沿岸部の倉敷という重要拠点を軸に小田郡などの幕府領を管理していたものであったということになる。備中国における松山・倉敷・笠岡^⑨の重要性を考えつつ、国奉行制のあり方も再検討する必要があるかもしれない。

第二は、近世所領配置に関する点である。従来、近世の所領配置は幕府の全国統治政策を反映したものであり、所領の決定は幕府の恣意により行われたと、程度の差はあれ概ね理解されてきた。しかし、本稿で提示した事例は、小堀政一と池田長幸という武家領主同士が、それぞれの利害から知行地を交換していたというものである。そして、**史料2**に「池田備中殿格別之知行と御替有度之由双方御申ニ付、得御意替申候」と、両者の合意を將軍が追認しているのである。実は、二次史料ではあるが、水野勝成が笠岡を領有した経緯についても興味深い史料がある。

〔史料11〕水野記（『広島県史 近世資料編Ⅰ』九二八頁）

（水野勝成）

備後国日向守拝領ノ時、五味金右衛門・大久保六右衛門・伊丹喜之助・松平右衛門佐、右四人相越引渡申候、其節備後国尾道モ領内ニ候処、備中国笠岡ト替ヘモライ、笠岡ヲ領分ニ被致候、其比ハ尾道ハ衰微シ笠岡ハ繁昌申候、因是被替、然処福山ノ城築被申候テ以後、漸々ニ衰ヘ申候、コレハ郡中ヨリ商売ノ荷物福山ヘ出シ候故也、元禄十丑年福山城主断絶ニ付、備後ノ国ヲ松平下総守ニ賜ル時備中国郡ハ被召上候ニ付、笠岡御藏入ニナル、依之又繁栄ノ地トナル、笠岡ハ湊也

水野勝成が備後国に入部した際、本来は尾道が所領となるはずであったが、笠岡を希望して替えてもらったというのである。

こうした事例が、時期的・地域的に限定されたものなのかは未だ定かではないし、大枠としての全国的所領配置を幕府が決定していることも動かないだろうが、①各領主の利害・希望から所領配置が変動する場合があります、②その結果として短期間での所領の変化がある、ということとは留意すべき点だろう。今後、さらなる検討が必要

である。

註

- (1) 代表的なものとして、藤野保『幕藩体制史の研究』（吉川弘文館、一九六一年）がある。
- (2) 佐治家文書研究会編『佐治重賢氏所蔵 小堀政一関係文書』思文閣出版、一九九六年。
- (3) 『岡山県史』第二十六巻諸藩文書、岡山県、一九八三年。
- (4) 『大日本古文書 毛利家文書』八五九号他。『岡山県史』第六巻近世Ⅰ、岡山県、一九八四年、一一六頁。
- (5) 笠谷和比古「『国持大名』論考」、同『武家政治の源流と展開——近世武家社会研究論考——』清文堂出版、二〇一一年、初出一九九四年。
- (6) 高木昭作「幕藩初期の国奉行制」、同『日本近世国家史の研究』岩波書店、一九九〇年、初出一九七六年。
- (7) 『岡山県史』第六巻近世Ⅰ、一二五頁。
- (8) 『岡山県史』第六巻近世Ⅰ、一二六頁。
- (9) 『岡山県史』第六巻近世Ⅰ、一二三頁。
- (10) 拙稿「近世初期譜代大名論——軍事編成と所領配置——」、『日本史研究』五七五、二〇一〇年。
- (11) 三宅千秋「小田・後月両郡の小堀領について」、『吉備文化』一〇、一九六〇年。
- (12) 人見彰彦『備中国奉行小堀遠州』山陽出版社、一九八六年。
- (13) 正確には、水野勝成が当初入城したのは神辺城であるが、煩雑さを避けるため、本稿では福山で統一して記載する。
- (14) 下総結城水野家文書（茨城県歴史館所蔵）。

(15) 『佐治重賢氏所蔵 小堀政一関係文書』は元和三年に年代比定しているが、誤りと考える。

(16) 笠岡市、一九八九年。

(17) 『備中小田物語』甲弩郷史談会、一九七一年。「備中小田物語」は、元禄年間頃に小田郡新賀村の在田軒道貞が著した地誌である。

(18) 『佐治重賢氏所蔵 小堀政一関係文書』。

(19) 本稿ではあまり触れられなかったが、倉敷・笠岡などは、船を有する港としての位置づけをする必要性もあるだろう。

（みやけ まさひろ 京都大学大学院文学研究科准教授）

倉敷「町並み保存」思想の特色について

―倉敷美観地区の保護対象にまつわる試論―

吉 原 睦

はじめに―問題の所在も含めて

日本の文化財保護行政は、祭器や古瓦・刀剣・古書画等のいわゆる宝物類を対象とする古器旧物保存方（明治四一―一八七一年）から始まる。以後、社会変化とともに法整備も進み、保存対象や分野が広がる。特に昭和二五年（一九五〇）の文化財保護法（現行法。以下「保護法」と記す）では、戦前からの流れをくむ「有形文化財」と「史跡名勝天然記念物」（現在の「記念物」に「無形文化財」を加えつつ、これら三種類を「文化財」の概念下で統一・体系的に保護するかたちが採られた。歴史的な町並みの風情を文化財の一種類「伝統的建造物群」とする制度は昭和五〇年（一九七五）の保護法第四次改正時に創設されたもので、現行法最終改正時点（平成三〇年）では「民俗文

化財」と「文化的景観」をあわせた六種類が「文化財」として定義されている（第二条）。つまり、保護法ではモノの見方・価値基準の異なる文化的所産の数々が「文化財」というひとつの枠組みに収められており、その状態が今日まで約七〇年続いている。

他方、文化財であれば種別を問わず「秘宝」の如く一瞥し、その見応えを通じた満足度合いから一種の価値付けをする目線が散見される。即ち、市民や観光客が期待を胸に「文化財」を見たものの、凄いものとは感じられずに低く評価されるパターンである。斯様な現象は、文化財指定の妥当性を審議する各分野の専門家と市井の人とで、ひとつの文化財を評価する際の視点が異なることに起因して発生するのである。

筆者は現在も文化財の活きた用い方を模索中だが、最^③

近あたかも従前の文化財行政を「保護」一辺倒であるかに印象づけ、まるで二者択一的に「活用」の重要性を強調するかのような風潮が芽生えてきた。そして多くの場合、経済的な収益性や直感的な自尊的快楽の追求に偏重しているかの如き「活用」が強く求められているようにも感じられる。観光振興や地域活性への即効性を求めるあまりなのだろうか。過去の文化的遺産がそれぞれ文化財としてわざわざ残されてきた意義・存在価値や、こんにちまでの学術発展に伴う研究蓄積との突合による再評価などが、あまり顧みられていなさそうである。併せて、インターネットを筆頭に、真偽や典拠の曖昧な情報が身近なところで飛び交う時代になって久しい。⁽⁴⁾

杞憂かもしれないが、これらが合わさったとき、科学的根拠の乏しい郷土愛が地域の史実にファンタジー的要素を混入させ、さらには史実とファンタジーとの複合体が往時の史実自体へ転化してしまわないだろうか。このような漠とした感情を抱く契機のひとつが、二〇年以上昔に行われた倉敷美観地区での修景であった。⁽⁵⁾その後、電線地中化に伴う照明装置新設等もあり、中村昭夫や内田鍊太郎らが遺した写真⁽⁶⁾をみるにつけ、保存地区である

割に過去と現況との乖離を感じることが多くなっている。ただし、関係法令上は至極適切に守られている地域である。筆者の頭の中で両者が混在した結果、文化財特有の活用策どころか、倉敷美観地区の何を守る必要があるのかさえ時折見失っていることに気づかされた。

保護法の伝統的建造物群制度は、「ヨーロッパにおける歴史的街区のファサード保存の手法を参考にし」て設計されている。⁽⁷⁾そして、同制度への理解を深めるには、美観・風致や都市美などの知識が不可欠である。幸い、この方面・視点からの日本の都市計画の流れについては、中島直人が『都市美運動 シヴィックアートの都市計画史』(二〇〇九年、東京大学出版会)で詳らかに解明しており、「文化財」以前の都市景観保存の様相を知るには打って付けである。加えて倉敷の場合、行政行為以前の町並み保存において顕著な実績には恵まれなかったとはいえ、「民芸」との関係性を無視できない。

そこで本稿では、倉敷美観地区の文化財としての価値を今一度認識すべく、美の視点に留意しながら、中島前掲書の成果に多く依存しつつも、倉敷での町並み保存に対する考え方を、その推移も含めて辿ることにしたい。

一 「美観」「風致」地区・「都市美」とは？

文化財としての「町並み保存」史を紐解くと、多くは昭和四三年（一九六八）以降の金沢市・倉敷市・萩市などによる保存条例制定を保護法第四次改正（伝統的建造物群制度の創設）に先んずる動向に位置付けるところから始まっている。しかし、日本文化のアイデンティティとして町並み景観を捉えていたか否かは別にして、都市の美や美観という言葉自体は明治二〇年前後の都市計画議論（東京）の中で既に登場していたことを、中島前掲書から知ることができる。そこには「自然を基調とした特別な歴史的景観を風致、美観と捉え、その保全」（後の保勝運動）と「市街地全域を対象として、電柱建設を取り締まり、さらに建築物にも一定の規制を加え、街路の美観の向上」（同・建築統制運動）を目指す、二つの指向が存在していた⁽⁸⁾。加えて中島は同書で、

・明治末までには「都市美」の語が生まれ、改元までに定着していたであろうこと、ただし、「都市の美観（Urban Beauty）」⁽⁹⁾という、単なる対象物（＝都市）の美を意味する語に留まっていたこと、

・旧・都市計画法制定（大正八＝一九一九年）の審議過程で、虚飾的な贅沢美の意と解されうる「美観」の語が意図的に外され、保勝運動の流れをくむ「風致地区」が規定されたこと、

・「美観地区」は市街地建築物法（同年）で制度化されたが、都市の美的向上ではなく、既存美の維持・保全を図るものとしてスタートしていたこと、

・大正後期、都市景観急変と都市美化需要拡大の流れの中で、「都市美」の意味が積極的な美化と都市の芸術空間化へ変化したこと、

・そしてその「都市美」（概念）が都市計画と結び付きながら、関東大震災を経て緑化・芸術活動（実践）へ進展したこと、この潮流の中のひとつに都市美研究会（翌年「都市美協会」へ改組・改称）の設立（大正一四＝一九二五年）があったこと、

・同会には、建築家や画家のみならず、経済学者・哲学者・人類学者やジャーナリスト、詩人・作家、蒐集家など、多彩な分野の人々が集結していたこと、
・その運動理念は欧米の都市計画観「シヴィックアー」トに連なるものであったこと、すなわち、都市の

贅沢な飾り立てや物理上の単純整備ではなく、快適で充実した集団生活の場を構築しようとする市民共の公共的指向心が物的に都市を美しくし、また、美しい都市は市民共通の公共精神を涵養するという相互連環性を、我が国に導入して「都市美」を実現しようとした活動であったこと、

等々、近代日本の都市景観に関わる美観・風致・都市美の概念的的特色や性格の変化などを非常に詳しく明らかにしている。都市美協会の機関誌『都市美』創刊号に掲載された阪谷芳郎会長の言にも、当時の都市が「新旧錯居の不調和」と「開化状態と半開状態との齟齬」という「無秩序と混乱と不調和」な状態にあるとして、

「都市美協会の真の使命は、単に都市の細部の美醜如何を云為するに止まらず実にその都市の進路を効率的な活動場となすと同時に美しく愉快な健康地となすやうに仕向けていくところにある。斯る都市に於てこそ始めてその市民はシヴィックススピリットを持ちうるやうになりパトリヲチズムが助長される」と記されており、「都市美」における目前の都市景観と住民の精神性（市民精神や郷土愛）との不可分性が表明さ

れている。また、明治四三年（一九一〇）六月一八日付け『読売新聞』の「議論『都市美の保護』」には、

「自然の風致を破壊するの行為は、其の動機の如何なる点より出でたるを問はず、免すべからざる曲事として之れを攻撃するもの多けれども、都会の美観を損傷するの行為は一般に之を放任して顧みざるの風あり」（表題部分を含め、傍点は筆者が加筆）

とある。同時に、林立する電柱・放縦自在に貼り付けられた電柱広告・拙悪で不法な商店の看板が外国人から見た三大乱雑物として明示されたり、「市民自ら好んで市の顔面に墨を塗るの愚を敢えてし居る」などとも記されている。

こうして明治・大正期の動向を垣間見ると、

①「美観」は雑然としたものへの規制を通じて都市の整然さを、「風致」は保勝との連なりで主に既存の自然美を、それぞれ維持・回復させようとしたもの、②「都市美」は前出①の美観や風致と類似する形而下の概念から、市民意識の高揚と居住環境の質的向上が相互に作用することで形成され共感・共有される景観（快適生活空間の総体としての景色）に美を認識す

る抽象概念・運動理念に変化したものの、
という具合に、大雑把に整理できるのではなからうか。

さらに、倉敷事例と共通する用語「美観地区」に拘ると、市街地建築物法に定める美観地区として最初に指定されたのは、昭和八年（一九三三）の東京・皇居周辺二九・二五九ヘクタール^①であった。次いで、大阪駅前や中之島・御堂筋・大阪城周辺等が昭和九年（一九三四）に、伊勢神宮周辺が昭和十四年（一九三九）に指定されたが、同法に基づく美観地区指定は上記三例に留まった。昭和二五年（一九五〇）、市街地建築物法は廃止されたが、「美観地区」は同法に代わって同年に制定された建築基準法で規定される。そして、昭和二八年（一九五三）に「美観地区」通算第四例目として沼津市のアーケード商店街が、昭和四七年（一九七二）に京都の中心市街地が同五例目として指定された^②。この間、倉敷市も昭和四三年（一九六八）に倉敷市伝統美観保存条例を公布（翌年から施行）して「美観地区」と「特別美観地区」を定めている。ただし、倉敷事例は建築基準法や新（現）・都市計画法（昭和四三・一九六八年六月一五日制定・法律第百号）に当時規定されていたところの「美観地区」ではなかった。根拠法令の獲得

よりも条例制定自体を時間的に優先したため、倉敷市独自の呼称・規制範囲である「美観地区」として、保存措置が開始されたのである。

その後、昭和五四年に特別美観地区のほとんどを含む区域が都市計画決定され、重要伝統的建造物群保存地区に選定される。残りの区域は引き続き倉敷市が単独で守るかたちになっていたところ、平成一〇年に当該地区内で物品販売ビル建設計画が持ち上がった。その協議の過程で、市単独の保存条例を建築確認対象法令外とする建設大臣裁定がなされた。このことから、倉敷市は町並み保存行政を推進する上で根拠法令獲得の必要性を痛感し、平成一二年に当該地区を含む保存地区の都市計画決定と景観条例の制定を同時に行う。これにより、倉敷事例は法で定める「美観地区」の通算六例目になった。なお、このあと平成一六年の「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」で「美観地区」が「景観地区」に改められた。そのため、法律上の「美観地区」は既述の六都市に限られる。

二 「民芸」と倉敷の町並み保存

さて、その倉敷事例に話題を集中させよう。市単独条例による町並み保存の前史部分に、住民有志による活動期がある。「先覚者主導型」などと称されるそれは、地元のいわゆる名士・大原總一郎の思想的影響を受けたことを自ら表明した浦辺鎮太郎（建築家）による「元倉敷計画」（後述）を概ね意味している。他方、倉敷都市美協会は「倉敷川畔伝統的建造物群保存計画報告書の冒頭に示された『先覚者指導型時代』¹³」に対して「歴史に無かった」「虚構」との異議を唱えた。ちなみに同会は、住民自らによる倉敷の都市美の保護と発揚を目指して、昭和二四年（一九四九）に結成された団体である。岡山県民藝協会（昭和二〇一九四六年発足）の諸活動を通じて見出された倉敷の「古格高き」「日本的都市美」が、「安価皮相」な洋風化を求める世相の中で「心なき改造によって変形改悪され、無関心なる取扱ひによって崩れ去らうとしてゐる」状況への対峙行動であつた。¹⁴

その彼らが「正しい時代区分」として提示したものは、①「全国並の洋風化志向時代」（大正期）、②「住民の自覚活動の時代」（昭和二十年代）、③「行政の参加・言論混乱時代」（昭和四十年代）の三区分別であつた。¹⁵ 即ち、

①住民生活の近代洋風化による、和、景観の破壊に対し、
②その価値に気づいた住民である自分たちが保存運動を
実践し、③行政も加わつて法的な規制措置を得るに至つた、とする流れである。この主張などから倉敷都市美協会が特に重要とする活動理念を確認すると、住民自身が主体となつて展開される美の啓発活動であつたことと、その美が他者（西洋）に対する自己（日本的）なものであつたことが理解できる。前者は既に国内で展開実績のあつたシヴィックアートとしての都市美と同一（既出）のため割愛するとして、後者は「民芸」の概念の一角である。

そもそも民芸とは、大正末期に柳宗悦によつて提唱された民衆的工芸の略語・仮称で、「民衆的な性質を持つ実用品」から発見された、「今までの価値基準といたく違う」美を有するとされる。¹⁶ つまり、「貴族的な工芸美術に相対する」かたちで「一般の民衆が日常使う」普通の品々を指し、「贅沢な高価なわずかより出来ないもの」ではなく「沢山出来る器、買いやすい値段のもの」で、「作者も著名な個人ではなく、無名の職人たちで」、さらには、見かけ重視や手抜き作業等で作られる「不道德な工芸品」ではなく、「用途」や「生活に忠実な健康的な

「工藝品」でなければならず、その「用途への誠から湧いて来る」美しさを「健康の美、無事の美」とする思想である。⁽¹⁷⁾そして、民芸関係者が「倉敷を訪問する都度（中略）この倉庫群を残したらドオヤというようなことを来る人ごとが」言うという具合に、⁽¹⁸⁾倉敷事例を民芸の視点から高く評価する現象が既に太平洋戦争以前から発生していた。終戦後、空家（江戸期の米蔵）の改装事例第一号として昭和二三年（一九四八）に倉敷民藝館が開設される。そのこととともに、倉敷都市美協会参画者の中でも特に柳の推薦で織物の指導者として倉敷に招かれ、倉敷民藝館初代館長でもあった外村吉之介の尽力により、倉敷の町並み保存に民芸の視座が一層加わった。

しかしながら、倉敷都市美協会自身が「説明会を開いても参加者は少なく、家並五十数軒を家毎に回っても、戦後の困窮に追われ、洋風化熱心の人々の心を掴むことは辛労を要した。それで行政の力をたのむ思いが高まり」と書き残している。⁽¹⁹⁾倉敷民藝館や倉敷都市美協会事務所（外村邸）といった個々の実践事例はあっても、彼らは「町並み保存」全体の中で多くの人々から支持を得る中心的存在にはならなかった。むしろ、彼らにとっては「柳先

生が曾て我々に『君らの町並み保存の仕事が進むと、きつと逆効果で困らされるのを警戒せよ』と云われたとおり」「世界無比とも云うべき家並に目を注める人はない。記念写真撮る人々があれば、ほとんど、伝統的建造物でない洋館を背景にしている。西洋崇拜と皮相な消費に身をゆだねる人々に埋まったよう」な光景が展開するとい⁽²⁰⁾う、皮肉的な悪循環に陥る結果になった。

倉敷都市美協会側はその主たる要因を、しばしば客体側の安直な洋風志向に求めている。しかし、果たしてその解釈だけで「逆効果」が生じるのだろうか。言い換えれば、主張がただ無視されて消え去るのではなく悪循環として自己へ跳ね返ってくる程度分の因子を、主体たる民芸側も何かしら抱えてはいないだろうか。

倉敷の町並み保存に対して、『実録 倉敷町並物語』からは人一倍と称するだけではあまりに物足りないほどの彼らの信念と情熱を容易に読み取ることができる。反面、力強い主張が事実の歪曲へと向かいかねない危険性があったことを『倉敷史話―赤木元蔵先生講演集―』⁽²¹⁾から知ることできる。赤木元蔵が倉敷民藝館の創設に触れた部分の中に、

「当時副社長であったか専務であったか、豊島君から、こういうこと（倉庫群改装による民芸館創設）をウチの社長（大原總一郎）が発想しとるが、具体的には外村氏に任すことになっているんだけれどもというようなことを私聞いております。そういうようなことからあそこの倉庫を多少手を加えて、あの民芸館ができたんです。（中略）その人（外村）に託して、倉敷レイヨンが中心となつてやったのが民芸館です。私も民芸協会のメンバーとして、外村さんが書いてとられるのを見ていますと、外村さんが、ワシが作ったんだ、誰の厄介にもなつたらんのだといわんばかりのことを書いてとられるのは、私はちょっと間違つとも思うんです。私はそうじゃないと思つてる。自分ではそうおっしゃつてるけど、初代の財団法人理事長は大原總一郎ですよ。（中略・外村は）創立に関与されてもおられるが、創立者だといわんばかりのヒドクいいことを書いておられる。非常に気にかかることがあるのは、一財閥や会社などの厄介になつたことはない、なんてことが書いてある。民芸館は共鳴者があつたからできたことなんで、外村

さんだけでできたことではありません」

とある。⁽²²⁾念のため、赤木が問題にしているのは何を史実とするのかであつて、外村の人格をとやかく言つてはいない。同様に筆者も外村個人のパーソナリティには一切言及しない。その上で筆者は、外村が斯様にも堂々たる姿勢で主張できたところに、「逆効果」の何か一因があるのではと思量してみた。つまり、外村にとつては、財閥や会社などの権威・権力を当てにせず現場を任された者として自力で、米蔵から民芸館への再活用を成し遂げた点が、民芸館創設を語る上で絶対に外せないポイントであつたのであろう。だとすれば、それは貴族美・鑑賞美に対する庶民美・用即美を見出した民芸の概念と見事に重なるのではなからうか。民芸には「かくあらねばならぬという世界に触れてゆく使命がある」「規範学に属しておる」運動としての側面もある⁽²³⁾。従つてこの見立てに沿えば、主張の特に強調部分が前面に突出しただけなのかもしれない。しかし、民芸館の一件だけをとつても大原總一郎の関与は明白である。外村が「一部の人々が同家（大原家）に関係のない町家保存の実績を、安易に牽強付会して俗耳に入り易い虚構を広げている」として

厳しい批判の言を呈示したところ⁽²⁴⁾で、受け手側の住民・市民は混乱するのが関の山であるように思われる。

洋風化にしても、外村は例えば大原美術館について、単に「ギリシャ神殿の模倣」としたり「倉敷文化協会が近代化の気風をかきたて、この二つの建物を指導的なものとして古い土蔵の家並みを見下げていた」存在として⁽²⁵⁾りしている。このようなところに、反西洋・反権力としての民芸や民芸運動の一性格の介在が垣間見られよう。統一された和の対立軸に洋を置いて敵視するところまでは理解できる。とはいえ、上田恭嗣の如く「なぜ西洋の皮相的な模倣を嫌った薬師寺（主計）が大原美術館を設計するにあたって、下手をすれば批判されかねない西洋古典様式の建築スタイルを用いたのであるか⁽²⁶⁾」とまで考察された形跡が、管見の限りにおいて外村ら民芸側の主張の中に見当たらない。ちなみに上田は「画法も時代も様式もさまざま」な「芸術作品が持つ本来の姿を打ち消さ」ずに活かす展示空間を有する「器そのものは、めまぐるしく変容する建築様式ではなく、時代を超越した古典様式によって表現しようとした」のではあるまいか、との見解を提示している⁽²⁷⁾。仮にも資産家が金に飽かせて

作らせた独りよがりの悪趣味な洋館としか評価できないものであったならば、話の次元は全く違う。しかし、西洋外観の建造物が上田の記述のようにできあがったのかもしれないというのであれば、地域景観にとつて是か非かの判断は、それこそ評者の依るところによって大きく変わってこよう。つまり、民芸運動のように「あるべき姿」としての古典回帰を目指すならば非であらうし、近代倉敷史の象徴として必要不可欠なものともなせば是となる。はたまた、規範を求める民芸に対して柳田民俗学のように「あるがまま」に捉えようとすれば、その存在は事実そのものであつて是非を論ずるようなものではないことにもなる。

さらに、民芸自身が抱える矛盾にも目が向けられている。例えば大原總一郎は民芸に関する日中比較の中で、「日本では、『民芸』は美意識以前の用の美を尊びつつ、他方に、その種の『美意識』を駆りたてるという矛盾からまぬがれることはできなかった⁽²⁸⁾」とし、権威的でも商業的でも無かつたはずの美が、注目されればされるほど作品化・作家化・商品化することに言及していた。大阪府生まれの歴史学者・鹿野政直（早

稲田大学)に至ってはかなり辛辣で、

「権威化していた美へのいわば偶像破壊ののろしであつた民芸は、それ自体ひとつの偶像となつてしまつた。そこにはすべてを商品化せずにはやまない資本主義社会の法則がはたらいており、そういう状況下で、真の意味での民芸を崩壊にみちびくの民芸運動も加担したという批判も、ある意味では當つていないこともない」

として、民芸自身に「疑似民芸」⁽²⁹⁾「似而非民芸」⁽³⁰⁾を生み出して庶民性・実用性を喪失させる摂理が内在していることを鋭く指摘している。家屋を陶磁器や竹細工などの工芸品の部類に含めることは必ずしも一般的ではないし、保護法でも有形文化財の枠組みの中でだが建造物と工芸品は区別されている。しかし、その垣根を取り払つて倉敷事例に対峙したとき、真の追求によつて誘発され出現した擬が真化する(その結果、関係者間では当初から「真」であるはずのものが、世間一般の人々には「偽」と捉えられてしまう)という民芸の概念的矛盾を念頭に置くと頷ける部分がある。たとえば美術評論家・富永次郎は、外観面で「旧態が温存されている」としながら内面的には「すでに生

活をおわりきつた遺跡」と評した上で、「その光景が造りもののように見える」て「異様に感じ」た背景として「遺跡の保存には化粧をするよりほかに手段はないということになるのだろう」と記した⁽³¹⁾。作家・椎名誠は「裏のほうは美観地区のハリボテ式映画のセットふうの土蔵ではなく、本物の土蔵づくりの家がいくつもあつた。なによりも八百屋とか小間物屋など普通の商店のたたずまいがなかなかいいのだ」と感じつつも「ハリボテの土蔵を身にとつてとにかくはてしなくいいですわねー日本の情緒!というフリをしているウスラバカの観光地西日本代表なのである」と刺激的にルポタージュしている⁽³²⁾。これらのような評価を招いているところに、民芸の概念的矛盾の表出がうかがわれよう。

斯様に、先覚者主導期の存在自体を否定した当事者としては不本意だろうが、倉敷の町並み保存史において民芸視点に基づく彼ら自身の動向も行政施策に先行する先覚者主導のひとつの流れである。さりとて『実録 倉敷町並物語』の記述は全体的に、民芸概念の色彩が濃厚であることによつて、建造物群の景観論としては彼らの論旨と他者からの評価や受け止め方との間に齟齬を生み出

しやすくなっていることにも留意する必要がある。厳しい言い方かもしれないが、民芸視点に依る町並み保存はその性格上、少なくとも倉敷での取り組みにおいて主流化するには至らなかったように見受けられる。

三 大原構想・元倉敷計画（浦辺鎮太郎）

先覚者主導のもう一つの流れに、昭和戦前期に倉敷の古い町を住民自治の体現として捉えたところから始まるものがある。詳細は別の拙著に譲るが、倉敷の町並み景観から、住民たちが江戸時代後期以降自ら自覚的に町の営みを支えてきたとする歴史観を読み取り、一種の自治性として重要視するものである。具体面では戦後、鶴形山を中心とする一キロメートル四方の内側を古い倉敷とし、都市化・工業化が進む新しい倉敷の潮流から守ろうとする「元倉敷計画」として展開されている。

この動向の中心実践者は浦辺鎮太郎であるが、彼の行動の基盤を支えた思想部分の根幹は大原總一郎によるものであった。ただ、浦辺がしばしば「大原構想」の語とともに自らのコンセプトを表現したのに対し、大森久雄（歴史研究者・地元住民）が「当の大原自身はそれにつ

いて何も書かず、語つてもいらないので確認できない」と慎重な姿勢を示したように、⁽³⁴⁾構想と称しても違和感無いほどの体系的な骨格を有していたかどうか、未だ不明瞭な部分が少なくない。

それはともかく、大原總一郎からの影響を強く受けた浦辺が倉敷（後の保存地区内）で手がけた初期の物件に目を遣ると、こんにち我々が認識している保存の手法とは随分異なっていたことに気づく。例えば倉敷考古館増築（昭和三二―一九五七年）では鉄筋コンクリート造りの本体にアーチ状の天端・束の露出・外壁の上のシェル屋根と置屋根など、また、大原美術館分館新築（昭和三六―一九六二年）では裾広がりの外壁面に絵画棟の置屋根といった具合に、一見して独創的であり、旧態の復元や典型・基準例の再生産を主眼とするものではなかった。この背景には「新旧の調和」という概念がある。浦辺は古いものと新しいものの調和を倉敷の町並みの魅力と捉え、古い時代の人々が現在の技術・材料を用いて今の機能に合わせたものを作ったときの到達点を目指しながら設計にあたった⁽³⁵⁾。このように、大原總一郎の見識に端を発し、浦辺鎮太郎によって実践された一連の行為は、

古い倉敷を基準にした現代倉敷人による自律的なまちづくりであった。そして、眼前のファサードの表層的な保持や古典的形狀への回帰ではなく、倉敷人として先人たちの価値基準を継承し表出させることが、彼らにとっての古い倉敷の保存であったと理解できる。

四 倉敷「町並み保存」思想の特色

倉敷事例の地域一帯が一般の人々に美観地区と俗称され始めたのがいつ頃からのことなのか、実のところ判然としない。民芸関係者から一目置かれていたように、倉敷の白壁土蔵群を美しいとする評価は少なくとも昭和初期には存在していた。昭和三年二月一日付け『倉敷新聞』一面の記事「蔵づくりの消防器庫」中にも「倉敷川付近は美観地区として倉敷市を訪れる人々に好まれるところ」とあって、市単独条例制定（昭和四三年）以前からの呼称であったことはうかがわれる。

ただ、全国的に見れば、歴史的景観を美と捉える美観・風致の語は既に明治期から使用されていた。大正期には快適な共同生活空間と美との不可分性が都市美の語で語られただけではなく、それを希求する実践運動にも発展

している。法令上の美観地区も戦前からあり、倉敷が法で定める美観地区になったのは第一号事例から数えて六七年も後、しかも景観法への移行によって最終事例の位置付けになっている。確かに、根拠法令を有しない地方自治体独自の具体的な景観保存施策としては、倉敷事例は金沢に僅かに後れただけで極めて早い部類である。しかし、都市景観に美を認識した例としては、必ずしも先頭集団に属しているとはみなしにくからう。

そうは言っても、民芸視点と大原構想の二つの概念が戦前期に倉敷で胎動していたことは非常に興味深い。全国レベルでの都市美と民芸は、『都市美』創刊号での阪谷会長の言や柳による概念解説（共に前出）のように、理想とする状態を説明する用語のひとつとして「健康」を用いた。浦辺鎮太郎によると大原總一郎は、利益を追求する共同体（ゲゼルシャフト）ではなく、感情や精神的な価値を共有する運命共同体（ゲマインシャフト）としての町づくりを夢見たようである。⁽³⁶⁾ 民芸概念にせよ大原構想にせよ、住民・市民を本位とする良好（健康）な意識の発揚としての景観に良質（健康）な美や価値を見出した点が共通しているよう。倉敷で展開された民芸概念を基調

とする都市美運動も同様ではあったが、彼らは近代倉敷史を象徴するだけでなく往時実際に公共財としての機能を發揮していた洋館を真正面から否定した。筆者が察するに、洋の捉え方と行動規範が民芸概念に忠実であったため、当然の帰結として和景観内の洋を拒むことになったのであろう。その副作用として、つまり民芸概念による理想を倉敷で追求すればするほど、近代倉敷人の市民精神の否定に意図せずつながってしまったのではあるまいか。民芸概念に基づけば、倉敷事例の近代色は拒絶されるにふさわしいのかもしれない。しかし、それでは精神性を伴うリアルな現実を捨てて形態上の理想像という空想を追う格好になりかねない。民芸自体にそのような相反性があるがために、倉敷美観地区内で本物の伝統的な建造物を目の当たりにしても、芝居の書割等に見える現象から逃れられないのではなからうか。たとえば司馬遼太郎は倉敷で「民芸とはエグイもの、アクのつよいもの、という先入主を、この構内に立っているかぎり捨てるをえなかった」として民芸と民芸調とを区別できた環境に身を置く経験をした。しかしながらそのときでさえ「黒い瓦に白い壁、それに貼り瓦でもって実用的装飾

をほどこした古い倉敷ふうの米蔵」を「異様な美しさ」と表現し「われわれ日本人にさえ十分に異国的であったし、同時に目のさめるほど斬新でもあった」と書き残している⁽³⁷⁾。筆者には、民芸概念の内的矛盾が露骨に表面化してしまった例のように思えてならない。

ただ、民芸視点にせよ大原構想を根底に持つ元倉敷計画にせよ、彼らにとつての保存は共通して、個々の建物が有するそれぞれのファサードのリアルな保持をねらうものではなかった。この点は保護法下での有形文化財の修理と大きく異なる。浦辺のデザインや設計哲学に関しては、松村慶三（浦辺設計）による「大地に根差し、地縁血縁から運命的に結晶した造形」との言及がまさに的を射ている⁽³⁸⁾。別の言い方をすれば、保護法の規制外にある倉敷の浦辺物件は、過去の倉敷市民という没個性の含有を絶対条件とした浦辺独特の極めて個性的な作品である。時間の経過とともにいづれ史実化するものではあっても、出現時においては過去の歴史事実の復旧や再現ではなく、新たに創造された芸術作品の部類に属するものと言える。そして、かなり大胆に言えば、そこから非東洋的な要素と署名性を排除した和の究極美が、民芸の求

める実践芸術ということになる。いずれにしても当時の保存とは、浦辺なり外村なりといった倉敷の歴史・文化に独特の価値を認め尊重する触媒に、素材たる倉敷の建造物群等を通して、良質であると認識されるべき歴史的で倉敷的な景観を生成する創作的・芸術的行為であつたと解せる。

高度経済成長期、日本各地で開発という美名のもとに歴史・文化遺産が破壊・浸食の危機にさらされた。倉敷も例外ではなく、昭和四三年（一九六八）に単市の景観保存条例を制定したことは先述した。その際、「全国に誇り得る格調高い町並みや、歴史的な文化遺産を保存するのが目的」とされたように、「格調」という芸術性と「文化遺産」としての歴史性の両方が意識されている。当時の制度にはいわゆる現状変更の判断基準に関する明確な規定が無かつた。とはいえ、昭和四四年（一九六九）の「倉敷市伝統美観保存計画（案）」には「改築改修等にあたつては、伝統美観保存の趣旨に則り、旧態に復し、または周囲の環境に調和するよう積極的な整備をはかる」とあつて、現代人による創作性の発揮を一部制限したとも解せる意識の介在が理解できる。反面、岐阜県生まれの

建築史家・伊藤ていじ^④（工学院大学）が昭和五〇年（一九七五）に

「現代の生活様式と生活水準とを否定して旧態に復原し、もはや人が住まうことも使うこともなく、冷い見世物としてしまふならば（中略）たとえば社会教育資料として学問研究上の資料として意味はあるだろう。しかし人が住まなければならぬ大多数の歴史的な建造物には、この方法は適用できない。私たちはそこで、土地に刻みつけられた歴史的な文化の痕跡をいかに解釈するかが問題になる」

と記したように、創造か回帰かのどちらか一方へ極端に偏重することにはならなかつた。昭和五四年（一九七九）、伝統的建造物が比較的少ないとされた地域などを除いて重要伝統的建造物群保存地区に選定されても、文化財的価値を有する一定の伝統的な様式に基づいて修理・修景がなされるようになっていた。最新版の倉敷川畔伝統的建造物群保存地区保存計画（平成二七年改正）でも「原則として次の保存基準にしたがい各々固有の様式に修理する」（伝統的建造物の主屋の場合）などがある。つまり、建築家の個性の発揮は極めて制限されているが、現状凍結

や旧状再現までは強制されてはいない。それは、時間の経過が長ければ長いほど、厳選された規定の様式が支配を徐々に広げていくことにもなる。敢えて極端な言い方をすれば、個々の建造物が史実として有してきた形式（個性）は、条例に基づく保存計画に定める規定値（没個性）へ、緩慢ではあるが確実に変わってゆく。しかし、極めて合法的にもたらされたこの変化は、景観変容の度合いが乏しいとの印象や認識を世間的に広く生むことになる。他方、人々の生活様式は時代の流れとともに転ずる。こんにちでさえ、洋風戸建て住宅やマンションなどといった非・伝統的な住宅形式が幅広く普及しているのが好例である。従って今後、多数の当世人にとって、古い町並みは自分たちの生活常識に比して益々異質な存在になってゆくことであろう。巷説がそのようになればなるほど、規定値によって保護された古い町並みは日本の伝統を真に伝える文化財として認識され、「古い町並みがとてもよく残っている」と世間的にも行政的にも高く評価されるものと思量される。ただこの場合、建造物の外観は自ずからそれらしいものにしか変化しない。しかし工作物を含めると、電柱林立状態から過去の倉敷美観地

区はもとより日本の庶民生活空間にはなかった照明装置設置への変更が適法になされ肯定的に受容されているように、総体としての景観は当代にとって「良いもの」へ大きく更新されうる。どうやら、史実を客観的かつ正確に後世へ伝えようとする狙いが無いとまでは言わない。しかし、その部分は景観構成要素が厳格に維持・継承されることで担保されたと捉えれば十分なのである。むしろ、周辺景観との良好な調和という、当世人の共感を幅広く得られるものが営々創出され続けていくことの方が、文化財の概念下に置かれた現在にあっても遙かに重要視されているようである。

おわりに―まとめにかえて

本稿では倉敷美観地区を題材に、中島前掲書に依拠しながら明治以来の全国規模での都市景観保存の様相を確認しつつ、倉敷における町並み保存の実態の推移とそれぞれの思想的背景の把握に努めた。その結果、①倉敷が都市景観に美を認識する全国的な事例としては必ずしも先駆的とははいえないこと、②倉敷で民芸概念に基づく町並み保存を希求すればするほど、洋館に象徴される

近代自治精神の否定や、真なるものの偽化といった反作用をかねて伴いかねなかったこと、③先覚者主導型などと称されたかつての時期の町並み「保存」は、民芸概念を伴う倉敷の都市美保存にせよ浦辺による元倉敷計画にせよ、有形・無形の「倉敷」の保持の上に成立することを大前提にしつつも、最終到達点としては古典回帰なり新旧調和なりといった理念の先に導き出される創造物を構築しようとする創作・芸術行為であったこと、④後年、保護法改正に伴う伝統的建造物群制度の創設とその適用によって、歴史的景観を構成する各々の伝統的な要素をいわゆるお宝、(重要文化財・国宝のたぐい)と同じように保つことになったこと、⑤一方で、その行為によって導き出される外観には、遅かれ早かれ変容し続ける生活様式と変化に乏しいであろう建物外観との間に生じ拡大しうる乖離に対峙できるだけの格調高い芸術性が将来にわたって常に求められるようになったであろうこと、従って、⑥旧態の厳密な維持・回復を目指す凍結保存空間としてではなく、厳選され素材化された固定的な史実を上手に使う良質とされる景観を創り出す創造空間として倉敷事例を存続させるところに、文化財の一種類「伝

統的建造物群」としての価値や存在意義を認識すればよさそうなこと、などが私見として見出された。

現在の保護法を、明治期から有形文化財をメインストリームにしてきた指定制度の単なる延長物とみなしてしまうと、国の選定を受けた歴史的景観の全体を凍結保存するのが文化財としては当然のかたちであるのかのように認識されてしまうのかもしれない。しかし、本稿愚見に沿う限り、厳に固持されるべき対象は景観構成要素として規定された個々のパーツに留まると言える。また、倉敷美観地区の英字表記は Kurashiki Bikan Historical Quarter などとなるらしいが(傍線は筆者が加筆)、History そのもの以上に、History をふんだんに使った Art の空間として、倉敷美観地区はこんにちまで価値を見出され継承され続けてきたことが本稿で垣間見えた。ならば、今後はもっと芸術上の価値が議論されるべきであろうし、史学面では景観構成要素を技術史で捉える目線の活発化などが望まれよう。倉敷事例がたとえ一瞥からであろうが「美しい」と賞賛されれば素直に嬉しくもなる。しかし、そこで止まってしまつてはあまりに惜しいほどのロジカルな潜在価値を、文化財としての倉

敷美観地区はまだ多角的に有していそうである。

註

(1) 改正次数は国立国会図書館提供オンラインデータベース「日本法令索引」における文化財保護法の「法令沿革一覽」(平成二十九年九月二十六日閲覧)に依る。

(2) たとえば、有形文化財は「歴史上又は芸術上価値の高いもの」と「学術上価値の高い歴史資料」であるが、民俗文化財は「我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」、伝統的建造物群は「周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの」と定義されており(第二条)、それぞれにおいて「重要」「特に重要」「価値が特に高い」とされたものが、文化財に「指定」「選定」されるかたちになっている(第二十七条・第七八条・第一四四条)

(3) たとえば拙稿「岡山県倉敷市児島地域の歴史文化資源とその活用(課題)について」『季刊 中国総研』第六一号(二〇一二年)など。

(4) たとえば、ウィキペディア「倉敷美観地区」の年表に「倉敷観光協会が(中略)風致地区に指定する」(昭和二三＝一九四八年)とか「『倉敷川畔特別美観地区』に指定、美観地区の呼称が初めて使われた」(昭和四四＝一九六九年)などとする(平成三〇年七月一日閲覧)。

(5) 事業としては一切の瑕疵無く適正に行われたものである。ただ、修景前の建物は昭和初期建築で、木造三階建てモルタル塗りの洋風ビルであった。近世和建築群の中で洋風建物が醸し出

す景観は、倉敷の町並み全体の時代性にそぐわない。そのため、保存計画の基準に合致した和風景観へ変わった。言わば、洋風だが当該建造物固有の史実が、保存計画どおりの擬似的な和の外観へ適正に変更されたのである。制度上極めて常識的なこの景観変容に、筆者の理解能力は対応しきれなかった。

(6) 例えば、中村昭夫「倉敷」(一九六九年、研光社)、内田鍊太郎「倉敷・過去・現在」(一九九二年、私家版)など。

(7) 中村賢二郎 二〇〇七『わかりやすい文化財保護制度の解説』ぎょうせい、二七頁。なお、「ファサード」とは「建築物の正面部分」を意味するフランス語由来の語である。

(8) 中島直人『都市美運動』東京大学出版会、五九～六一頁。

(9) 註8前掲書、二七頁。

(10) 阪谷芳郎 一九三一『都市美創刊に際して』『都市美』一、一頁。

(11) 国立公文書館所蔵「東京都市計画美観地区決定ノ件」(請求番号Ⅱ纂〇二〇五八・一〇〇)。

(12) 五つの「美観地区」については、澤田充生・岸井隆幸 一九九六「美観地区に関する史的研究」『土木史研究』一六も参照した。

(13) 倉敷都市美協会(編) 一九九〇『実録 倉敷町並物語』手帖舎、一四〇頁。

(14) 註13前掲書、六〇頁。

(15) 註13前掲書、一三八頁。

(16) 柳宗悦 一九八四『民藝四十年』岩波書店、三三五頁。

(17) 註16前掲書、一五九～一六一頁

(18) 倉敷市文化連盟(編集発行) 一九八八『倉敷史話』二四頁。

(19) 註13前掲書、一三九頁。

(20) 註13前掲書、一六二頁。

- (21) 医師であり、また、倉敷市の文化連盟・スポーツ審議会・建築審査会など、岡山県教育委員会・文化財保護協会・公安委員会などの会長・委員長の要職等々を務めた幅の広い文化人。
- (22) 註18前掲書、二四〇二五頁。カッコ内は筆者が加筆。
- (23) 昭和一五年に行われた柳宗悦と柳田國男との対談の中で、柳が語ったもの。引用部分の出典は『民俗学について 第二 柳田國男対談集』(筑摩書房、一九六五年) 九一頁。
- (24) 註13前掲書、一六一頁。カッコ内は筆者が加筆。
- (25) 外村吉之介 一九七四『続・民芸遍歴』朝日新聞社、一七〇頁。なお、引用文中の「二つの建物」とは、大原美術館本館と倉敷館(旧・倉敷町役場)のことである。
- (26) 上田恭嗣 二〇一二『大原美術館の誕生』山陽新聞社、一二七頁。なお、傍点とカッコ内は筆者が加筆。
- (27) 註26前掲書、一二八頁。
- (28) 大原總一郎 一九八一『大原總一郎随想全集 3』福武書店、二七五頁。
- (29) 鹿野政直 一九八三『近代日本の民間学』岩波書店(岩波新書)、一五八頁。
- (30) 註29前掲書、一五七頁。
- (31) 富永次郎 一九六一『倉敷』『美しき街と里への旅』秋元書房、一三五、一四六頁。
- (32) 椎名誠 一九八四『日本細末端真実紀行』日本交通公社、七二、七六頁。
- (33) 拙著『倉敷美観地区 歴史と民俗』(二〇一一年、日本文教出版) 一三七―一三八頁を参照されたい。
- (34) 大森久雄(著)・備中倉敷学(発行) 二〇一四『倉敷伝建地区の歩み』八八頁。
- (35) 例えば、倉敷の民家が古くから有する基準寸法(九六〇×一、九二〇ミリメートル)を見出してKM(クラシキ・モデュール)とし、大原美術館分館新設時の設計で全面的に採用している。
- (36) 浦辺鎮太郎と恒成一訓の対談(昭和五七年)「倉敷のゲマインシャフト」(株)プロセス アーキテクチャ発行、一九八二『プロセス アーキテクチャ 第三一号』掲載)に依る。
- (37) 司馬遼太郎 一九七九『古往今来』日本書籍、七〇頁。
- (38) 松村慶三 二〇〇三『浦辺哲学の薫陶』馬場璋造ほか編『浦辺鎮太郎著作集』新建築社、五七頁。
- (39) 行政資料「伝統美観の保存について」(倉敷市発行、一九六九年頃) 一頁。
- (40) 倉敷市教育委員会文化財保護課所蔵。傍点は筆者が加筆。
- (41) 文化庁や倉敷市による倉敷町並調査(昭和四〇年代後半)や「くらしきまちや賞」創設(平成五〇一九九三年)への尽力など、長年にわたって倉敷の町並み保存へも深く関与した。
- (42) 伊藤ていじ 一九七五『浦辺鎮太郎と倉敷』『倉敷春秋』一五、一九頁。

(よしはら むつむ 岡山商科大学非常勤講師)

瀬戸大橋博覧会の思い出

國守卓史

昭和六十三年（一九八八）四月、瀬戸大橋の開通により本州と四国が結ばれ、平成三十年（二〇一八）はそれからちょうど三十周年に当たる。岡山・香川両県では様々な趣向を交えた記念行事が企画・実行された。大橋の開通



写真1 瀬戸大橋の開通
(昭和63年4月10日 倉敷市所蔵公聴広報課移管フィルム312)

当時も両県では「瀬戸大橋架橋記念博覧会」と称する大規模な記念行事を催しているが、この博覧会に準備段階から関わり、博覧会事務局においてイベント開催に尽力された國守卓史氏に、当時のお話を聞いた。

——生い立ちや幼少の頃の思い出をお聞かせください

実は、戸籍とが見たらここ（倉敷市福田町古新田^{こしんでん}）で生まれたようになっていたが、実際は児島の味野^{あじの}で生まれたい。親父の叔母か何かになる人が味野へ居たから、半年か一年かくらい味野へ家を借りて居たように思う。それで、ここから少し上にお宮がある。濱田神社^{はまだ}（倉敷市福田町古新田）と言うが、物心がついてから幼稚園のころまで神社の近くに家を借りて居た。小学校一年生から今の家に住むようになった。小学校へ行くカバンが、イ

グサ製のカバンだった。イグサで編んだゴザみたいなラ
ンドセルだった。それを背負って行ったという記憶と、
一年生の一学期が済んで八月十五日。ちょうど昭和二十
年の八月十五日と言ったら戦争が終わった日だった。二
学期になったら教科書がもう支給なしで、先輩から借り
ていた一年生用の教科書は、終戦で戦後の方針が変わっ
たので、もう全部墨で塗った。墨を摺って、筆でこの
ページは全部ペケしてつぶせーとか、ずーっとペケした
ら読むところがない（苦笑）。あとはもう教科書なし。二
年生になったら教科書の代わりにと画用紙の悪い馬糞紙^{ばふんし}
みたいな紙が配られたが、ろくに読めるような文字じゃ
なかった。私は背が高く教室の後ろの方に座っていたか
ら、それを前から配ったら途中で無くなった。すまんけ
ど後ろの方は先生が今から黒板に書くからそれを写せ、
と言われた（苦笑）。だから、一年生と二年生は教科書な
しで何を勉強したかさっぱり覚えていない。ただ一つ、
黒板に先生が書いたのを、今文字そのものを覚えている
のは「ニシムクサムライは小じゃ」という説明だ。一年
十二か月は大と小がある。三十日と三十一日、二月だけ
は二十八日まで。それを書く、「二 四 六 九 十」。

士（さむらい）いうたら十一だ。それは小の月ということ
を覚えた。もうそれだけ（笑）。

あとは友達と一緒に山の中を歩いて、今で言ったら元
古新田の上の方の山を二福^{にふく}の小学校（倉敷市立第二福田小
学校）から登って、山の上を歩いて行くと、濱田神社近
くへ出る道がある。今通れるかどうか分からないが、子
供の時分は十分通れた。その道中で土器の破片がものす
ごく拾えた。それをポケットに入れて採集したことがあ
る。そのあたりには二つか三つ、古墳があるらしい。そ
の後、行ったことがない。まあそういうようなことが幼
少のころの思い出だ。

——小学校へ高校までに、その後の人生に大きな影響を受けた
と思う出来事・人物の言葉がありますか？

母方のおじいさんの影響が大きい。うちの母親は備後
の芦品郡芦田町（現・広島県福山市）から嫁いできている。
そのおじいさんが苦勞人で、わが家へ来てはよく説教を
した。お前、生活が毎日苦しいじゃろうし、大きいなっ
たら金を儲けたいじゃろうが、と。金を儲けたいならカ
ネという字を書いてみる。カネという字は書いたら、何
と書いとか、言うてみる。「人 二 八 忠 棒（＝辛抱）」

が「第一」と書いとろうが。辛抱が出来る人間にならにゃいかんぞ、という説教をしてくれた（苦笑）。いまだに忘れずに覚えている。中学校から高校生になった頃から、カメラが欲しくてねだったら母親に叱られたことがあった。「そがな贅沢なもんは、ええ」と。そしたらじいさんが「今頃の若けえもんじゃ、カメラが欲しけりゃ辛抱して買うちやあええ」と言うてくれた。

それから決定的に私に影響を与えたのは、小学五年生の時、壁新聞を作ったこと。模造紙一枚ぐらいの大きさで何を書いたかもう忘れたけど、活動状況とかを書いて貼り付けた。それがもとで、中学校で新聞部へ入り、高校になって青陵の新聞部ですつと三年間新聞を発行した。その後役所へ入って広報を担当した。ちょうど昭和四十二年（一九六七）の三市合併当時だった。新聞部の活動が参考になり、下地になった。室山元助役（室山貴義氏。元倉敷市助役）に「國さん手伝てくれんか」と頼まれて、市文化連盟の機関紙『春秋くらしき』を発行する編集もずつと続けた。室山さんが死去する年まで二五号を年二回出したので、十年以上手伝っていた。

役所の職員になって最初の仕事は、市民課の住民登録

担当だった。最初の異動で衛生課に回されて、乳幼児や小学生の予防注射を担当した。衛生課では予防接種台帳というのをこしらえていた。住民登録と常に照合し、該当年齢を帳面にして、何の誰べえさんの子供はいくつで予防注射、ジフテリア予防注射や種痘したとかいうのを全部記録していた。それで予防注射があるたびに全部通知書を書きして各戸へ通知書を郵送していた。

ところが何年かして、総務課の広報担当になった時、もう通知書を出すのをやめにして、広報紙で全部案内をしたらどうか、と言って改良した。ただ、広報紙を見てと言うても「今までもらってた通知が来なんだからうちの子は予防注射が受けれなんだ」というようなことが絶対出てくる、と言って心配する職員がいた。それなら、それをカバーするために予防注射の日に広報車を宣伝用に出すから、それと同時に広報紙に載つとるから見てくれよ、と呼びかける画面作戦を何年かやった。そうしたら広報紙が来ていないと言ひ出さなくなり、広報紙も徹底するようになった。まあそういう改革をやった。

——瀬戸大橋博覧会へのかかりについて教えてください。瀬戸大橋博を命じられたのは何時ですかね？



写真2 児島駅前土地区画整理の進展状況（東方上空より）

後述の仮橋はまだ架かっていない（昭和60年7月1日

倉敷市所蔵安藤弘志氏寄贈写真（木箱）816）

昭和五十九年（一九八四）四月に企画課主幹になった当時の企画部長は、中田武志^{なかた たけし}元市長で、瀬戸大橋架橋記念博覧会協会の幹部メンバーであり、後の運営委員だった。中田部長のかばん持ちで随行し、ずっと会議の進行を聴

いていた。その流れで昭和六十年三月、事務局が発足するのでお前が行け、ということになった。あれだけの工事、世紀の大事業が完成するわけだから、当時の企画課でそれを担当するということは花形職場だった。

——瀬戸大橋博覧会ではどんな仕事を担当されていましたか

準備が長かった。初めからいうと、昭和六十年三月に岡山市厚生町の岡山商工会議所ビルの五階に、博覧会協会の事務局を作った。ここへ岡山県と倉敷市と岡山市、岡山県商工会議所連合会、RSKとOHK、テレビせとうち、山陽新聞、岡山日日新聞の事務担当者が詰めた。これら九団体が主催団体で、会長が県知事、副会長が倉敷市長ら。九団体の職員が一人づつ出て、当初テレビ関係は常駐しなかったが、山陽新聞とか商工会議所の職員、児島の商工会議所も一人づつ来て準備の仕事をした。その準備というのが、博覧会を開くに当たっては、協会構成団体幹部に色々決めてもらうことがあり、その原案を作った。まず正式決定の第一は会場をどこにするかだ。会場はちょうどナイカイ塩業の広大な塩田跡地があり、そこを倉敷市が区画整理していた。ちょうどここに児島駅が出来るということで駅前を全部区画整理していた。

ここを会場にすることが決まった。次にいつから何日間やるかという期日、それを決めるために香川県との協議にも行った。三月二十日には橋はまだ開通していないが、児島駅まで電車が開通するので、六十三年三月二十日にオープンすることとし、夏休みが終わる八月三十一日まで一六五日でやろうと決定をした。

そういう枠組みを決めてもらったら、今度は観客を何

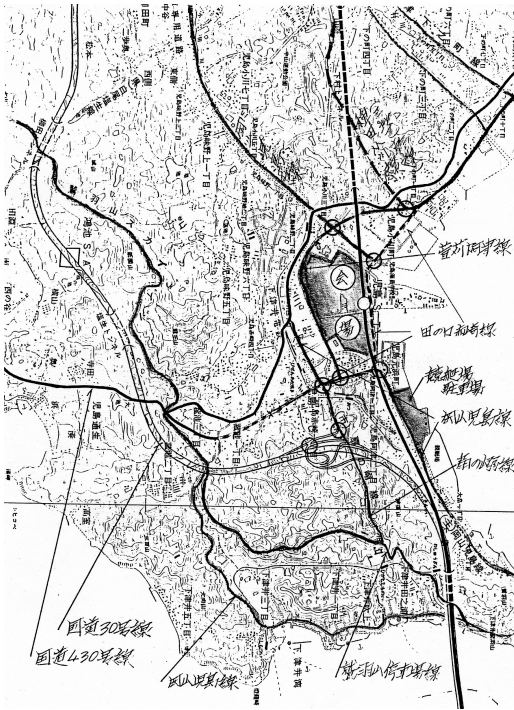


図1 会場周辺交通図

(國守氏作成「記念博覧会会場問題〈協議資料〉より」)

人集めるかという目標を立てなければならない。世界的な橋だし、魅力があるし、あの海の上を児島から向こうまで橋が約一二キロ：それが鉄道併用橋であり世界でも珍しいものになる。これはもう観光誘致の目玉として、すごい効果がある。それで博覧会は岡山県だけでなく、対岸の香川県もするというで大まかな話が県と県で出来ていた。香川県も事務局を持って向こうの橋の

たもとでやるということが分かっており、そうなったら競争である。お客をどっちへ多く呼ぶかという競争が事務局にあった。何日間で何百人寄せるか、他都市での博覧会実績資料を参考にして協議した。それで結局三百万人は会場に来るだろうと、誘致目標を決めた。会期中、一六五日に三百万人集めることが決まった。

今度は交通対策をする。どっちの方からお客がどのくらい来るか、という想定をする。関西方面と広島方面。会場を中心に、コンパスで一〇キロ、二〇キロという風に円心を作る。それに主要道路、幹線道路を入れて、瀬

戸大橋中央自動車道のゲートが児島に出来るから、ここで乗り降りするのは何人ぐらいいなるだろうかという推計もする。それと、ちょうど児島支所の新築移転があつ

たばかりの頃で、児島支所と博覧会会場の間を流れる小田川に橋がなかった。

これでは対応できない。交通量が多くなるので、橋の架橋問題が出てきた。その橋をどこが工事するのか、岡山県がするんか倉敷市がするんか博覧会協会がするんか、もみ合いになったことがあった。今、昭和橋の下にある橋の仮橋を架けることにした。仮橋は県が工事して、後は市が保守をと英断を下したのは花房清人副知事だった。その後、市は寄附を受けたか買い取ったんか知らないが、とにかく県が一応工事をしてくれることになった。博覧会協会^①は銭がないのに、工事するわけにいかない。

それから水の呑み場・トイレ、こう



写真3 小田川の仮橋 後に平成橋が整備された
(昭和63年11月 倉敷市所蔵公聴広報課移管フィルム284-6)

いうのを全部計算して、水道局へ行って水が何万人分何リットルいるという交渉もした。そうしたら倉敷市の水道局は、そんな無茶なことを言うてきても出来ん、倉敷

市は県南部水道企業団から原水をもうギリギリ買っている、これ以上何万人分も一日に取水するわけにいかん、という話になった。そこで、夜間貯水をするタンクを作るということにしてほしいと要請した。それならタンクの費用をどうするとか色んなことが問題になったが、結局味野地区(後、下の町)にタンクをこしらえることになった。②
というのは、会場の傍の幹線水道が下津井^{しもつゐ}へ通水している。これから会場が水を採ってしまうと、下津井の住民に水不足をきたすという問題が起きることが想定された。それで、タンクを



写真4 児島駅東の観光バス専用駐車場
(昭和63年6月19日 安藤弘志氏寄贈写真(木箱)7414)

どうしても作らなければということで、味野地区へ貯水タンクを急ぎよ作ることをお願いした。

それから交通の道路に案内板とか、駐車場をどこどこへ置くとか、何台分駐車場を置くとか、そういうようなことを主にやっていた。三〇〇万人来るのを一六五

日で割ったら、一日当たり一万八千人になる。：そしたら五月の連休とか夏休みの集中する時期とか、そのピーク時を一日何万人に見

積もるか。駐車場は一ヶ所で済むようなスペースのある場所はないので、あちこち小さな駐車場を全部押さえて、来た車をそこへ誘導することにする。そのシステムをどうするかというようなことまでやった。それから、どうしてもだめだったら、パーク&ライドという、駐車場へ止めてそこからバスでピストン輸送するということも考えて、塩生の工業用地で空地があったから、そこを借りた⁽³⁾。結局そこを使わずに済んだけど使用料だけ払うこととなり、早めに返還するよう会期中に断りに行ったことがある。頼みますと頭を下げて借りたものを博覧会の途中で返すことのつらさを経験した。しかし、一ヶ月何十万円という金額であり、入場券もそんなに飛ぶように売れるものではないので経費節減は当然である。

それから、会場担当は会場の方で、パビリオンをいくつかつ作るとか、どういったものを作るとか、とにかく企業誘致に出かけた。何百何十社かリストアップして、企業回りをして、出展してもらう交渉をしに出張した。行つて断られたりして、ちやうど景気も悪くなった頃だったので難しかった。川鉄も途中でもう出展はできないことになり、そういう問題も起きて困ったこともあった。中

田武志氏が企画部長をしていた時分に、一緒に組んで東京の何社か訪問に行った。土産とパンフレットを持って大使館も行った。イギリス大使館とどこやらの大使館だったが、英語ができなくても、こういうことを催したいというPRに。

まあ、あれだけのことをして、人を集めて何かをするということは、ただ催し物があるから人が来るということとでなく、色んな下支えがあつて初めて花やかなものになる。トイレの計算までしないとイケない。女子トイレは男子トイレに比べて時間がかかるから、男性の三倍以上は絶対にいるとか。それから動線計画という会場の中をどれだけどう歩かせるかとか。だいたい、一人が会場の中へ入っていつてずっと見る場合、五〇〇メートルが限界とか。そうすると一番見てもらいたいものをそれに近付ける動線を考えていくとか。まあ色んなことを付随して考えないということですよ。

我々は当初岡山商工会議所で五人ほどで開始した。倉敷市役所が近いのにそこを通り越して電車に乗って岡山まで通って、暑い日も寒い日も勤めた。昭和六十二年（一九八七）に現地事務所を出すことになり、児島事務所⁽⁴⁾

を立ち上げた時、私は地元交通対策部長として今度は児島へ通勤することになった。

——地元交通対策部長というのはどういう仕事ですか？

駐車場の確保と、そこへどういう風に誘導していくか。途中の看板をどこへどう設置するか、駐車場用地の借用交渉や駐車料金の徴収体制の確立など。それに地元の苦情とかが入ってくるから苦情対応もしないといけない。多くの自動車が来るから日常生活の邪魔にならないようにとか、騒音がやかましいとか、遅くまでやってもらっては困るとか。音を静かにしてくれないと病人が寝られんとか、色んなことがある。言っている本人より議員が言うてくるとなお更困るが…（苦笑）。

結局、地元のPRと交通対策をどうするか、駐車場をどこへ作り、どう誘導していくかなどで、早く対処するために出先の事務所を出したわけ。事務局は一年目は五人ほどだったけど、二年目ぐらいになった折にだんだん職員も充実して事務所の構成をこういう風（図2）にしていった。私らは地元交通対策部で、六十二年には現地事務所に出たけど、あとに残った職員は出展契約や催し物としてどういうものをするかを決めていったわけで

す。私らは最初の段階だったから、PR兼あいさつ、企業を回っただけだった。本格的に交渉をして、出るようになったらどういようなものを出すとか、一六五日の間どうい催しをやっていくとか、それらは全部その残ったメンバーでやった。

ただ問題が、本当に三〇〇万人を一六五日で割った数字で来てくれるだろうか。そこで私は、一六五日分の基礎データをこしらえて「今日は何人入る」という予想人数を推定していた。実際は何人来るかなと、公式な帳面じゃなく個人的に交通機関別の日計を作っていた。入場者が累計何人で、自家用車が

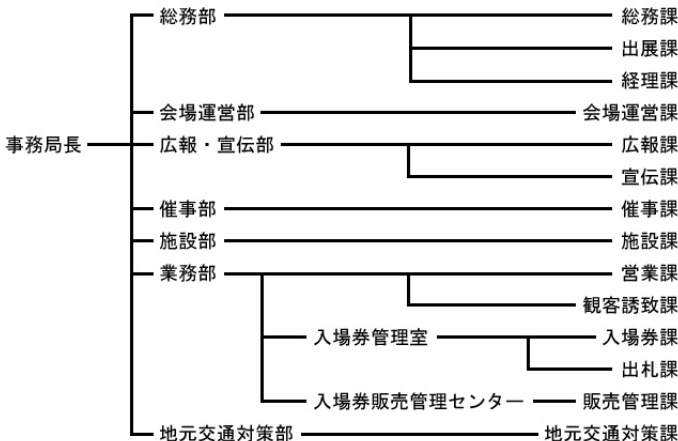


写真5（上） 児島事務所での國守氏（向かって左）

写真6（右） 児島事務所が置かれたナイカイ第一ビル
 （ともに昭和62年2月4日 倉敷市所蔵広聴広報課移管フィルム90 - 19）



図2（下） 瀬戸大橋博覧会協会事務局機構図



何人で、バスがいくらで、JRで降りた人間はだいたい何人かというのを聞いて、当日それぞれ推計してみた。最終的には三〇〇万人にならなくて、二九〇何万人で終わった。⁽⁵⁾公式記録も二九六万余となっている。こんなことを足かけ四年やったけど、後から考えりや夢みたいである。跡形も無くなるなんて、まるでチボリ公園みたいなもんだ(笑)。私は観光協会におったからチボリ公園もそりやもう宣伝したんだが、無くなってしまったからなあ。

——博覧会が岡山・香川両県の共催ではなく各県ことの開催になつたいきさつについて、何かご存知でしょうか

岡山県の企画部次長をしていた信朝寛^{のぶともかん}さんって知ってる？当初、信朝氏が香川県の人と話をした折に、一緒にやったらどうかという話は持ちかけたらしい。だけど、向こうは向こうでやりたいという意向があつたようだが、ということは聞いた。詳しい経緯は知らないが一応呼びかけたということだった。その信朝氏がすごいやり手で、岡山交通博⁽⁶⁾を手掛けた経験があり、岡山商工会議所へ詰めている時によく行つては相談した。「まあええ、そがんに急がんでええ」って言つてたけど、児島の現地事務

所が出来て、私が早くあれをしないと、これもしないと思っている時に、長野^{ながの}士郎岡山県知事が来て「どがんとなんかな？」と言うので「信朝さんは焦ることはないと言っている」と言ったら「そがんことでおえるか!」「そがな関所は取つ払え!」とものすごく叱られた。早うやらんでどうする!と言つて、特に駐車場を心配していた。というのが、香川県の方が早かった。組織する人数も早く取り組んでいたもので:

——博覧会関係の業務を遂行するにあたり特に注意した点、苦勞した点があればお聞かせください

それぞれあるけど、最後はお金で解決できる話があることによって一番難しい問題になった。どこが金を出すかというのが、なかなか難しい。県か市が分担するのかな。また、その後はどうするか。まあ、そのためには市の職員として、やるべきことにはこういう問題がある、という資料を作成し提供しないと前に進まない。地元がどう思っているかということも把握しないといけないし、地元ばかりのことを思うと前に進まんだらうし。その辺の兼ね合いが市の職員には要る。市の職員で一番肝心なことは、どんなに貧しくても、心に満ち足らんでも、市



写真7 瀬戸大橋博覧会オープン

(昭和63年3月20日 倉敷市所蔵公聴広報課移管写真)

民が納得してくればそれでよし。どんなにレベルが低く高級でのも、どうすれば市民が納得してくれるかというのが行政の一番の大本だろう。立派なことでもなくとも信頼があれば納得してもらえ。とにかく、それをどうやってやるかというのが、市の職員に必要な仕事だ。

——博覧会出向で一番印象に残っていることは？

そうなあ、催しそのものももう、どっちかというと頭になかったし、第一与えられた仕事で手いっぱいだった。私は最初の段階では全体の把握が出来ていたけど、だんだん職員が多くなるのと同じに、もう自分

らの仕事だけになってしまふ。それでいざ昭和六十三年（一九八八）三月のオープン式をやった折にはもう、放心状態。結局、みな自分の手元を離れてしまつて、今まで色んな仕込みを考えて全部あせにやこうせにやと言つとったことが、いざ実施になったらそれぞれ専門分野の担当者が出来て、業者の専門屋が入つたりすると、淋しさもあつたけど、解放感というか、シヨックというか、自分自身は何をすべきか放心状態になり、一種のカルチャーシヨックを経験した。

私ははどっちかといえば地元のこと中心にやつてて、賑やかなパビリオンの中でどうのこうの、ミス博覧会がどうのこうのというようなことは全然頭の中になかった。担当部署にずっと張り付いていたから、催し物も十分に見ることができなかつた。終わる頃になって何とか一周したぐらいがやつとだ。催し期間はあつという間だった。

——博覧会当時の児島の雰囲気、大橋ブームや博覧会、対岸の香川県に対する地元住民の反応はどのようなものでしたか

香川県に対する地元住民の反応というのは、特に感じたことはない。どっちかといえば、人口の少ない方へ橋を架けるわけだから、児島の側、岡山県側は気分的に楽な

立場じゃないかなあ。四国に対して、便利になってええなあと言ってあげられる立場と思う。今まで四国へ行くといったら船である程度時間かけて行ってたけど、橋の上をすぐに渡れる。最初に橋を架けようと言った人のことを、全く夢のようなことを言つとるなあぐらに思ってたけど、実際に実現した。それも立派に、世界でも唯一の鉄道併用橋ということで、自慢できる。

まあ、私は児島へ何回も広報の関係で行って、鷺羽山^{わしゅうざん}へ登った。通常、鷺羽山の上から四国を眺めるのがほとんど習慣化してしまってるけど、実際に橋を通って行ってみると、また別の感覚がある。大橋を渡って向こうの人と交わるということは、また違った意味の感慨がある。私は退職してから何年か経って八十八ヶ所のお寺めぐり



写真8 瀬戸大橋

(平成4年1月7日 安藤弘志氏寄贈写真(航空写真) 1154)

をした。バスで八十八ヶ所と別格寺二十ヶ所だから計一〇八ヶ寺、煩惱の数一〇八と同じ寺を巡ったけど、その折に橋に何回かお世話になっている。

——國守様の人生を支えてきたのはどんな思い、気持ちですか

私は役所生活四十年ですけど、十年ぐらいは公害防止事業団とか博覧会とかで市役所外の仕事をした。いわゆる他所^{よそ}廻りが多かった。仕事するのとにかく机一丁ということが多かった。人から仕事を引き継ぐことはほとんどなく、自分が考えてやる仕事ばかり与えられたように思う。むしろその方が向いていたし、福祉や税務といったことは性に合わない。しかし思ったことが割合出たと思う。自分で考えて全部自分でやったという感じがしている。予算も付けてもらったから私自身懸命だった。そういう思いで充実した役所生活をした思いで感謝している。

註

(1) 瀬戸大橋博終了後、仮橋の位置に正式な橋梁整備が行われ、平成三年（一九九一）「平成橋」が完成した。大島満久「児島小田川に架かる平成橋について」（『高梁川』四十九号、平成三年）。

(2) 倉敷市児島下の町の丘陵地にある。直径約三二m、高さ約一一m、貯水量最大約八〇〇〇トンで、当時の倉敷市内では最大規模の配水タンクだった。『山陽新聞』昭和六十一年一月二十九日版「架橋に備え「大配水タンク」児島」、「水と人と企業」（児島地区工業用水組合、一九九一年）。

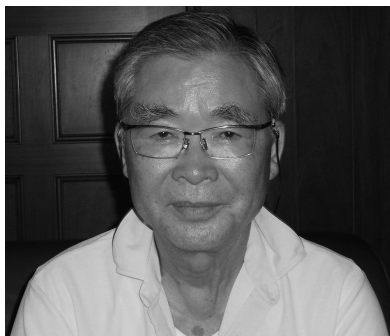
(3) 臨時駐車場約三五〇〇〜四〇〇〇台分のうち約一〇〇〇台分が塩生の日清製粉用地で、約一五〇〇台分が宇野津の三菱化成用地にて確保されていた。一日の入場者数が六二五〇人以上の日は臨時駐車場が必要と予測されていた（國守氏提供資料）。

(4) 児島事務所は昭和六十二年二月四日、児島駅前一丁目のナイカイ第一ビル六階に開設された（『倉敷新聞』昭和六十二年二月六日版）。

(5) 会期中の総入場者数は二九六万一九五七人であった（『瀬戸大橋博'88・岡山公式記録』岡山県瀬戸大橋架橋記念博覧会協会、一九八九年）。

(6) 昭和四十七年（一九七二）三月に山陽新幹線が岡山駅まで開業したことを記念し、岡山県・岡山市・日本国有鉄道の共催で実施された（『岡山県政史』昭和第三編、一九八八年）。

（平成三十年八月二十四日、國守氏宅にて聞き取り。聞き手は山本太郎・畑和良、文責は畑和良。國守氏からは貴重な自筆資料（本文掲出の図1など）等の提供を受けました。御協力に対し深甚の感謝を申し上げます）



國守卓史（くにもり たくし）氏略歴・近影

昭和十三年（一九三八）出生

昭和三十二年（一九五七）岡山県立倉敷青陵高校卒業

昭和三十三年（一九五八）倉敷市役所就職

昭和六十（一九八五）岡山県瀬戸大橋架橋記念博覧会協会事務局長 地元交通対策部部长

平成二年（一九九〇）倉敷市史編さん室長

平成六年（一九九四）倉敷市観光部長

平成七年（一九九五）倉敷市水島支所長

平成九年（一九九七）倉敷市教育委員会生涯学習部長

平成十年（一九九八）倉敷市議会事務局長

平成十一年（一九九九）倉敷市を退職、（社）倉敷市観光協会専務理事

著書に『天岡越前守裁く 福田新田訴訟記』（私家版、平成十三年）がある。

松平定信謁見を報せる古川古松軒書状とその受信者たち

別府 信 吾

天明七年（一七八七）四月に江戸に着いた古川古松軒（一七二六～一八〇七）は、五月の江戸打ちこわしに遭遇し

た。六月には松平定信（越中守、白河藩主、八代將軍吉宗の孫）が老中首座となり、以後、寛政改革を始めるのを江戸の現地で見聞することになる。翌八年五月、幕府巡見使の一員に加えられ、奥羽・蝦夷地を回って十月、江戸に帰ると、明けて寛政元年（一七八九）一月下旬、將軍補佐に昇進していた松平定信に謁見した。江戸に出た二年前には思いも寄らなかつたことである。謁見の顛末は、近藤歙之介編『古川古松軒』（橋本病院、一九一一年）に、「白川楽翁公謁見録」^②として収録されており（二二～二九頁）、解説には「生前座右にせし笥底に藏せられし、白川楽翁公に謁見せし際、公に奉呈せし上書原稿に添付された

る、当時の顛末状況の備忘録なり」とある。従来の古松軒論で部分引用されてきたのはこれである。^④

ほぼ同内容だが、古松軒が認めた書状がある。「備中国岡田之人古川平次兵衛といへる者、東都より故郷之人へ遣す書状之写」として湯浅明善編『天明大政録』に収録されている。^⑤同じものが（文字遣いに異同はあるが）姫井桃源編『苞桑録』にも見える。^⑥ともあれ謁見の喜びを「故郷の人」に報せる文面は、興味深いものである。ただ、書状といひながら宛名がここには見えない。

実は、倉敷市真備ふるさと歴史館に、小野泉蔵ら五人連名宛のこの書状のコピーがある。コピー原本は所在がわからず、実見していないが、筆跡はまさしく古松軒のものである（↓写真）。追而書部分には、当時の江戸巷間

の「嘶」も伝えている。前稿で言及した、古松軒の江戸情報とその受信者の問題にも関連するので、ここに紹介

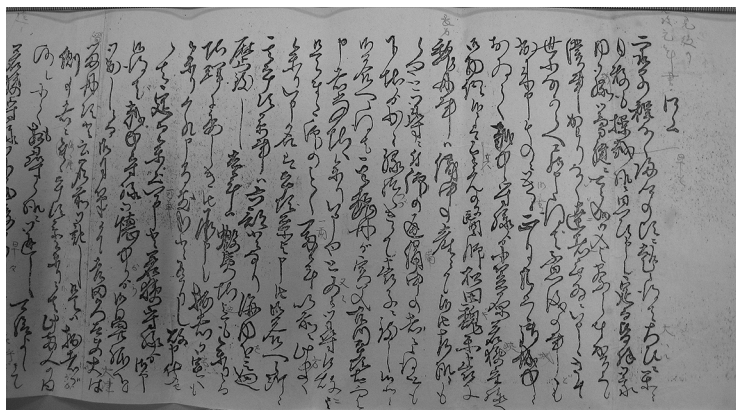


写真1 古川古松軒書状のコピー（冒頭部分）

したい。二箇所だが片仮名のルビは、原文のもの。塗りつぶし（■・■）と傍線は引用者による。

〔史料1〕

口上

最早程なく帰郷の頃ニ趣候得者、大ひニ閑々、日数も繰越様ニ思ひ申候、定而皆様御家内御揃、御勇健ニ可被成御入与察し奉賀上候、僕事かわりなく達者無為ニい申候、さて世になからへ居申候へ者、不思議の事も出来申ものニ御さ候、正月廿二日、御城中ニおゐて、越中守様分小笠原若狭守様へ御物語候ニ者、其元の医師松田魏楽養子魏丹事ハ、備中之産ニて候由、左様ニも候やと御尋ニ付、仰の通備中の者ニ候得とも、下地より少々縁つ、き候て、養子ニ致候と御答へ候得者、其魏丹が実父古川平次右衛門与申者、当地へ参りい申やと又々御尋候故ニ、是また、仰のことく一両年以前ニ此方へ参りい申、名者平次兵衛与申由、御答へ候所ニ、其平次兵衛事ハ、六部となり海内を遍歴致し、去年ハ蝦夷地迄も参り候而、地理に委しき由承申候、拙者か宅へも参りくれ申間敷哉と有りし故、申聞七候者定而参上可申と、若狭

守様御申候得者、越中守様御懷中御鼻紙を御出し候而、御自筆にて、吉田久太夫・大津留丹次と云名前御記し、是ハ拙者が側の者ニ御座候、平次兵衛参り候者、此兩人の内何れにても相尋候様ニ御通し可給よしにて、若狹守様御下城後、早々魏丹を呼ニ被遣候て、近々参り候様ニとの事ニ付候而、廿四日ニ御役屋鋪へ参り候得者、御内玄関よりあかり、案内の士出て御座敷へ通候へ者、御側御用人吉田久太夫殿早速御出候而、九州地・奥羽地の風俗委敷御尋のうへ、地図の所持ハ無之哉との事故ニ、ミナ／＼国元ニ残し置、当所ニ御さ候分ハ、南部・津輕・松前・蝦夷の地図并ニ記行十四冊御さ候由申候へハ、無心ながら借用申度との事故ニ、記行ハ反古同前の覚へ書にて、誤字・落字も有之、殊ニ老人の愚筆にて、御館様の入御覽ニ候事、至而恐入候と申候へハ、夫こそ結句頼母敷事ニ候得者、使者を以取ニ可被遣旨、御やくそく申候而、及帰宅候へ共、御使者を請申迄も無之事と持セ遣し候所、吉田久太夫殿分申来り候ニは、算術無之候而も丁見の見様も有之候哉、鳥渡参りくれとの事にて、廿七日、コンパツを

以て参上申候、久太夫殿分、見様の事物語候而帰り居申候所ニまた／＼呼ニ参り、コンパツ見様ニ付いろ／＼御不審の品々候而、口上にてハ分りかね候へ者、書付にて申上候様ニ被仰付、図ニ致し見様のわけ申上候得者、久太夫殿御承知にて、其後ハ度々召され、奥ふかく御参り、国々の事御尋にて、老人とて甚以御いたわり被下、広キ御座敷故ニ、風吹入レ候とて、屏風などを私一人へくる／＼と取まわし御建テ被下、重々有かたき御事のミ、生涯の面目此上も無之、御存のことく、天下の補佐と申、賢君と申、殊更ニ^{平出}有徳院様御孫君にて、^{平出}上様二つ、きし貴き御方の、平次兵衛ト申名を知られ候計ニても難有事なるニ、御居間近く召され、地図・記行迄も入御覽ニ候事、老後の大慶、此上もなく奉存候、能々相考へ候所、御存被下候通ニ、僕心底ニおゐて、出世立身の望ミ毛頭無之、一心不乱ニ山川の勝景ニ耽り、家業も忘レ、人々の笑ひ・難儀も忘レ、ひとりたのしみい申候故ニ、神明あわれミ給ひて、かゝる事も出来申せし事にて、此所にてミぢんほとも望ミの心發り申候而者、是迄の心底ニも恥、幸ひより必

すわさわひを生せるものといよく慎、うのけの先
キほども此世の望無之心底ニ臍^{ハツ}かたまり申候、此間
も諸州ヨリ拾ひ置申候奇石卅五品呈し申候所、老人
の志と有りて納り申候、越中守様、御役此方ちり
一筋も御受納無之事ハ、江戸中にて人々存せし御事
なるニ、賤敷僕がさ、げ物、石と者申ながらも納り
候事の、江戸中のひやうばんとなり、僕が事を被称
候事ハ、誠ニ海内へ名を知られし同様にて、最早今
日の内ニ死し候而も心残りなき身と奉存候、是らの
事も心実ニ望無之故ニ、天道ニ通し候て御受納有り
し事と、くれく慎ミ、心を改メミがき申心底ニ成
り申候、功有りて身退く事肝要の一大事と存候て、
吉田氏へつれく御物語申も、国元ニ愛女・愛孫
候而明暮床かしく、当所ニい申心底毛頭無之、住な
れし古郷にて安気の死を致し度望の外ハさらニ無之
と、逃支度を申事ニ御さ候、人けん一生さいわうが
馬にて、格別なる幸ニ者わざわひ有るものと、いそ
き四月中に者、尻からげにて帰郷申心底、やかて懸
御目申事ながら、各々様かたハ信友ニも存し、かね
く御深切ニ被成下候僕が事ニ候へハ、定而御よろ

こひも被下候ハんと、老人の跡先キとなき乱筆呈し
申候、末筆ながらも御家内皆様へもよろ敷く御伝
へ可被下候、是非く四五月中ニハ帰国候へハ、目
出度致拝顔、寛語可申上候、頓首

二月廿三日認

古川平次兵衛（花押）

小野猶吉様

同 源二兵衛様

同 泉蔵様

小野多吉様

岡本三郎次様

如斯ニ連名を記し候ニも、増之丞様の事を思ひ
出し落涙申候、さてく残念ニ奉存候、以上

鳥渡申上候

寛政と申年号 （平出） 仲尼曰、政寛ナレハ則民慢、慢レ

ハ糾^レルニ之ヲ以^レス猛ヲ、則民殘ル、殘ルレハ施^レスニ

之ニ以^レス寛ヲ、寛以濟^レイ猛、以^{（衝力）}猛以濟^レフ寛ヲ、政

是以和ス、左伝より出テ申よし、寛政解しかたしと

の事にて、いろくひやうはん御さ候、右ニ付、

落し嘶も数多御さ候中ニ、或人の云、寛政と者六ツ

かしき年号也、五兵衛となりとも八兵衛となりとも
 称し度ものといふ、傍人の云、年号二人の名を称す

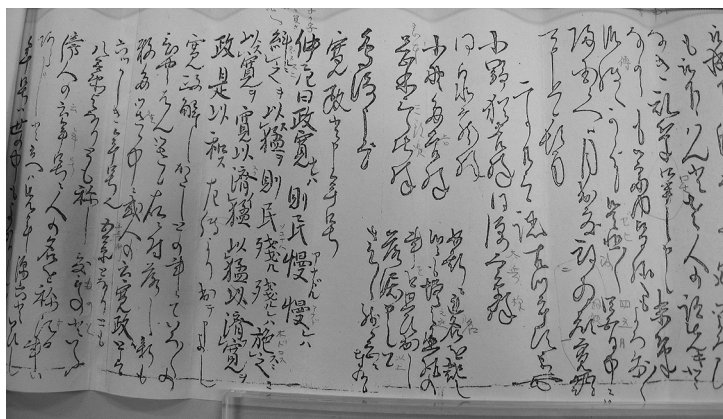


写真2 古川古松軒書状のコピー（宛名部分）
 （翻刻では文字列の配置を若干変更した）

る事ハあらじと云へハ、先年源六といひし年号ハ世
 の中もよかりしといひしとの嘶、面白覚へ申候故申
 上候、御一笑く

以上、謁見の悦び、いささかの自慢と自制、情報提供
 のサービス精神、語り口の妙——いかにも古松軒らしい
 書状である。宛名五人のうち、小野猶吉・同源二次（兵衛・
 同泉蔵は、備中長尾村（倉敷市玉島長尾）小野家の人びと、
 すなわち、猶吉（方、樸翁）は本家「移山亭」、源次郎（誠）
 は分家「有芳亭」、泉蔵（達、樗山）も分家「招月亭」で
 ある。猶吉・泉蔵は文人としても聞こえる。小野多吉・
 岡本三郎次、また存命ならばここに名を連ねたはずの「増
 之丞」については未詳。

「鳥渡（ちよつと）申上候」という追而書部分では、「寛政」
 年号の典拠である『左氏春秋』昭公二十年の一節（政の
 寛↓「民の慢」↓「政の猛」↓「民の残」↓「政の寛」、すなわ
 ち「寛と猛との相互救済」による「政の和」を引用する。そ
 して、これに関する巷説（これでは「寛」と「猛」の堂々巡
 りとなり、「政」の「和」には至らないのでは、という疑問）を
 伝えたうえ、落とし嘶の一つを紹介する。年号としては
 意外感のある「五兵衛」「八兵衛」などを持ち出して「源六」

「元禄につなげたのち、それをよき時代の年号として懐かしがる、という漸である。寛政元年二月という時点は、定信政権の権力基盤が確立して寛政の改革政治が本格化に転じるころであり、右記に倣えば、「民の慢」から「政の猛」に転じる段階と言えよう。その意味で興味深い江戸情報である。

さて「史料1」で塗りつぶしを施したのは、『天明大政録』『苞桑録』に見えない部分である（但し、濃い塗りつぶしの冒頭「口上」は、『苞桑録』にある）。つまり両書には、「史料1」のうち挨拶・宛名・追而書の部分が欠けているわけである。一方で両書は、末尾「二月廿三日認 古川平次兵衛」の後に、小野泉蔵による追加情報を載せている。「史料2」がそれである（傍点・傍線とも引用者）。

「史料2」

平次兵衛書状差越候故、掛御目申候、其後御目、見被仰付、越公ハ御書院ニ被遊御座、一間隔候而御目、見申上候所、其節御用人を以地理之義御尋被遊、則御用人迄御答申上候を、越公直ニ御聞被遊候、其後者御居間近く被為召、度々御屋敷へ参り申候、此間古山三平にも申越候、則三平今申越候

平次兵衛（古松軒）が書状を寄越したのでお目にかける、という。書状とは「史料1」を指す。小野泉蔵はその連名宛名の一人であった。お目にかける相手は、『天明大政録』の編者湯浅明善、あるいは『苞桑録』の編者姫井桃源、ということになる。しかしこれに続く「其後」以下は、文脈として唐突感があり、にわかには解しがたい。末尾に目を移すと「此間古山三平にも申越候、則三平今申越候」とある。このあいだ（古松軒から「史料1」と同様の書状が古山三平の所にも来て、それを古山から（小野のもとへ）伝えてきた、と解される。

「其後」に戻れば、これは「史料1」の傍線部「其後」と対応し、「奥深く参」ることになって以後、を指すのではなからうか。「史料1」で、それまでに古松軒が接したのは側用人吉田久大夫であり、以後が謁見の場面ということになる。とはいえ、「謁見」「御目見」の語もない。その叙述は今ひとつ鮮明な画像を結ばせてくれない。「度々召され」た複数回の様子をまとめた記述になっっているうえ、定信が「貴き御方」であるゆえか、主語がぼかされている感がある。例えば、「国々の事御尋

にて、老人とて甚以御いたわり被下」は定信、「屏風などを私一人へくるく」と取まわし御建テ被下」は（その意を受けた）側用人吉田、ということであろうか。また、「御居間近く」が、あくまでも「近く」に止まる（部屋に入らない）とすれば、どのようにして地図・紀行類を「御覧に入れた」のかなど、無粋な疑問も浮かぶ。

ところが、「史料2」の「其後」以下には、「御目見」の語があり、またその具体的な記述が見える。すなわち、「越公（越中守定信）」が書院に居て、（古松軒は）一間（ひとま）隔てて御目見えした、（定信は）側用人（吉田）を通じて（古松軒に）地理のことを尋ね、（古松軒が）側用人までお答えすると、定信がそれを一間隔てた所で聞いた、という。これが御目見の形式かつ実態であった。そして「其後者御居間近く被為召」とあり、御目見の日以後は（二間隔てから一段階進んでさらに）御居間近くに召されるようになった、という。こうしてみると「御居間近く」は、御居間（内で定信の）近く、と解してよいのかもしれない。ともかく小野は、古山宛古松軒書状のうちに、自分たち五人宛書状にはないこうした記述を見出し、その部分のみを引用し、「史料1」に追録する形で、湯浅あるいは

姫井に情報提供したのではなからうか。古山三平については未詳。

ところで小野はこれを、（ア）個々に湯浅・姫井に伝えたのであろうか、（イ）どちらか一方に伝えたのであろうか（この場合、伝えられた一方から他の一方へ、二段階の伝播となる）。これについては、『天明大政録』と『苞桑録』とを比較し、小野泉蔵の人脈を勘案すれば、答えは（イ）、相手は姫井であり、湯浅へは姫井を経由して伝わった、と判断してよいであろう。⁽¹³⁾

古松軒自身は、書状にいう「四五月中」ではなく、閏六月下旬ころに帰郷したようだが、岡田の留守宅は、六月十八日に備中・備後を襲った大洪水により罹災していた。⁽¹⁴⁾書状受信者たち及び周辺の人びとが、本人の口から当時第一級の実見談に接するのは、それ以後のことである。⁽¹⁵⁾

本稿は不本意ながら、原本でなくコピーによる史料紹介となった。原本の所在については、今後の課題としたい。コピーについては、真備ふるさと歴史館作成の「古川古松軒資料目録」（平成九年三月、追補平成一〇年一月）に、掲載資料は「複写または写本されたものである」との注

記がある。このうち「史料1」を含む「Ⅲ 関係書簡」のほとんどには「浅野嘉一氏資料」の表示がある。これらには鉛筆のメモ書きが残っており、それは写真によっても窺えよう。平成六年七月に同館が開設された当時、それに携わったメンバーが古文書学習のため、手持ちの資料を持ち寄ったとも聞く。であれば、「史料1」はかつて古文書学習のテキストとして使われたものかもしれない。末筆ながら、何かとお手数をお掛けした西隆志氏に感謝します。

注

- (1) 拙稿a「古川古松軒と水戸の長久保赤水」(岡山県立記録資料館紀要)六号、二〇一一年)、拙稿b「天明七年六月江戸発古川古松軒書状と「某氏」(倉敷の歴史)二七号、二〇一七年)、拙稿c「寛政元年の中国筋巡見使接待「心得」と古川古松軒書状」(岡山県立記録資料館紀要)八号、二〇一三年)参照。
- (2) 「白川楽翁公謁見録」は編者が与えた仮題であろう。前書き部及び顚末部から成り、備忘録かつ子孫への遺録としての性格を持つ。
- (3) 竹林栄一氏が「風俗書下書」と仮題して紹介している(同氏「古川古松軒史料―風俗書下書・雑記―」『研究報告』三号、岡山県立博物館、一九八二年)。
- (4) 前書き部の冒頭から部分引用したのが、大藤時彦「解題」(『東

遊雜記」東洋文庫、平凡社、一九六四年、二八四頁)。顚末部を部分引用したのが、「楽翁公の謁見録」(『吉備郡史』下、名著出版、一九七三年)初版一九三七年、二七五―五三頁)。同じく部分引用したのが「松平楽翁謁見録」(岡山県立博物館編『特別展「近代科学をひらいた人々」図録』同館、一九七六年)、及び「白川楽翁謁見録」(注3竹林栄一稿)。

(5) 滝本誠一編『日本経済大典』二二(明治文献、一九六九年)に翻刻が載る(三三九―三四二頁)。漢字ひらかな交じり文に整えられている。諸本を参照しようだが、何を底本としたのか説明がない。誤読もある。

(6) 桑名藩士駒井乗邨筆写「寛政雜記」の巻五百「苞桑録」(国会図書館所蔵)。漢字ひらかな・カタカナ交じり文で、漢文風の返り読みもある。一部脱文がある。

(7) 注1拙稿b。

(8) ちなみに、鎌田正「春秋左氏伝」四(新釈漢文大系33、明治書院、一九八一年)が示す当該箇所の読みは、次のとおりである。ルビを括弧内に入れた。「政(まつりごと)寛(くわん)なれば則(す)なは」ち民(たみ)慢(あなど)る。慢れば則ち之(これ)を糾(ただ)すに猛(まう)を以(もつ)てす。猛なれば則ち民残(そこな)はる。残はるれば則ち之に施(ほどこ)すに寛を以てす。寛以て猛を濟(すく)ひ、猛以て寛を濟ふ。政是(ここ)を以て和(わ)す」。

(9) 吉崎志保子「歌人小野節の略伝」(小野暁・小野美知子、一九八六年)二〇頁。

(10) 竹内誠「寛政改革の研究」(吉川弘文館、二〇〇九年)は、「定信政権の権力基盤の確立」を「天明八年末から寛政元年春」と見たうえ、「寛政元年の春ごろ以降(これまで反田沼キャンペー

ンの必要から黙認していた黄表紙に対する態度を変え、徐々にその統制・弾圧に乗り出していった」とする(一二〇頁)。

- (11) 『苞桑録』転写本、『天明大政録』翻刻本での比較だが、前者では冒頭の「口上」が残っており、末尾の日付は「二月廿三日」となっているのに対し、後者には「口上」がなく、日付は「三月二十三日」となっている。原本に近く、正確なのは前者である。

- (12) 小野泉蔵は、備中鴨方村の西山拙斎の有力な門人(儒学・和歌とも)であった。姫井桃源は、岡山藩儒だが本貫地は鴨方村であり拙斎に兄事していた。古松軒―小野―拙斎―姫井の関係が想定される。また『苞桑録』には湯浅に言及した箇所が散見され、姫井―湯浅の関係も浅からぬものがあつた。

- (13) こうして見ると、古松軒による松平定信謁見情報「史料1」「史料2」は、小野から姫井への転送により、『苞桑録』の形で定信のお膝元白河藩(桑名藩)に達したことになる。注6参照。

- (14) 六月十八日に江戸を発し、中山道を経由して大坂に至り、閏六月十日と十二日には木村兼葭堂を訪ね、十四日には旅宿への訪問を受けている(『木村兼葭堂日記』藝華書院、二〇〇九年)。

- (15) 古川古松軒『西遊雜記』序文に、「予東都に有し留守、寛政元己酉の年、故郷高水して堤され、茅屋に水満ち、此書沼水に入りて裂やぶれし所多し、其残れるを書写して七巻とせり」とある(『日本庶民生活史料集成』二、三一書房、一九七二年)。備中洪水については、拙稿「寛政元年の西山拙斎」(『高梁川』七四号、二〇一六年)でも言及した。

- (16) 例えば寛政元年九月九日、西山拙斎を訪れた古松軒は、たまたま居合わせた菅茶山とともに、「大いに東事を談」している(注15拙稿)。

(べっふ しんご) 元倉敷市史編さん委員)

倉敷市所蔵備前国児島郡宇野津村木村家文書

山下 洋

一 宇野津村について

本文書が伝来した木村家は、かつての東高梁川の河口近く、水島灘に面した児島半島の西端部に位置する児島

郡宇野津村（海津村とも表記される）を

居村とした。宇野津村は、明治二二年（一八八九）の通生村・塩生村との合併後は児島郡本庄村宇野津、昭和二三年（一九四八）の児島町・下津井町・味野町との合併後は児島市宇野津、昭和四二年（一九六七）の倉敷市・玉島市との合併後は倉敷市児島宇野津となって現在に至る。ただし、明

表 1 宇野津村の概要（安政6年）

村高	高	88石7斗6升
	二口高	104石3升4合
	残高	100石2斗3升6合
	直高	138石5斗7升
反別	田	3町8反1畝27歩
	畑	4町1反1畝18歩
	開方 田	8反6畝19歩半
	畑	9反9歩
	新開方 田	4畝
	畑	7反6畝11歩半
家数		62軒
人数	男	177人
	女	148人
	計	325人
神子家		1軒(男4・女2)
牛数		36疋
宮		1社(住吉大明神)
池		7つ
樋		14
島		1つ(長島)
大工		1人
桶屋		1人
船	2反帆	8艘
	無帆肥し舟	6艘

注)「宇野津村手鑑帳」〔436〕より作成。

治末年からの高梁川改修工事による東高梁川の廃川と、戦中・戦後の水島工業地帯の造成によって周囲の地形は様変わりし、かつての洋々たる眺望をしのぶことはむずかしい。

近世期の宇野津村の概要については、幕末の安政六年（一八五九）の手鑑帳が残されていて〔436〕、それをまとめると表1のようである（以下〔 〕内の数字は木村家文書の史料番号を示す）。小規模な村で、耕地面積は約一〇町五反、一軒あたりも約一反七畝にすぎない。「天保郷帳」に記された石高は、児島郡八四か村中一二番目の少なさである。岡山藩家老天城池田家の知行地であり、沿岸部に位置するが漁村ではなかった。また、明治前期の作成とみられる村絵図からは、村内の地形や字名、隣接する村名などが概観できる〔57〕。

二 木村家について

本文書から判明する木村家の家系は図1の通りである。近世後期には直蔵および武平太が宇野津村の五人組頭を務めている。近代に入ると榎太郎（弘化三年生〔大正六年没〕）が表2のようにさまざまな役職を歴任し、本荘村成立後は村会議員にも選ばれている。榎太郎の婚養子となった義雄（明治二年生）は奈良県山辺郡の出身で、味野専売局に勤務している。

なお、本文書は昭和五七年（一九八二）に『岡山県史』

表2 木村榎太郎の経歴

年 代	役 職
明治4年1月	宇野津村肝煎役
明治6年2月	宇野津村勸農役
明治7年5月	第38区11・12番小区副戸長 (宇野津村・塩生村・呼松村)
明治8年2月	地租改正掛専務(兼務)
明治8年12月	第38区10・11番小区副戸長 (菰池村・塩生村・通生村・宇野津村)
明治9年8月	全性社第17号社長
明治10年5月	王島村保長
明治10年11月	宇野津村副戸長
明治11年1月	菰池小学校校長(兼務)
明治11年11月	宇野津村戸長
明治12年6月	宇野津村・呼松村戸長
明治14年9月	宇野津村戸長

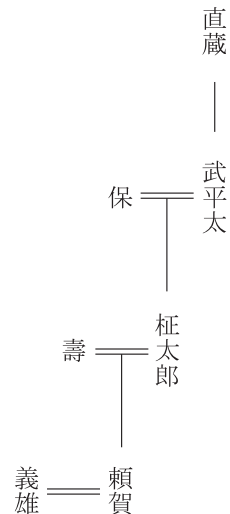


図1 木村家系図

注) 744・754 などより作成。

注) 「役奉命記録」〔715〕より作成。

の編纂時に目録が作成されたが、その後『新修 倉敷市史』の編纂にあたり、平成一〇年（一九九八）からあらためて詳しい目録が作成された。文書が木村聰城郎氏^{としきろう}から倉敷市へ寄贈されたのは平成一八年のことである。史料の総量は一一箱で、そのほとんどが目録化されている。目録点数は一六四五点である。目録は、倉敷市歴史資料整備室のホームページでも閲覧できる。

三 近世史料について

本文中の近世史料は二〇〇点余り、うち一五四点は宇野津村の年貢免状で、貞享元年（一六八四）から明治四年（一八七二）までのものが、ほぼ経年的に残っている（33～151、156～190）。あわせて塩生村の明治初年の年貢免状も四点みられる（152～155）。検地帳は、慶長九年（一六〇四）の宇野津村の田畑検地帳（32）、同じく慶長九年の塩生村の田方検地帳（31）が、いずれも後年の写しであるが残されていて、『新修 倉敷市史』近世（上）において詳しく分析されている。このほかにも、寛文九年（一六六九）の宇野津村の田畑検地帳（30）をはじめ、天保一二年（一八四一）の畝並帳（19）、慶応二年（一八六六）

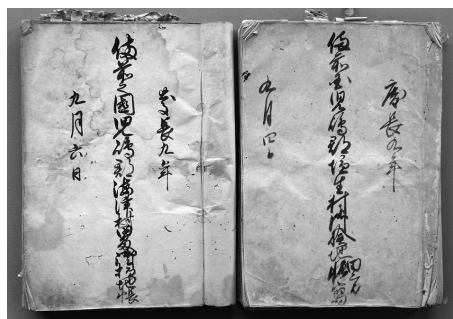


写真1 慶長9年の検地帳〔31・32〕

の名寄帳（18）、明治四年（一八七二）の悪田畑改正関係書類（10～14）など土地の所有関係の分かる帳面がまとまっている。これらの年貢免状や土地関係の帳面は、木村柗太郎が明治前期に戸長などを務めた際に、名主家から引き継いだものかもしれない。

その他、特徴的な近世史料としては、宝暦期における興除新田の開発をめぐる相論の一件記録（16）、安政元年（一八五四）に起こった岡山藩の札潰れの触書（439）、それに先立って同年一月に藩が財政再建のために企画したとみられる五万人講の趣法書（44）などがある。明和五年（一七六八）の木見村の御用留帳（256）が含まれているのは、武平太の妻の保や柗太郎の妻の壽が木見村の出身であったからかもしれない。

四 近代史料について

明治前期に木村柗太郎が戸長などを歴任した過程で作成された、土地・租税・徴兵などに関する公的な史料がまとまって残されている。とくに、明治一二年（一八七九）から二〇年までの宇野津村戸長役場の御用留には、小学校の分離問題、コレラの流行、村内の地方税上納者（商業・漁業など）の一覧など、村内のさまざまな出来事が記される。明治一七年の暴風・高潮についても、溺死人の漂着、船の破損、神社の倒木、遺失物の拾得といった詳細な報告がみられる（318、328～332）。

また、明治九年（一八七六）に全県的に女子教育のために設けられた裁縫嚮に関して、児島郡全体の各嚮助教の辞令の写や、多くの裁断図を含む教則書といった詳しい史料が残されている（725・745・747・748・760）。これは木村柗太郎の妻の嚮が児島郡裁縫師範嚮の助教という要職に就いていたためである。

同じく明治九年には、岡山県第三十八区を構成した児島郡内の一七か村で全性社（まもなく全良社と改称）という団体が設立されている。その趣意書や名簿などによれ

ば、それは一五～三〇歳の男性を社員とする修養団体で、それ以前の若連中の「悪弊」を改良することを目的に結成されたものと考えられる。そこで宇野津村の社長に任命されたのは木村柗太郎であった（310・336・733）。

産業に関する史料としては、灰貝の養殖事業に関するものが特徴的である。それは、明治九年（一八七六）に木村柗太郎らが発起人になり、殖栄社という組織をつくって実施されている。あわせて、それ以前に柏島村などが行っていた養殖事業の史料も含まれている（240・249・443・444、459～479）。

また、大正一一年（一九二二）に開かれた児島郡物産共



写真2 灰貝の営業免許鑑札 [443]

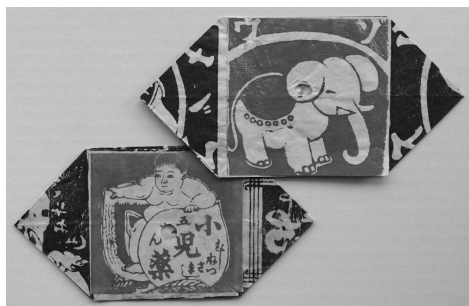


写真3 売薬業者の紙風船 [898]

進会の審査報告書からは、当時の児島郡全体の諸産業の状況が概観できる〔164〕。

本文書の半数以上は、木村家の経営など私的な事柄に関する史料である。多くの証書類からは木村家が土地の集積をすすめて地主化してゆく過程が、明治二九年（一八九六）から昭和四年（一九二九）に至る小作米取立帳〔1019～1036、1073～1090〕からは地主経営のありかたがうかがえる。その一方で、木村家は味野の野崎家の小作人として小作

料を支払っているという状況もみられる〔1313

～1331〕。

さらに、大正一五年（一九二六）から昭和一七年（一九四二）にかけての詳細な家計簿からは、戦前・戦中期の地方上層家庭の暮らしがよくうかがい知れる〔755～757、821、1643〕。三〇〇点を超える書簡

類は、榎太郎宛以外に、娘の頼賀や婿養子の義雄宛のものも多く、頼賀と義雄との間で結婚前後に交わされた書簡などもみられる。その他、売薬業者が粗品として家々に配っていた紙風船〔758・898〕や、下津井のかるた製造および玩具商の引札〔901〕など、ユニークな史料も含まれている。

おわりに

本文書の中核をなすのは、明治前期に若くして村の指導者を務めた木村榎太郎が残した諸史料である。彼は、その時代さまざまな面で地域の近代化を推し進める役割を果たした典型的な人物であったと推測される。ただし、その人物像はさほど明瞭には浮かび上がってこず、そのためには他の文書群などのなかに彼の名前を見出してゆくことも必要となつてこよう。また、本稿は筆者の関心と理解の及ぶ範囲で木村家文書の一端を紹介したにすぎない。これ以外のさまざまな史料も含めて、多様な視点から本文書が利用されることを期待したい。

（やました ひろし 倉敷市総務課歴史資料整備室）

吉備真備の「怡土城」

築城について

松尾 洋 平

備中国下道郡の郡領氏族である下道氏は、現在の倉敷市真備町一带を本貫地とした。吉備真備は下道氏を出自とし、多大な業績の一つに筑前国における怡土城いと（福岡県糸島市）の築城がある。奈良時代前葉の日本と新羅との外交関係は日本の大国意識を背景として、新羅へ強圧的に朝貢を求め、天平年間以来、悪化の一途をたどった。そして、七五三年（以下西暦）に唐の朝賀の儀式において生じた席次争いが引き金となり新羅討伐論を噴出させ、対新羅への強硬策として七五六年から約一二年を要し、国の威信をかけて築いたのが怡土城である。筆者の測定では全長約七・九km、面積は約二二八haを測る古代最大の山城で完成された山城の典型をここに見ることができ

『続日本紀』等には関連記事が残されており、先学の研究成果^①を基に、築城の過程を整理したのが表1である。一連の過程をみると、当初の新羅に対する防御基地から、唐で起きた安史の乱や渤海国との軍事連携を契機に新羅征討の前進基地へと推移し、出兵予定年である七六三年に合わせて暫定的に整備されている事がわかる。その後、征討計画は国内外の政治情勢の変化により消滅してしまうのであるが、この計画は七五九年六月に大宰府が作成した「行軍式」(戦争計画書)に基づいている。すなわち、七六一年一月に任命された節度使が渡海し、進出及び戦闘を行う一方、日本海側には新羅からの侵攻を想定して山陰道と対馬嶋、壱岐嶋、長門国、肥前国に長大な防衛線を構築する予定であった^②。怡土城はその攻守両面に対応できる糸島半島の基部に位置しており、準備期から携わってきた吉備真備が「行軍式」と怡土城を一体的に運用する構想を持っていた可能性は高い。そのため成立期は高祖山たかすやまから山麓にいたるまでの城壁線を築く土木事業が主要な柱であり、それと同時に大規模な兵力が駐屯できる基地として急造したのが実態であろう。城壁線の平面は不整な方形を呈し、各辺に方位をあて

て呼称されている。ここには城門六カ所（推定含）、水門四カ所、突出部一カ所があり、望楼跡を含む礎石建物が一〇棟建てられている。西辺城壁を例にとれば直線を単位として、夾築式（きょうちしき）という内外の壁面によって城壁の本体を形成し、その規模は概ね外壁の高さが六m前後、内壁も高さ三m前後あり、城壁の上面幅は約六mに復元できる（筆者測定）。また場所によっては外濠を構えている。

盛土は堰板（せきいた）の内部に土を一層ごとに突き固めて築く版築工法を用い、強度を増すためニガリを混和させている事例も報告されている。⁽³⁾城壁の上には敷石（幅約一・三m）が設置され、城壁線の北辺城壁や東辺城壁はもとより南辺城壁と西辺城壁の一部にも確認できるのであるが、他の古代山城でこれほど長距離にわたり敷石を設置している例は総社市の鬼ノ城において他にない。

敷石の機能は雨水の浸食から城壁を保護し、城壁の通路を兼ねることであり、鬼ノ城の場合は城壁保護の意味合いが強いに對し、怡土城の場合は、哨戒用通路としての役割が強いと考えている。

七五六年六月から怡土城を築き始め、日本最大の山城という巨大プロジェクトを推進したのは大宰府機構であ

る。管内に大野城や水城等（福岡県）を抱え、七世紀中葉から約九〇年の歳月を経て培われてきた築城技術や維持管理、そして運用方法に至るまでの蓄積が大宰府の基盤に備わっている。それゆえ築城責任者の吉備真備が率いた築城組織には次のような特色があると考えられる。

① 国外から招来された築城法

吉備真備が唐の築城法を導入したとするもの。⁽⁴⁾

② 官有の築城技術や軍団・防人等の労働資源

右の説明のとおり大宰府機構に由来するもの。

③ 氏族が保有する造営技術集団の参画

真備の後任である佐伯今毛人（さへきけいまき）には、優れた造営技術をもつ配下の集団が完成期に参加。⁽⁵⁾

④ 他の古代山城に関する情報の収集と応用

大宰府管内の山城はもとより他の山城の造りが参考にされた可能性があり、その一例として鬼ノ城の敷石が挙げられる。

以上、怡土城の築城には国を挙げて新たな築城法と官有の技術情報を編成し、準備されたと推定される。吉備真備は七六四年に帰京してわずか九ヶ月後に藤原仲麻呂の乱を制し、称徳朝にはその功により真備一族や下道氏

表1 怡土城の関連年表

元号	年	西暦	怡土城		関連事項	
			築城過程	関係者の動向		
天平 勝宝	6	754	準備期	4月 吉備真備 大宰大式 小野田守 大宰少式 に 就任		
	7	755		築城の立案 城地の選定 と計画・準備	唐で安史の乱 が勃発	
	8	756		5月 小野田守 大宰小式から 山作司へ転任 6月 吉備真備 怡土城の築城 責任者になり、築き始める	聖武太上天皇 の七七忌 (6/21)を待って 築城の建議を 裁可(6/22)	
	1	757				
天平 宝字	2	758	成立期	12月 天皇、大宰府の船王と吉 備真備に防備を命じる	8月 淳仁天皇即位 12月 遣渤海使 小 野田守が安史 の乱を伝える。	
	3	759		3月 防衛に関する吉備真備の 建議(辺戌の不安4ヶ条) 6月 大宰府が新羅征討のため 行軍式(戦争計画書)を作 成 9月 新羅征討のため計500艘 を3年以内に造船		
				11月 害人を大宰府に派遣し、 吉備真備より諸葛亮八陳、 孫子九地、及び結宮向背 を学ばせる	6月 光明皇太后没 9月 陸奥按察使の 藤原朝獨が新 羅使金貞巻の 来朝をただす。	
	4	760		11月 三節度使任命 藤原朝獨 東海道節度使 百済王敬福 南海道節度使 吉備真備 西海道節度使	7月 造兵政策として 西海道諸国器 仗制の成立 (筑・肥・豊・日 向に甲・刀・弓・ 矢を作らす)	
	6	762		1月 大宰府に三節度使使料の 綿襖・甲各20,250具を作ら せる 4月 弩師を設置 11月 香椎廟に幣帛 軍事訓練 を行う 12月 藤原朝獨 多賀城に碑を 建てる その後、新羅へ向かう予定 か？ 藤原真先が大宰帥に就任 (新羅征討の後方支援)	6月 孝謙天皇 国 家の大事と賞 罰を行うと宣言 <皇権分裂> 安史の乱収束	
				762年末から763年初めに 新羅出兵予定		
				8月 旱害を理由に南海道節度 使を停止		
				1月 吉備真備 造東大寺長官 に転任 7月 佐伯今毛人 宮城監に就 任 8月 東海道節度使の停止 佐伯今毛人 宮城監と肥 前守を兼務 11月 西海道節度使の停止	7月 新羅が沿岸部 を防衛 9月 吉備真備が藤 原仲麻呂の乱 を鎮圧 10月 孝謙天皇重 祚、称徳天皇	
	7	763		未完ながら 整備される		
	天平 神護 神護 景雲	1	765	完成期	3月 大宰大式 佐伯今毛人 築怡土城専知官に就任 大宰少式 采女淨庭 水城修理専知官に就任	
		2	766			
		1	767		2月 佐伯今毛人、造西大寺司 長官として転任	
		2	768		2月 怡土城完成	

(1) 注
酒寄雅志「怡土城に関する一考察」『続日本紀研究』

が栄達する。これに加え、真備の右大臣就任時には下道郡大領を兼任するなど同族間の強固なつながりが認められる。こうした結合はおそらく以前からあり下道氏もまた吉備真備の築城事業を支えていた可能性が高く、その詳細は今後の課題にしたい。

- 参考 鈴木拓也「国境の城と碑」『文字と古代日本』二、吉川弘文館、二〇〇五年 鈴木拓也氏から数々のご教示を得ました。(まつお ようへい)
- (2) 一四四、一九七七年。
 - (3) 五十嵐基善「天平期における節度使体制の軍事的意義について」『日本古代学』第四号、二〇一二年。
 - (4) 前原市教育委員会『国指定史跡 怡土城跡』二〇〇六年。
 - (5) 『怡土城跡の調査』日本古文化研究所、一九三七年。
 - (6) 海野聡『奈良時代建築の造営体制と維持管理』吉川弘文館、二〇一五年。

有城御崎神社の「ココヤシ絵馬」

岡 本 泰 典

倉敷市有城あるきの高台に鎮座する御崎神社おんざきに、一枚の風変わりな絵馬が伝わっている。拝殿内の壁に掲げられたその絵馬には、なぜか熱帯産のココヤシの果実、いわゆる「椰子の実」がぶら下がっているのである（写真1）。筆者は平成二九年（二〇一七）一月に、氏子の押木俊之氏からこの絵馬の存在を聞き、同年五月七日と一〇月一日の祭礼の際に、井上晃宮司のご厚意で実物を調査、記録する機会を得た。なお、拝殿は普段は施錠されている。

絵馬は、横九一cm、縦五三cmの木製額おんざきの右端付近に、全長約二五cm、幅約二〇cmのココヤシ果実を針金で固定し、周囲に奉納の趣旨と奉納者名、日付を墨書したものである（図1）。念のため額を外していただき、裏面と側面も調べたが、新たな墨書は見つからなかった。

額面の墨書は「奉懸 渡比紀念 藤原千代吉 浅野仁太郎 大正八年五月吉祥日」という文面である。すなわ

ち、大正八年（一九一九）五月に、藤原千代吉・浅野仁太郎の両氏が、フィリピン渡航を記念して奉納した絵馬と判明した。おそらく、フィリピンでの用務を終え無事帰国したことへの感謝を込めて、氏神である御崎神社に、現地から持ち帰ったココヤシ果実を奉納したのであろう。

ところで額をよく見ると、左側には三個の穴に通された針金が残ри、さらに中央にも四個の穴が開き、元々は三点セットの奉納品であったことを示唆する（図1）。脱



写真1 御崎神社のココヤシ絵馬

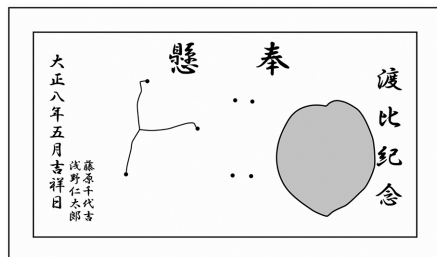


図1 ココヤシ絵馬の略図

落してしまった残りの二点については知る由もないが、フィリピン産の果実、貝殻、民芸品など、渡航の記念にふさわしい物品だったのではないかと想像される。

さて、このココヤシ絵馬は、具体的にはどのような経緯で奉納されたものであろうか。

幸いにも浅野仁太郎氏については、孫にあたる有城在住の浅野利朗氏に面会でき、仁太郎氏が「五、六年間、フィリピンにて開拓の仕事に従事していた」との証言を賜り、絵馬の記載が裏付けられた。ただ、利朗氏も渡航の経緯や具体的な仕事内容まではご存知でなかった。もう一人の奉納者である藤原千代吉氏は、同じ有城地区の住人であることは確かだが、渡航目的も含め詳細は不明である。連名で奉納していることからみて、両氏は同時期にフィリピンに渡航、滞在していたのであろう。

大正時代の現倉敷市域からフィリピンへの渡航者に關しては、『新修倉敷市史』にも記述がなく、その実態は不明である。そこで以下では、日比關係を巡る大正期の一般的な情勢に、何らかのヒントを求めてみたい。

日本からフィリピンへの本格的な労働者の渡航は、明治三十六年（一九〇三）から翌年にかけてルソン島で道路建

設に従事した、いわゆる「ベンゲット移民」を嚆矢とする。その後、大正期に至って日本人の集中が顕著となるのが、繊維作物として重要なマニラ麻の一大産地となったミンダナオ島のダバオであった。明治末から大正初めの段階では微増にとどまっていた同地の日本人人口は、大正三年（一九一四）に第一次世界大戦が勃発すると、特需による好景氣に沸

く国内の余剰資本が流入し、マニラ麻の生産高が増大したのに伴って急増する。

そして大正七年の終戦に続く一時的な減少期を除けば、太平洋戦争の勃發まで一貫して右肩上がりの増加を示し、フィリピンにおいてマニラを凌ぐ最大の日本人人口を擁するに至っ

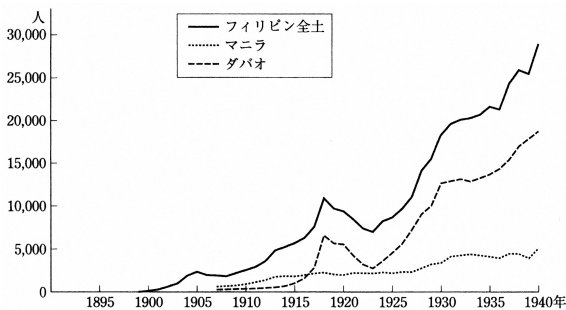


図2 戦前におけるフィリピン在住日本人数の推移
（『フィリピン近現代史のなかの日本人』より引用）

ている^①（図2）。

次に、大正時代における岡山県からフィリピンへの渡航者数をみると、大正二年（一九一三）に二六六人、三年に四二人、四年に一六人、五年に一〇七人、六年に二二九人、七年に一六九人、八年に一七人、九年に一人、一〇年に五人であり、五年から七年にピークを迎え、八年以降は急減している。^②この傾向は他県ともほぼ共通し、その変動にはダバオ在住者数の人口動態と強い相関が認められる。

先に触れた、浅野仁太郎氏の「五、六年間」という滞在期間が正確なら、同氏は渡航数がピークを迎える前の大正二、三年頃に渡航し、大戦後の一時的な減少期であった八年に帰国したと推測される。無論、これをもって両氏の渡航目的をダバオでのマニラ麻生産に関連するものと断定はできないが、ひとつの可能性として提示しておきたい。

以上のように、御崎神社のココヤシ絵馬は、「大正期における現倉敷市域からのフィリピン渡航者の存在」という歴史的事実の証となる史料であった。詳しい事情はさておき、このココヤシ絵馬は、倉敷とフィリピンとの

繋がり、ひいては近代日比交流史が生み出した貴重な文化財の一つといえる。史料の制約により曖昧な記述に終始したのは遺憾であるが、藤原・浅野両氏に限らず、現倉敷市域からのフィリピン渡航者に関する新たな史料の発見を期待する。

最後に、調査をご快諾くださった御崎神社宮司の井上晃氏、浅野仁太郎氏についてご教示くださった浅野利朗氏、調査に際し多大のご協力・ご教示をいただいた藤原聡氏、押木俊之氏、藤原久美子氏をはじめ氏子の皆様方、倉敷市立自然史博物館友の会の小橋理絵子氏、墨書文字の解説にご協力いただいた岡山県教育庁文化財課の内池英樹氏、投稿に際しご助言をいただいた倉敷市歴史資料整備室の畑和良氏に厚くお礼申し上げます。

註

（1）早瀬晋三『フィリピン近現代史のなかの日本人』東京大学出版会、二〇一二年。

（2）早瀬晋三『フィリピン行き渡航者調査Ⅳ（大正期）』『人文研究』大阪市立大学文学部紀要第四五巻第十分冊、一九九三年。

（おかもとやすのり 岡山市北区辛川市場五三三・三二・二〇二）

安曇野市文書館（長野県）をみて

定 兼 学

はじめに

平成三十年十月一日長野県安曇野市文書館が旧堀金公民館を改修して開館しました。これで長野県内市町の文書館（長野市のみ公文書館）は六つになりました。松本市（平成十年開館）、長野市（平成十九年）、小布施町（平成二十五年）、今年になって東御市、須坂市とともに安曇野市にもできたのです。

1 文書館構想

平成十七年十月に五つの町村が合併して誕生した安曇野市は、北アルプスの麓にひろがる田園都市です。

新市は、第一次安曇野市総合計画の後期基本計画（平成二十五年三月）に「文書館機能を持った施設の整備」を盛り込みました。さらに、新市立博物館構想の方向性を

示したなかで文書館の必要性も銘記し「なるべく早い時期に一般公開できる施設を探す必要がある」としました。「探す」ですから、既存施設の再利用です。

当初市は、旧堀金公民館の講堂分のみを耐震補強と増改修工事をし、その他を取り壊す予定でした。しかし、施設の有効利用や費用を見直すなかで、平成二十八年六月文書館構想へと急転換しました。これは市長の英断と聞きましたが、提言した職員がいたからの判断でしょう。

平成二十九年に「安曇野市自治基本条例」を制定し、市政運営の基本原則の一つとして「情報共有」を掲げました。公文書や地域資料を市民共有の財産として収集・保存・活用し、市民との情報共有を推進する場の一つに文書館を位置付けています。

2 設立前の整備状況

公文書整備については、平成二十四年から新本庁舎建設に伴って、非現用文書の収集、整理に着手しました。その際に残存する江戸時代から昭和四十年代までのすべての文書は収集し、また昭和五十年代から合併までの旧町村文書は選別収集したとことです。それらは構築し



写真 1 安曇野市文書館

た文書管理システムにデータ入力作業をすすめ、一般職員も文書検索できるようにし、さらに収集した公文書は保存袋に入れ、バーコードによる所在管理にしました。

古文書整備については、平成二十一年から安曇野市内の民家等に保存されている古文書の収集と整理を開始しました。収集した古文書はすべてデジタルカメラで撮影し、現物は中性紙箱で保存し、発見された家ごとの目録も作成刊行しています。解説は、地元「古文書の会」に依頼しました。古文書検索システムには、画像も入力して閲覧できるように準備を進めました。

3 安曇野市文書館業務検討委員会の提言

開館することを決めた安曇野市は、文書館における業務等に関する事項を検討するため、平成二十九年五月に安曇野市文書館業務検討委員会を設置しました。委員にはこの分野において知識経験を有し、全国的なリードを

している小松芳郎（元・松本市文書館長）、早川和宏（東洋大学教授）、瀬畑源（長野県短期大学准教授）ら八人がなっています。会議は公開で、四回にわたって徹底的に議論し、同年九月に提言書をまとめました。

提言書は、収集整理、保存、閲覧及び複写、調査、研究、専門的な知識および啓発、資料集等の編さん、刊行、施設等について、実に多岐にわたり具体的に示しました。

その中で、私が目についた文言をいくつかあげますと、①公文書というと役所内の文書のイメージが強いが、学校資料や公民館文書、地域施設の文書も収集できる体制作りと条例・規則等の整備を望む。

②地域性の問題から、子孫の方が公開を問題視する場合は公開の範囲を制限できるようにすること等を検討すべき。

③利用頻度が高い文書については、原本保全の観点から複写物をあらかじめ作っておく必要がある。

④文書等の状況確認、調査、整理、講座等の運営を市民と進めるため、サポーター組織の構築などの検討を望む。

⑤重要文書等を適切に保存し利用に供するための専門

的知識及び技能を有する専門職員を配属する。

⑥安曇野市史の刊行を望む。市史の編集・刊行を通して安曇野市が一つに深まっていく。

以上はほんの一端ですが、開館後の具体的な運営が目に浮かびます。

4 施設・職員・資料数など

去る平成三十年十二月一日、台風直撃によって延期していた開館記念講演会に行き、施設をみてきました。

施設は、市役所堀金支所の東側にある公民館を改修して整備しました。整備費用は約三億二千万円。延床面積は一四七三㎡、閲覧コーナーは四七㎡、書庫二七一㎡（書架延長三・七㎞）です。

職員は、館長以下七人。提言によって専門職（正規）一人を採用・配属しています。嘱託は、行政OBや古文書解読できる人です。

開館時保存資料数は八万八千点です。

おわりに

開館記念講演会では、自治基本条例制定に関わった市

議をはじめ多くの市民が聴講されていました。市民の関心の高さが、開館を導いたと実感したところです。館員のみならず教育長、主管課長や係長ら市職員の熱意も沸々と伝わりました。私は、小松芳郎氏の講演を聞き、施設見学をして保存資料を一瞥したに過ぎませんが、地域を再評価できる先人の多さ、保存資料の豊かさに驚きました。市民が興味を抱く意味がわかりました。

提言によって安曇野市は新たに市史編さんを開始します。文書館は、資料の保存や公開のみならず、市史編纂の拠点としても、市民の文化活動に大きく寄与することになると確信いたしました。

平成三十一年十一月には全史料協（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会）の全国大会が安曇野市で開催されます。市町における公文書館の一つの範をここで提示することでしょう。

（さだかね まなぶ 岡山県立記録資料館長）

展示会記録

平成三十年度資料展示会

明治の倉敷

―変革の時代を生きる―

倉敷市総務課歴史資料整備室（以下、整備室と略す）が中国四国地区アーカイブズウィーク（六月の第一週）に合わせて開催してきた資料展示会は、今年（平成三十年）

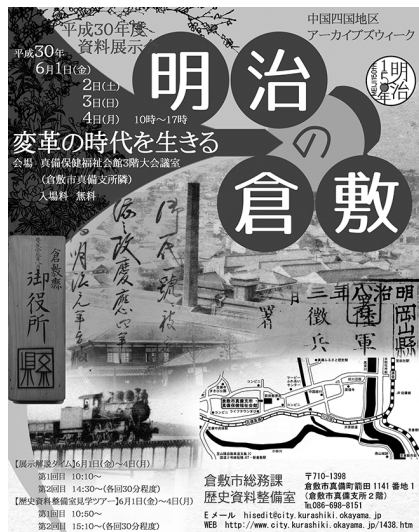


図1 展示会チラシ

度で六年度連続六回目を迎えた。平成三十年は明治元年（一八六八）から満一五〇年の年にあたるため、明治一五〇年関連事業として、変革の時代を懸命に生きた人々の歩みを物語る「明治の倉敷―変革の時代を生きる―」と題する展示を行った。

展示会会期は六月一日（金）から六月四日（月）までの四日間とし、昨年度同様土・日を挟んだ。会場は、真備保健福祉会館三階大会議室で開催した。併せて、昨年度同様、展示解説タイムと整備室見学ツアーをそれぞれ午前・午後の一日二回、全日程にわたって実施した。

一 展示の意図と概要

明治時代の倉敷の資料を、なるべく各分野にわたって総合的に展示するために、全体の展示構成は、1 政治・行政、2 産業、3 教育、4 軍事、5 災害、6 交通、7 宗教、8 世相・文化、9 地図・絵図の九部立てとし、それぞれの分野で特徴ある資料を六〇～一六〇点配した。展示資料の総数は一〇〇点で、そのほか参考展示として、窪屋郡長を勤めるなど明治期に活躍した林孚一が僧月照と西郷隆盛を詠んだ和歌の掛軸二点を加えた。参考展示は平

成三十年に放送されたNHK大河ドラマの主人公が西郷隆盛であったことから選定した。展示資料の詳細については、文末の「展示資料目録」でご確認いただきたい。

展示全体の特徴としては、明治時代の倉敷地域について、特定の分野に偏ることなく、各分野にわたり特徴ある個性的な資料を採り上げたことが挙げられる。特に、視覚的な訴求力の高い地図・絵図・絵巻・写真を多く採り上げた。

二 資料の具体例

展示に当たり、キャプションはコーナー毎に整備室職員が分担執筆した（1・2は山本太郎、3・4は山下洋、5・6は畑和良、7・8は大島千鶴）。本章執筆にあたり、これらキャプションの記述を参考にした。

1 政治・行政

〔概要〕 明治元年（一八六八）に始まった戊辰戦争の進捗とともに、新政府はこれまで幕府領であった地域に府と県を設置した。一方、諸藩は存続したため、府・県と諸藩によって構成される状態に置かれた。明治四年七月、政府首脳によって廃藩置県が断行されると、諸藩は府・

県となり、統廃合が行われた。このころ、各県では「大区小区制」というシステムが採用され始めた。明治十一年には三新法を制定して、大区・小区をやめ、旧来の郡・町・村が行政上の単位として復活した。明治二十二年には、三新法にかわるものとして「市制・町村制」が施行され、町村合併（明治の大合併）が実施された。政治上の改革と並行して、身分制度の撤廃も進められて統一的な戸籍が編成され、土地制度上では地租改正という大改革が実施された。

〔具体例〕 新政府は、

鳥羽・伏見の戦いに勝利した明治元年一月十日、旧幕府領の直轄化を宣言した。そして、岡山藩が倉敷代官所を没収した。新政府は同年閏四月、「政体書」を交付し、直轄地に府・県を設置したため、旧倉敷代官所領には倉敷県が設置された。この鑑札は倉敷県庁が同年8月に長門郡乙島村の徳船の船主に交付したものです。

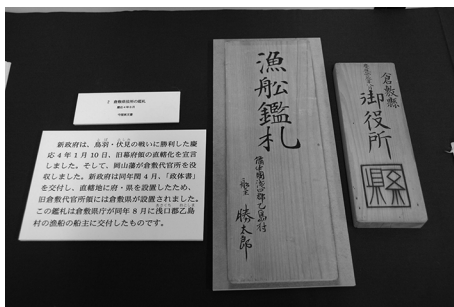


写真1 倉敷県役所の鑑札



写真2 児島湾開墾事件 重要書類の箱

県が設置された。倉敷県役所の鑑札〔2〕

（写真1）は、倉敷県庁が同年八月に浅口郡乙島村の漁船主に交付したものである。

児島湾開墾事業は、宇野築港問題と並び、明治期岡山県政史上の大問題となった。児島湾は、吉井川・旭川をはじめとする

諸河川が流入し、治水・漁業の両面で重要であった。県知事の開墾許可をめぐることは、県下で開墾反対運動が巻き起こった。児島湾開墾事件 重要書類の箱〔12〕（写真2）には、都宇・児島・窪屋・賀陽四郡二五カ町村で結成した非開墾会の文書が収納されている。

2産業

〔概要〕 明治時代の倉敷市域には、本格的な工業化以前のからの在来産業として、農畜産業・漁業・塩業、綿とそ

の製品である真田織・小倉織を製造する綿業、酒・醬油等を製造する醸造業などが存在した。特徴的な在来産業としては、蒨蒨製造業と麦稈真田紐製造業があった。磯崎眠亀による錦莞蒨の発明は有名である。

一方、政府の殖産興業政策によって欧米から導入された近代産業として紡績業・綿織物業・鉦工業・銀行業などがある。紡績業では、玉島紡績・下村紡績に続いて、明治二十年代には地元の資本によって、日本を代表する紡績会社である倉敷紡績が設立された。綿織物業では、児島は県下最大の機業地として名を馳せた。また、都宇丘陵には鉦山が開発され、小規模ながら倉敷・岡山に近い好位置で水運の便もあり、銅の生産量は県下一を誇った。

〔具体例〕 紡績業は倉敷市域を代表する近代産業であるが、それは伝統に培われた土壌のうえに、積極的な導入活動によって根付いたものである。倉敷紡績所は、設置を求める地元の若者の積極的な活動によって、明治二十年（一八八七）岡山県知事の許可を得、工場地を旧倉敷代官所跡に定め、大原孝四郎を頭取として明治二十二年に開業した。備中 倉敷町全景の絵葉書〔16〕（写真3）

は、宛名面が明治四十四年一月元旦の年賀状に使われているのでそれ以前の倉敷町全景を鳥瞰した写真である。現在の向山から北西方面を写している。倉敷紡績工場の高い煙突が目立ち、工場の様子が分かる。明治後期の倉敷町の貴重な写真である。

中庄から黒崎・鳥羽地区にまたがる丘陵地帯は、明治初年から昭和初期にかけて銅を採掘・精錬した鉱山地帯であった。倉敷・岡山に近い好位置に恵まれ、ごく狭い地域で多数の鉱山が開発され、興業主の移動もめまぐるしいものがあった。中庄鉱山出願坑区実測図と試掘願

【20】は、中庄村大字中庄の小字宮東・定古名・東天神・

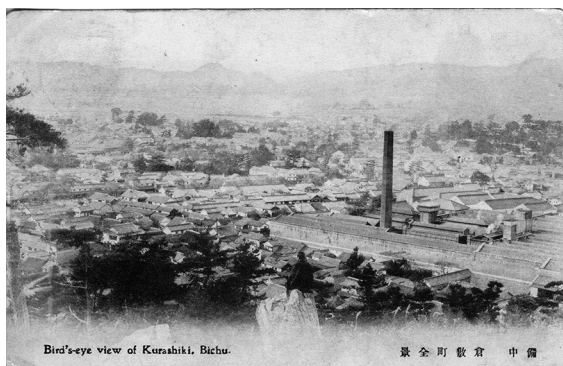


写真3 備中 倉敷町全景の絵葉書

西天神・宮西の坑区の土地の種別、面積、抗口や試掘境界線等を描いたものである。場所は現在の中庄小学校付近である。中庄村大字中庄の住人である田辺綱太郎が、明治二十四年（一八九二）に銅鉱を含有する見込みがあるので試掘を出願した際の実測図と考えられる。

3 教育

〔概要〕 明治四年（一八七二）の文部省の新設に続いて、翌五年には統一した学制が公布された。政府は、国家のためだけではない、個人のための学問を強調して小学校の普及に力をいれ、男女を等しく学ばせる国民皆学教育の建設をめざした。学制のもとで、小学校教育の普及に努力が払われた結果、就学率はしだいに高まったが、地方の実情を無視した画一的な強制に対する政府内外の批判から、明治十二年には学制は廃され教育令が公布された。その後試行錯誤をへて、明治十九年に学校令が公布され、学校体系が整備された。同時に、教育政策はしだいに国家主義重視の方向へ改められていき、明治二十三年に発布された教育勅語によって、忠君愛国が学校教育の基本であることが強調された。また明治三十六年に小学校の教科書を文部省の著作に限ることが定められ、教

育に対する国家の統制が強まった。

〔具体例〕

就学率の向上にともない、校舎も次第に立派なものが建てられるようになった。明治三十一年ごろの中庄尋常小学校の新築図面【29】には、中央と左側に教室、右側に教員事務室・女生徒控所・応接所などがある。貼紙の講堂部分は、中央の教室の二階に乗る形になる。凡例の「^は玻璃窓」「^は玻璃障子」はガラス入りの建物を示し、遊歩場（運動場）が男女別に分けられていることも時代を感じさせる。

明治時代の半ばまでは、小学校を出たあと、漢学塾に通って儒学などを学ぶ伝統も生きている。都宇郡山地村（現、倉敷市山地）の犬飼松窓が幕末

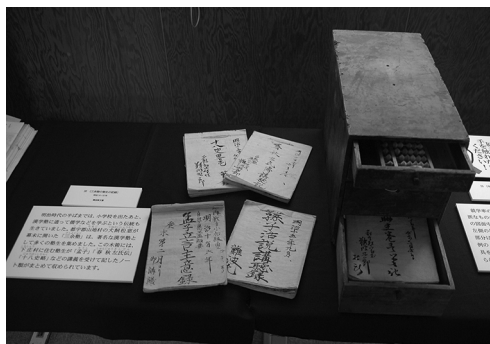


写真4 三余塾の塾生の記録

に開いた「^{さんよしゅく}三余塾」は、著名な漢学塾として多くの塾生を集めた。三余塾の塾生の記録【30】（写真4）の木箱には、下庄村に住む塾生が「孟子」「春秋左氏伝」「十八史略」などの講義を受けて記したノート類がまとめて収められている。

4軍事

〔概要〕 近代的な軍隊の創設をめざす政府は、明治六年（一八七三）一月、国民皆兵を原則とする徴兵令を公布し、その後近代的軍隊を実現していった。洋式の装備で訓練を受けた新しい軍隊は、のちに西南戦争で大きな威力を発揮した。明治二十年代以降、日本は朝鮮半島の利権を清と争った日清戦争、満洲・朝鮮の利権をロシアと争った日露戦争という二つの対外戦争に勝利し、大陸進出を本格化していった。

〔具体例〕 日清戦争が勃発した直後の明治二十七年七月、浅口郡船穂村出身の白神源次郎という歩兵一等卒が戦死した（小学岡山県誌（白神源次郎関係記事）【35】）。しかし、やがてそのラッパ手は、実は川上郡成羽村（現、高梁市）出身の木口小平であるとされるようになった。

日清戦争は、明治二十八年四月、下関講和条約によつ

て終結したが、その後、出征した兵士には政府から記章（日清戦争の従軍記章【34】、写真5）が授与された。表面には菊の紋章と旭日旗が、裏面には「明治二十七八年 従軍記章」の文字が刻まれている。この記章は、下道郡箭田村から出征した兵士の子孫宅に残されていた。

5 災害

〔概要〕 現、倉敷市域は明治時代にはしばしば自然災害に見舞われた。明治十七年（一八八四）には台風通過に伴う低気圧発生と満潮が重なって水島灘に発生した高潮が、児島・浅口郡沿岸地域の村々を襲った。特に児島郡福田新田の被害は激しく、判明しているだけで五四六人もの人々が犠牲となり、八〇三戸の家屋が流出・破損した（福田海嘯^{（2）}）。また、東西二派に分かれて現、市域を貫流していた高梁川は、土砂堆積による川床上昇が原因で、何度



写真5 日清戦争の従軍記章

も洪水を繰り返した。特に明治二十六年（一八九三）の洪水は、現・真備町川辺付近や東西高梁川に囲まれた河内地域、船穂・玉島付近に甚大な被害をもたらした。圧倒的な自然の力を克服するため、人々は助け合い、時の政府を動かし、高梁川に関しては川筋の付替えを伴う大規模改修にこぎつけた。

〔具体例〕 明治十七年の海嘯は、浅口郡沿岸部の勇崎村にも大きな被害を与えた。村内羽口港に侵入した高潮が港東西の堤防を三〇間以上にわたって破壊し、二一人が死亡。押山・羽

口地区の四〇戸が流出、二八四戸が破壊または浸水し、塩田は一面の蒼海に変わり果てた。柏島村之内汐入被害地絵図【42】（写真6）は、海嘯時の破堤位置および

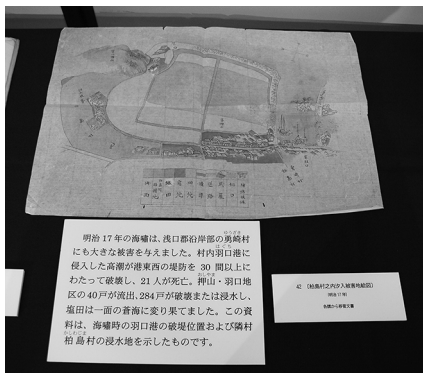


写真6 柏島村之内汐入被害地絵図

び隣村柏島
村の浸水地
を示したも
のである。

明治二十

六年の高梁

川洪水は、
神楽土手に

守られた吉備郡川辺村にも壊滅的な被害をもたらし、
五八人が犠牲になった。食器箱書〔48〕(写真7)は、川
辺村の住人が被災直後に購入した「行厨器」(弁当箱)の
収納箱である。この人の家は洪水で半壊し生活物品も流
失したため、食器代用に行厨器を買ったが、食器として
は大きすぎる「大龜末」の品だと記している。

6 交通

〔概要〕 明治時代になると、移動手段の主役として蒸気
機関を動力とする鉄道が出現し、遠隔地どうしの時間的
距離が短縮され、莫大な物量が地域間を行き来するよう
になった。政府は当初、鉄道の基幹路線を官営で整備す
る方針であったが、財政逼迫のため民間資本による私設

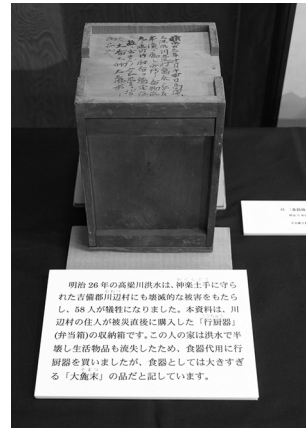


写真7 食器箱書

鉄道を認可し、これに依拠して幹線整備を進めていっ
た。山陽鉄道もこうした私鉄の一つで、神戸―下関間の
全通を条件に明治二十一年(一八八八)開業を許され、同
二十四年には倉敷まで路線を延ばした。

近世以来の交通路である道路でも人力車・荷車による
輸送が増大し、車両に対応した幅広の道路、渡船によら
ず渡河できる橋梁の建造を促した。明治十六年の岡山県
布達「土木規則」では国道・県道・里道一等について県
費支出・補助で整備することとしているが、実際は地元
有志や受益者の負担に依拠する部分が大きかった。

〔具体例〕 橋台及橋脚図〔60〕および写真から、山陽鉄
道の西高梁川橋梁は、煉瓦(れんが)積み橋脚に架けられ
ていたことが判明する。橋脚の川上側が三角になってい
るのは、水切りを意図したものである。山陽鉄道はイギ
リスの技術を用いて橋梁建設にあたっており、橋脚もイ
ギリス積と言われる煉瓦積み技法で構築された。現在も
旭川橋梁上り線に明治期の煉瓦積み橋脚が残されてい
る。

また、倉敷・水島と玉島を結ぶ霞橋は、明治八年
(一八七五)に架橋された木造橋がそのルートである。地

元有志の費用負担によって建造され、当初は通行料を取る有料橋であった。明治期の霞橋は木造だったこともあり、高梁川の激甚な水害に耐えられず何度も落橋した。明治四十四年に高梁川の改修工事が起工されると、川

幅を大きく拡張する関係から一時的に霞橋は撤去され、その跡に岡山県による本格的な橋梁建設が実現するまでの間、玉島町・連島村の地元有志者協同出資で「鉄線吊橋」が仮設された。霞假橋設計書【67】（写真8）はその設計書である。

7 宗教

〔概要〕 神道国教化を目指した明治政府は慶応四年（一八六八）三月以降、神社から仏教色を排除するための一連の法令（神仏分離令）を出した。この法令は幕末以

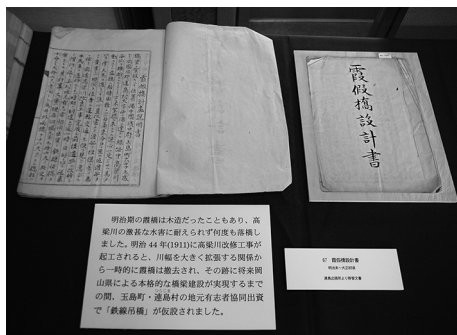


写真8 霞假橋設計書

来行われていた廃仏毀釈を激化させ、神仏習合という信仰の形が日常であった村人たちの混乱を招いた。倉敷村では村の鎮守・妙見宮をめぐる騒動が起こった。このほか、明治五年には修験道廢止令が出され、中世以来の權威を誇っていた児島の五流山伏は窮地に追い込まれることになった。

一方、明治六年にはそれまで禁止されていたキリスト教の信仰が黙認され、倉敷市域でも早い時期から教会が設立された。また、この時代は天理教・金光教・大本教など新宗教が興った時代でもあった。玉島には明治中期、月の神を信仰する月徳教会があり、備後に多くの信者を有していたことが分かる。

〔具体例〕 倉敷村の氏神・妙見宮は観龍寺が祭祀する神仏習合の社であったが、神仏分離令によって神職が祭祀することとなり、仏像・仏具も撤去された。乍恐謹奉獻願候事【72】は、観龍寺の住職が「妙見宮は元來観龍寺の鎮守として建てられたもので、古來神主など存在せず、神社とは言え仏殿に異ならない。もとのように観龍寺に祭祀させてほしい」と役所へ願ひ出たものである。

明治中期、玉島に神道月徳教会という宗教団体があったことが小谷家文書によって分かる。その実態は不明な点が多いが、宗教家にして相場師であったひとといえお一元徳（浅口郡乙島村生まれ）という人物が興したのではないかと考えられる。小谷

家文書には信者が出した大量の宣誓と分霊の受書【76・77】（写真9）があり、浅口郡や備後方面に多くの信者がいたことが分かる。

8 世相・文化

〔概要〕 明治の文明開化により、倉敷でも郵便局の開設や電灯・電話の設置など、人々の暮らしは大きく変化した。しかし、明治の初めには江戸時代から続く制度も残っており、例えば明治四年（一八七二）に全国統一の戸籍法

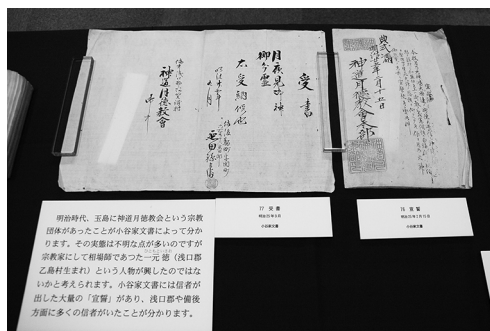


写真9 宣誓・受書

が発令されるまではキリシタンを取り締まる宗門改帳が作成された。また、村人が旅行等で他出する際には役所へ旅行届を出す制度もあった。このように近代化は一気には進まず、頭髪を例に挙げても明治四年の断髪令で男性の髪型は自由になったが、女性の断髪は禁止されていた。

一方、近世から水準の高かった倉敷地域の文化は明治になってもますます盛んであった。ここでは、県下でも早期に発刊された総合雑誌「好事雑報」や大原孫三郎が開設した日曜講演会を紹介した。また、当時の倉敷の世相を知るために欠くことのできない資料として「大森日記」を採り上げた。

〔具体例〕 大森日記【86・89】は倉敷村の米穀商帯江屋の大森一治が明治三十四年（一九〇二）から昭和十一年（一九三六）まで綴った日記である。時に大原孫三郎が意見を求めるほど幅広い教養を身につけた一治の日記の内容は、政治・社会・文化・教育・習俗など多岐にわたり、近代の倉敷の歴史を知るうえで第一級の資料として評価されている。

好事雑報【90・91】（写真10）は明治十一年に発刊さ

れた総合雑誌で、歴史上の人物の逸話、寺社仏閣の縁起、名勝古蹟、珍しい動植物、博物など様々な分野に関する文章が掲載されている。編集人・忍峽稜威兄（西阿知出身の自由民権家）は発刊の挨拶文で「この冊子は随筆叢書の体裁で、必ずや好事家諸君の知識の拡充の助となるであろう」と述べている。

9 地図・絵図

〔概要〕 江戸時代末には実測にもとづく日本図が完成されていたが、明治時代になると、さらに測量技術が発達し、地図も格段に精密になった。明治政府は明治二十一年陸地測量部を設け、三角測量により土地の様態を精密に表現した正式な地形図を刊行した。ここでは、倉敷市域の様子が概観できる地図や生活風景を描いた絵図を展示した。

〔具体例〕 玉島絵巻【95】（写真11）は、なかまらおひつ中原甕塘が明治十四年（一八八二）ころから明治三十年ころまでの玉島のさまざまな生活風俗を描いたものである。四巻の絵巻

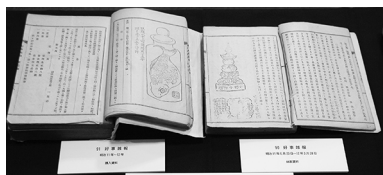


写真10 好事雑報

になっていく。「八十一叟 甕塘写」とあるので昭和三十年（一九五五）に描いたものと考えられる。明治期の玉島の生活風俗とその変化がうかがえる貴重な資料であり、明治の玉島への甕塘の限らない愛惜が感じられる。

三 展示会まとめ

今回の展示会の来観者は、四日間で二七五人を数え、昨年度（二〇九人）よりも増加した。その理由としては、昨年は倉敷市域の合併がテーマであり、展示資料も行政文書であったため、関心を持つ人の範囲が比較的狭かったが、今回は明治時代の幅広い資料を展示したため関心

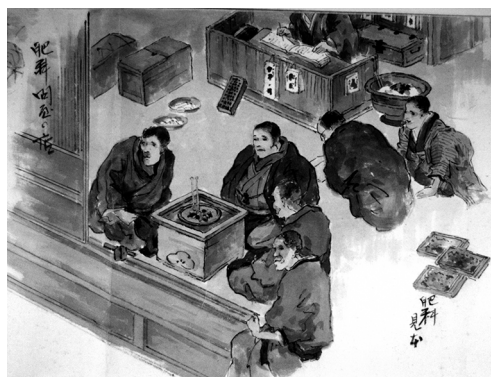


写真11 玉島絵巻（部分）

を持つ人々の範囲が広がったことが挙げられる。事前に報道機関に資料提供したところ、山陽新聞（五月二十九日・六月二日）、毎日新聞（五月三十一日）に大きく掲載された。

アンケート結果によると、内容について、回答のあった一二八人中「非常に満足」が六一人、「満足」が六〇人で、平成二十五年度に資料展示会を始めてから初めて「非常に満足」が一番多くなった。かつ「すごい資料だと言葉にならない。良いものを見せてもらった」「思っていたよりジャンルが多岐に渡っていたので充実していた」「明治期の資料をこれだけ多く、わかりやすく分類して展示していただき、すごく分かりやすく見やすかった」等の意見が寄せられた。印象に残った資料としては、分野では災害（一四人）・高梁川関係（二三人）、



写真12 展示解説タイムの様子

具体的資料では玉島絵巻（五人）が多くの支持を集めた。

展示解説タイムについては、「非常に詳しく説明いただき感動した」「担当ごとにも的確な説明があり、印象強く理解できた」等の高い評価をいただいたが、「解説時間を倍にしてほしい」「時間の関係で解説が急ぎ足だった」などの声もあった。また、整備室の見学ツアーについても、「たくさんさんの資料に驚き、整理作業の大変さと関われる方々の幸せも感じた」「資料の豊富さと管理のむずかしさを知った」等の声が寄せられた。

寄せられた御意見を真摯に受け止め、今後とも魅力ある展示会が実施できるよう努力したい。

註

（1）児島湾開墾事件については、太田健一「児島湾開墾事件顛末概要」（『倉敷の歴史』第三号）を参照。

（2）福田海嘯の記録には、『福田新田大海嘯遭難記』（第一福田尋常高等小学校、一九三一年）、吉沢利忠「瀬戸内のミステリー 沈む島 消えた町」（山陽新聞社、一九八四年）、『明治十七年暴風津波乃惨劇』（千人塚百周年行事実行委員会、一九八六年）などがある。

〔付記〕 本展の展示資料には、寄託資料や借用資料も含まれる。出展を御快諾下さった所蔵者各位にお礼申し上げる次第である。

（文責は山本太郎〈倉敷市総務局総務部副参事〉）

展示資料目録

平成30年度資料展示会 **明治の倉敷 ～変革の時代を生きる～**
平成30年6月1日(金)～6月4日(月)

1 政治・行政

No.	資料名	年月日	文書群名	文書番号
1	〔明治元年改元の行政官布告〕	慶応4.9	大橋紀寛家文書	Ⅱ-1-B-14
2	倉敷県役所の鑑札	慶応4.8	守屋家文書	
3	一郡組合諸用日記	明治5.1～	難波家文書	5-51
4	明治三年十月六日御触御布告	明治3.10.6	太田家文書	6-10
5	続義倉記	明治3.閏10	大森家文書	6-5
6	戸籍法	明治4.4.5	購入資料	I-1-1
7	岡山県備前国第三十八区四番・五番・十番・十一番小区寄戸籍総計	明治11.1	児島郡役所文書	1
8	人民心得書	明治7.4	永山家文書	11-40
9	地租改正二付各郡村ヨリ同書御指令写	明治8.3	滝澤家文書	Ⅲ-3-4
10	地券	明治9.6.23		Ⅲ-2-7-3
11	明治拾貳年起 村会決議録 倉敷村	明治12～明治22	旧倉敷町議事録	25-1-1
12	児島湾開墾事件 重要書類の箱	明治31～34	難波家文書	
13	四郡非開墾会誌	明治31～34		

2 産業

14	紡績二就而 大橋草秋口演		大橋紀寛家文書	別 I-12-B-3
15	倉敷紡績所明治二十三年下半年考課状	明治24.1.10	購入資料	Ⅳ-1
16	備中 倉敷町全景の絵葉書	明治43年以前	購入資料	Ⅸ-9
17	岡山県下備前国児島郡下津井吹上田之浦大畠右四ヶ村漁場南部西部境界図	年月日未詳	旧下津井町役場文書	19
18	漁場侵害解除之訴状	明治19.3.27		13
19	借区開坑願	明治20.4		5-7
20	中庄鉱山出願坑区実測図と試掘願	明治24	古谷家文書	5-26
21	株式会社倉敷銀行定款	明治32.7.8	購入資料	I-9-9
22	商用印鑑 第三十八区九番小区児島郡 下津井村	明治8.2	旧下津井町役場文書	43
23	清酒桶御検査済明細書	明治10.7	児島郡役所文書	91

3 教育

24	啓蒙所取設之儀二付願書	明治5.8	井上典彦家文書	9-20-9
25	〔小学生徒の木札〕	明治6	東大橋家文書	29-11
26	〔陶村小学校の開校関係書類〕	明治7	太田家文書	23-4
27	〔小学生の進級証書〕	明治9～13	難波家文書	5-44
28	建白〔教育課程につき〕	明治11.11	林家資料	1-8-16
29	〔中庄尋常小学校の新築図面〕	明治31	古谷家文書	9-85
30	〔三余塾の塾生の記録〕	明治14～16	難波家文書	4
31	呉妹村青年団則	明治43.10	日名家文書	

4 軍事

32	〔大阪鎮台への入営命令書〕	明治8.3.8	田中家文書	
33	〔西南戦争の戦死者関係書類〕	明治10	林家資料	3-48-64
34	〔日清戦争の従軍記章〕	明治28ごろ	文化財保護課所蔵	
35	小学岡山県誌〔白神源次郎関係記事〕	明治27.11.3		
36	大高校通信雑誌	明治37.9	古谷家文書	9-80
37	〔小学生から出征兵士への慰問文〕	明治37.12		9-101
38	〔日露戦争戦没兵士への弔辞〕	明治38.1.17	吉田家文書	67-2-2-57
39	〔日露戦争の軍事郵便〕	明治38.12.10	古谷家文書	11-4-13
40	〔福山歩兵第41連隊の宿営地図〕	明治42.10.21	日名家文書	

5 災害

41	草木日雨風万覚帳	文化9～明治17	西原家文書	1
42	〔柏島村之内汐入被害地絵図〕	(明治17)	各課から移管文書	109-2-12
43	溺死入漂着御届	明治17.8.26	木村家文書	330
44	明治十七年八月中海嘯被害簿 福田新田村村破潰ノ家財之片付出張夫へ嘉賞金取渡簿	明治18.1.10	旧粒江村役場文書	66-194-1-4
45	〔蒲団下賜状〕	明治17.11.20	香西家文書	168
46	暴風海嘯寄付金褒状	明治19.6.26	古谷家文書	10-77
47	明治二十七年年度議事録	明治27.4.15	旧玉島町議事録	4-1-2
48	〔食器箱書〕	(明治26ごろ)	太田家文書	
49	荒地御免租年期願 浅口郡船穂村	明治26.12.2	船穂公民館より移管文書	102-9-9
50	荒地御免租願二付実地見取絵図	明治27.12.10		102-11-22

No.	資料名	年月日	文書群名	文書番号
51	洪水被害見取図 児島郡粒江村	明治26.11.6	旧粒江村役場文書	66-240-2-3
52	〔高梁川改良期成会同志大会案内状〕	明治34.10.11	永山家文書	5-25-3
53	高梁川用水変更計画平面図(『高梁川東西用水組合沿革誌』付図)	大正12.3.30	倉敷市所蔵	
54	高梁川改修工事之為メ内務省買収土地扣	明治40	購入資料	I-4-11
55	高梁川改修起工式案内書	明治44.3.19	小川家文書	
56	用水取入口議定之件	明治44.11.7	連島出張所より移管文書	42-471

6 交通

57	神戸倉敷間汽車発着時刻及賃銭表	明治24.5.1	古谷家文書	7-1
58	倉敷駅長受領書	明治24.11.11	林家資料	1-27-13
59	山陽鉄道汽車案内	(明治36)	太田家文書	
60	橋台及橋脚図 其一	年月日未詳	絵図・地図類	中図-186
61	鉄桁図 其三	年月日未詳		中図-189
62	潰地願 備中国屋塚郡富久村	明治19.12.28	旧万寿村役場文書	54-25-22
63	潰地見取絵図	明治19ごろ		54-25-24
64	道路往来御成則之儀上申	明治8.5	林家資料	3-94
65	明治廿三年度第四回村会議事録	明治24.2.10	旧倉敷村役場文書	25-1-5
66	〔猪木士郎日記〕	明治8.3.9	滝澤家文書	Ⅲ-19-2
67	霞假橋設計書	明治末～大正初ごろ	連島出張所より移管文書	42-566
68	梧蔭居日記(倉敷丸開業の記事)	明治15.8.1	林家資料	1-45
69	上申(汐入川の儀につき)	明治19.12		1-8-15

7 宗教

70	切支丹宗門御改判形帳 天城村	明治3.1	倉敷市立中央図書館	39
71	戸口御改判形帳 天城村	明治4.11	移管天城村文書	41
72	乍恐謹奉歎願候事	明治11.1.17	大橋紀寛家文書	Ⅱ-20-A-②-1
73	村社阿智神社書上写	明治7.12	倉敷村小野家文書	164-1-4
74	悪弊御洗除之儀伺書	明治10.8.22	林家資料	3-73
75	奉歎願	明治17.10	東大橋家文書	40-563
76	宣誓(加盟宣誓雛型)	明治25.2.15	小谷家文書	2-53-53
77	受書	明治25.9		2-53-44
78	〔無資格社合祀祭典〕「芸窓日記」	明治43.6.7	大森家文書	1-14

8 世相・文化

79	旅行御届	明治11.7.9	児島郡役所文書	39
80	他出御届	明治11.4.8		38
81	原籍証	明治11.7.8		40
82	人民頭髮之儀上申	明治10.8	林家資料	3-139
83	〔コレラ流行につき通牒〕「帯江村諸連照会綴」	明治36.7.29	旧帯江村役場文書	50-3-10
84	媒取締御願書	年月日未詳	香西家文書	240-24
85	長尾村俵約申合規定	明治3.1	旧長尾村役場文書	47-1-6
86	大森日記〔倉敷婦人会初めて成る〕「会替日記」	明治36.5.26	大森家文書	1-5
87	〔特設電話架設請願運動〕「弾琴日記」	明治40.3.15		1-10
88	〔秋祭りの記〕「白衣日記」	明治41.10.16		1-11
89	〔電燈会社の開業〕「焚竹日記」	明治43.8.26		1-15
90	好事雑報	明治11.6～12.3.20	林家資料	1-18
91		明治11～12	購入資料	V-1
92	倉敷日曜講演一覧 活版	明治35～44	古谷家文書	8-30
93	三島中洲書 五言絶句「録詠松詩賀」(掛軸)	明治13	林家資料	9-2
94	川田壽江書 七言絶句(掛軸)	年月日未詳	玉島図書館所蔵	

9 地図・絵図

95	中原齋塘筆「玉島絵巻」	昭和30	玉島図書館所蔵	
96	岡山県市町村制区域三国会図	明治22.8.20	太田家文書	
97	十二ヶ郷八ヶ郷用票水路全図	(明治22～24)	旧庄支所保管文書	別2
98	衣笠豪谷筆「備中倉敷新川一望図」	年月日未詳	倉敷市立美術館所蔵	
99	衣笠豪谷筆「備中倉子城図」	明治25		
100	明治32年製真備町附近地図	明治32		倉敷市所蔵

参考展示

101	林孚一書 和歌「僧月照」(掛軸)	年月日未詳	林家資料	9-3
102	林孚一書 和歌「西郷隆盛」(掛軸)			9-6

※資料名は適宜省略している。表中、資料の簿冊名および「倉敷市所蔵」を省略している。

明治時代のできごと

年	月	事 項	No.
慶応3	1867	1 明治天皇が踐祚	
		10 大政奉還	
		12 王政復古の太号令	
慶応4 (明治元)	1868	1 戊辰戦争が起きる(～2年5月)	
		3 神仏分離令	72・73
		5 *倉敷県を設置	2
		9 明治と改元	1
明治2	1869	6 版籍奉還	
明治3	1870	9 平民の苗字使用許可	4
		10 *倉敷村で続義倉が発足	5
明治4	1871	4 戸籍法公布	6・70・71
		7 廃藩置県	
		9 散髪・廃刀令	82
		11 *深津県を設置(のち小田県と改称)	3
		大区小区制を実施	7
明治5	1872	8 学制を發布	24～26
		12 太陽暦を施行	
		*帯江鉱山の開発が本格化	19・20
明治6	1873	1 徴兵令を發布	32
		7 地租改正条例を發布	8～10
明治7	1874	自由民権運動が起きる	
明治8	1875	12 *小田県を岡山県に統合	
明治10	1877	2 西南戦争が起きる(～9月)	33・102
明治11	1878	7 郡区町村編制法など三新法制定	11
明治12	1879	3 琉球処分(沖縄県設置)	
明治15	1882	8 *倉敷川で蒸気船の運航開始	68
明治17	1884	8 *台風により福田新田などで高潮の被害甚大	41～46
明治18	1885	12 内閣制度を実施	
明治22	1889	2 大日本帝国憲法發布	
		4 市制・町村制施行(明治の大合併)	96
		5 *児島湾開墾反対運動が起きる(～34年)	12・13
		10 *倉敷紡績所が開業	14～16
明治23	1890	7 第1回衆議院議員選挙	
		10 教育勅語發布	
明治24	1891	9 *山陽鉄道の岡山ー福山間が開通	57～61
明治26	1893	10 *台風により西高梁川などで大水害発生	47～51
明治27	1894	8 日清戦争が起きる(～28年4月)	34・35
明治35	1902	12 *第1回倉敷日曜講演会開催	92
明治37	1904	2 日露戦争が起きる(～38年9月)	36～39
明治40	1907	10 *倉敷で電話交換業務開始	87
明治43	1910	8 韓国併合	
		8 *倉敷電灯株式会社が開業	89
明治44	1911	4 *高梁川改修工事起工	52～56
明治45 (大正元)	1912	7 明治天皇が逝去(大正と改元)	

*は、倉敷市域のできごと。

No.の欄は関係する展示資料番号。

平成29年度歴史資料講座

歴史資料整備室では、平成28年度に引き続き、所蔵資料を活用し、倉敷市域の歴史や歴史資料についての理解を深め、歴史資料整備室の活動を広く知ってもらうため、歴史資料講座を開催しました。ライフパーク倉敷市民学習センターと共同開催し、会場はライフパーク倉敷で行いました。

毎回、受講者から講座の内容等に関連する質問が出されました。アンケートでも、「今まで大橋家のこんな詳しい講座はなかったので嬉しかった」「先生が頑張ってお話をしてくださったので、嬉しかった」「美観地区を違った面から学び、見方が変わりそうだ」「津山・岡山と、全県に関わる史実で面白かった」「教科書やテレビ・小説では分からない、武家の歴史が興味深かった」「領地のやり取りが面白かった」「資料を読み解く面白さが分かった」「備中の国に続き、第2弾、第3弾を聞きたい」など、様々な意見が寄せられました。



【会場】 ライフパーク倉敷第一会議室

■第1回目 代官陣屋元村倉敷における大橋家一族

開催日時：平成29年10月7日（土）14：00～16：00

講師：山本太郎（総務課歴史資料整備室）

参加人数：50人

■第2回目 「町並み保存」思想史概説～倉敷美観地区を題材にして～

開催日時：平成29年11月18日（土）14：00～16：00

講師：吉原 睦（文化財保護課）

参加人数：38人

■第3回目 倉敷に残った中世武家文書～美作国高野郷中嶋氏受給文書の世界～

開催日時：平成29年12月16日（土）14：00～16：00

講師：畑 和良（総務課歴史資料整備室）

参加人数：40人

■第4回目 近世初期の備中国

開催日時：平成30年1月27日（土）14：00～16：00

講師：三宅正浩（岡山大学准教授）

参加人数：56人

玉島乙島守屋家文書調査報告会 1

歴史資料整備室では、所蔵する玉島乙島守屋家文書の整理を進めていることを機に、文書から分かることを報告するために、玉島乙島家文書調査報告会1を真備保健福祉会館3階大会議室で開催しました。計94人が参加され、報告会終了後、希望者を対象に史料解説を行いました。

アンケートでは、「参加者が多くて驚いた」「新たな文書の発見で、当時の人々の生活の様子・動向が分かり面白かった」「説明は分かりやすく、素晴らしい内容だった」「興味深いテーマで史料も豊富なので、今後の報告会を楽しみにしている」「文書調査の実際の作業活動に関する報告がもっとあればよい」「お話はわくわくするのでもっと聞きたい」「2時間だけでは説明しきれないと思うので、定期的に、もっと詳しく報告を頂けたら嬉しい」「第2弾、第3弾を期待している」「いつも良い研究をし、発表してくれているので、楽しみにしている」など、様々な意見が寄せられました。

玉島乙島守屋家文書
調査報告会 1

とき 平成30年2月4日(日曜日) 14時～17時00分
ところ 真備保健福祉会館3階大会議室(倉敷市後援会事務所)
資料代 200円(要申込。詳細はチラシ下部に記載)

内容・議題
玉島乙島守屋家文書の概要
寛永20年(1643)の乙島村の掟(おきて)
乙島の採石～近世初期山崎・水谷氏領
古筆家・守屋眩啓と大名の書状
※報告会終了後、希望者を対象に史料解説を行います(～17時頃)

講師
山本太郎(倉敷市総務課歴史資料整備室)
定兼 学(岡山県立記録資料館長)

司会
畑 和良(総務課歴史資料整備室)
大島千鶴(総務課歴史資料整備室)

申込・問い合わせ
〒710-0120 倉敷市真備南町1-1-1
倉敷市総務課歴史資料整備室
電話: 086-252-5151
Eメール: k1001@city.yamashiki.tokushima.jp
http://www.city.yamashiki.tokushima.jp/0000_0000.htm
※個人情報は歴史資料整備事業のためにのみ使用します。

守屋家文書は、浅口郡乙島村の産土を勤めた守屋家に伝った史料群です。

【開催日時】 平成30年2月4日(日) 14:00～17:00

【会場】 真備保健福祉会館3階大会議室

【講師・演題】

玉島乙島守屋家文書の概要

寛永20年(1643)の乙島村の掟

乙島の採石～近世初期山崎・水谷氏領

乙島村の一断面

古筆家・守屋眩啓と大名の書状

【参加人数】 94人



平成三十年七月豪雨災害における 倉敷市総務課歴史資料整備室

はじめに

平成三十年七月豪雨により倉敷市真備地区は甚大な洪水被害を被った。災害発生以降、全国から支援を受けながら多くの人々が復旧・復興に努力しているところであるが、ここでは平成三十年末時点での総務課歴史資料整備室における水損公文書処置について報告する。

一 平成三十年七月豪雨と歴史資料整備室

七月五日から七日にかけて、一〇〇年に一度といわれる豪雨が倉敷市を襲った。二日間で年間降水量の約三割に相当する雨量となり、六日には平成二十五年からの制度運用開始以来岡山県では初めて、大雨特別警報が発令された。真備地区では国管理の小田川をはじめ、県管理

所管の末政川・高馬川・真谷川・大武谷川において八箇所で堤防が決壊、七箇所で一部損壊・損傷となり、大規模な浸水被害が発生した。この豪雨により、倉敷市全体で五五人（関連死を含む）もの尊い命が失われた。^①

倉敷市総務課歴史資料整備室は、倉敷市の歴史資料を体系的に調査・収集・整理・保存・活用している。収蔵資料は、歴史公文書約八万一千点、古文書等約一九万六千点、図書等約二万一千点に上る。災害発生

時には真備支所

（鉄筋コンクリート三階建て）の

二階に事務所及び閲覧室、三階に収蔵庫があった。

豪雨による堤防の決壊などで、真備支所は七月七日午前三時四〇分ごろか



真備支所から見た浸水の様子（平成30年7月8日
午前7時39分、松本直樹氏撮影）



泥水は真備支所二階床面の直下まで迫った
(平成30年7月12日)

ら浸水が始まり、一階部分が天井まで水没した。支所の職員と避難して来た市民が取り残され、七月八日午後までに川船や自衛隊ボートなどで助け出された。

水が引いた七月九日に歴史資料整備室職員が真備支所へ入ると、水没した一階は備品が散乱し、汚泥が沈殿した惨憺たる様子であった。階段壁に付着した浸水の痕跡を見ると、泥水は二階床面の直下まで迫ったが、そこできどまったため、二階床面は浸水していなかった^②。歴史資料整備室の資料の状態を確認し、防犯のため収蔵庫

の施錠や窓閉めを行った。

真備支所の職員（歴史資料整備室職員を含む）は、七月九日から真備総合公園体育館で支援物資受入れと配給業務に従事した。真備支所は電気・水道ともストップし、湿度が高い状態に見受けられたの

で、歴史資料整備室職員は時々収蔵庫へ行つて換気や資料確認をしていた。七月二十四日には真備支所二階の歴史資料整備室の事務所及び閲覧室を本庁からの職員の応援を受けて三階へ移動し、歴史資料整備室職員は真備支所へ復帰した。真備支所の水道が復旧したのは七月二十四日、電気は七月二十五日であった。その後も歴史資料整備室職員は、十月まで通常業務に加えて真備支所一階の片付けや、被災者への案内、避難所業務、支援物資配給業務、水損公文書の処置などに従事した。

二 真備支所公文書の被災

前述のように真備支所一階は天井まで水没したため、一階にあった事務所や書庫の公文書は一日以上泥水につかった。七月二十日以降、一階事務所の水損公文書のうち必要なものを支所職員が二階渡り廊下へ移動した。一階書庫にあった公文書は水損が激しかったので、必要なものを除いて廃棄にまわされたが、明治以来の土地台帳等は歴史資料整備室職員が廃棄直前に収集し、二階の渡り廊下へ移動した。そのほか、本庁の各部署が引き上げた公文書もあった。

三 水損公文書の処置

歴史資料整備室職員は、被災直後から岡山市立記録資料館へ出向いて真備支所公文書レスキューについて相談していたが、七月三十一日には支所の水損公文書の応急処置について、二階渡り廊下で記録資料館職員から指導を受けるとともに、古新聞・キッチンタオル・エタノールの提供を受けた。指導にあたっては、支所各課の職員も参加した。

歴史資料整備室職員は、収集した土地台帳等のカビ・臭いがひどかったのでエタノールをかけ、カビを拭き取る作業を続けていたが、冷凍保存の準備のために土地台



岡山市立記録資料館職員による
応急処置の指導
(平成30年7月31日)

帳等を薄く分割して番号をつけ、ポリ袋へ入れていた。この作業には、九州から大

学院生がボランティアに駆けつけてくれた。

土地台帳等四七コ
ンテナは、八月十日に岡山市の岡山中央冷蔵株式会社を持ち込み、冷凍している。

持ち込みにあたっては、岡山史料ネットワーク代表と岡山県文化財課職員が立ち会い、

岡山中央冷蔵からは好意により御配慮をいただいた。

真備地区は、支所だけでなく市立の各学校・幼稚園・図書館の公文書も水損したので、特に重要な文書は歴史資料整備室へ運搬してもらい、岡山市中央冷蔵へ追加で持ち込み冷凍した。

独立行政法人国立文化財機構の職員や文化財保存修復学会の方々が歴史資料整備室を訪ねて来られ、冷凍公文書の真空凍結乾燥処理について説明を受けた。そこで岡



冷蔵会社にて冷凍保管
(平成30年8月10日)

山県文化財課を通して依頼し、福岡市埋蔵文化財センターが真空凍結乾燥処理を引き受けてくれる予定になっている。

渡り廊下へ置かれていた真備支所の水損公文書と各学校園等の水損公文書をまとめて処置を行うことについては、倉敷市教育委員会教育企画総務課、倉敷市総務局総務部総務課、歴史資料整備室の間で早い時期から相談を続けてきたが、処置作業を行える広い場所がなかなか決まらず、二転三転した。しかし十月には「倉敷市水損公文書保全プロジェクトチーム」（総務局と教育委員会）を設置し、作業場所も真備中学校を選定した。十一月にはボ



真備中学校での処置作業
(平成30年12月11日)

ランティ
アによる
真備中学
校体育館
の清掃を
行い、専
門機関へ
の支援依
頼文を発

送した。十二月七日には岡山県立記録資料館職員と水損公文書処理の打ち合わせを行い、十二月十一日には実地指導を受けた。打ち合わせや実地指導には真備支所職員や各学校園等の教職員も参加した。実地指導を受けた後、歴史資料整備室職員や真備支所職員が、水損公文書の処置を行っている。

今後も、専門機関の指導を受けながら、真備地区の各学校園等と真備支所の水損公文書を真備中学校でまとめて乾燥処理、詰めくり、クリーニング等を行う予定である。冷凍保管している公文書は福岡市で真空凍結乾燥してもらい、その後詰めくり、クリーニング、燻蒸等を行う。これらの作業は、職員・シルバー人材センター委託・ボランティアで行う予定である。

おわりに

まとめにかえて今回の経験から改めて気づいたことをいくつか記したい。

① 水害のおそれがあるところでは、文書（特に代替のきかないもの、重要なもの、歴史資料、将来歴史資料になるもの）は、なるべく高いところ（二階以上、できれば三階以上）

に置くべきである。

- ② 地方自治体組織の災害対策業務の中では、对被災者業務が優先となり、公文書関係は優先順位が低くなる。そのため単独では処置が困難であるから、なるべく早い段階で専門機関・専門家に支援を求める必要がある。^④

- ③ 支所内の職員間で平常時から公文書に関する認識共有が必要である。発災直後の混乱の中で冷静に判断するのは困難である。

- ④ 書庫の位置、特に保存すべき重要な文書は何でそれはどこにあるか、あらかじめ把握しておく。できれば、被災した場合の置場^⑤や処置体制について保存計画を立てておく。

- ⑤ 重要な文書が廃棄されそうになった場合は、現場で廃棄をやめさせるために声をあげることが必要である。声をあげることで周囲の理解と協力が得られる^⑥。その際にはなぜそれを廃棄してはいけないかという理由を説明することが必要である。

最後になったが、現在までの水損公文書の処置^⑦については、岡山県立記録資料館・岡山県文化財課・岡山史料

ネット・ボランティアの皆様などにお世話になった。今後は処置を進め、この体験を全国に発信することで恩返しをしていきたい。(平成三十年十二月三十一日成稿)

註

(1) 「広報くらしき」第六二二号(平成三十年十一月一日)を参考にした。

(2) 浸水による歴史資料整備室の被害について、心配する声を多くいただいたが、平成三十年七月二十一日付の山陽新聞朝刊で水没を免れた記事が掲載されると、「不幸中の幸い」として胸をなでおろしたという声が多く聞かれた。

(3) 倉敷市立真備図書館の被災資料は、岡山県立記録資料館が持ち帰って修復処理を行った(岡山県立記録資料館HP)。

(4) 今回は倉敷市総務局総務部総務課と倉敷市教育委員会教育企画総務課が一体となって七月末ごろから岡山県立記録資料館・全史料協会長・岡山県文化財課に支援を依頼した。林貴史氏(常総市行政文書保存指導員)・宇野淳子氏(神奈川地域史料保全ネットワーク事務局長)からも水損文書の処置の指導を受けた。

(5) 今回は真備地区が広く深く浸水したため確保が難しかったが、水損文書を処置するためには置場の確保がまず求められる。

(6) 真備支所の明治時代以来の土地台帳は廃棄寸前に現場で歴史資料整備室職員が廃棄を制止すると、周囲の職員から理解と協力が得られた。

(7) 被災した真備地区の民間所在資料は今岡岡山史料ネットが対応した。(文責は山本太郎(倉敷市総務局総務部副参事))

新刊紹介

定兼学『江戸時代の社会を考える―岡山の片隅で―』

(二〇一七年三月)

本書は著者の過去の論考の中から江戸時代の社会についての研究を収載したものである。岡山県史・自治体史編纂、公文書館の設立・運営等々に長年携わり、膨大かつ多様な資料に目を通した著者の研究は多彩である。

たとえば勝山・新見藩など山間小藩の幕末財政事情、日生諸島に見る領主の無人島政策、代官手代身分の性格と存在理由、閑谷学校を訪れた文人・学者、岡山藩の「アーキビスト」留方下僚の職務など幅広い分野の近世社会の様相を窺い知る事ができる。中でも児島湾をフィールドに干潟化が進む湾沿岸諸村の動向を考察した第四章「児島二十二ヶ浦を考える」第五章「児島湾干潟社会を考える」、船穂・片島村境を例に川の形が変わっても境界線が移動しないことを示した第八章「川の中の境界線を考える」は市域の歴史を取り上げた興味深い考察である。

※本書の頒布分は品切です。岡山県立図書館・倉敷市立中央図書館等で閲覧可。

『みんなの知らない水島』

(水島マチヅクリ株式会社 二〇一八年三月)

水島地区における新規創業支援・空家再生などに取り組む水島マチヅクリ株式会社は、平成二十九年(二〇一七)有志を募って水島の歴史をモチーフとする本箱を製作し、「フリー・リトル・ライブラリー」を水島地区に設置する活動を展開した。その際、参加者から得た地域の歴史に関わる情報に文献調査・ヒアリング・フィールドワークで得た知見を加え、水島の歴史を俯瞰できる書籍としてまとめたのが本書である。貝塚・城郭・水運・新田開発・航空機製作所・コンビニート・商店街といった各時代を象徴する事項をピックアップし、参考文献を踏まえた簡潔な解説と鮮明な図版によって、福田・連島の海辺が陸地化し工業都市水島が成立していく流れを直感的に理解しやすいようまとめている。街並みの原点となった旧三菱重工社宅の保存・活用に関する記事も注目される。解説イラストやマップも親切で、身近な事物を通して地域史への関心を誘う配意を感じることができる。

※希望者に無料頒布。お問合せ・お求めは水島マチヅクリ株式会社 (mizu2016machi@gmail.com) まで。

『稿本 乙島養父小史―温故知新―』

(養父歴史研究会 二〇一八年七月)

本書は、玉島乙島地域の南端部（正確には戦中・戦後の埋立地造成までは南端部であった）にあたる養父地区の歴史と民俗について、地元の一五名の人たちが調査・研究に取り組んだ成果である。海運業で栄えたことや、今もそれを物語る船型だんじりが祭礼に登場すること、かつては風光に恵まれた海水浴場があり、徳富蘆花夫妻も来遊したことなど、この地域ならではの興味深い話題が取り上げられている。

本書のように小字単位で地域の歴史を深く掘り下げてみるという試みは、史料上の制約などもあって思いのほかむずかしいことかもしれない。しかし、そうすることではじめて個々の人びとの生活に密着した手触りのある歴史を描くこともできるだろう。今後さまざまな地域で同様な取り組みがなされることを期待したい。

※お問合せ・ご購入は養父歴史研究会（上田龍彦

TEL 090・7374・1877）、または今城書店（TEL

086・522・4411）まで。定価七〇〇円。

新聞報道された歴史資料整備室（平成30年）(抄)

年月日	新聞	記事
平成30年1月17日	毎日新聞朝刊	江戸期の倉敷、様相を知る 玉島乙島地区の庄屋・守屋家文書 来月四日開催、受講者を募集
平成30年1月19日	山陽新聞朝刊	倉敷市守屋家文書調査進める 江戸期乙島地区 様相今に 1. 6 万点 大名書状も 来月4日初の報告会
平成30年2月8日	山陽新聞朝刊	真備で守屋家文書調査報告 乙島村の規則、産業記録
平成30年4月25日	山陽新聞朝刊	倉敷の歴史 第28号発刊 市、合併50周年特集
平成30年5月29日	山陽新聞朝刊	1日から真備 資料展示会「明治の倉敷」 変革期先人の歩み紹介 政治や産業8テーマ 文書、絵図100点
平成30年5月31日	毎日新聞朝刊	明治の倉敷を見る あすから 絵はがきなど100点
平成30年6月2日	山陽新聞朝刊	真備で「明治の倉敷」展 変革の時代伝える100点 産業や災害8テーマ
平成30年7月21日	山陽新聞朝刊	真備支所の歴史的な文書 瀬戸際で水没回避 29万点 保存環境悪化、復旧見通せず

■『倉敷の歴史』第三十号投稿要領

『倉敷の歴史』への投稿を募集します。第三十号への投稿は、左記の要領に沿って御応募ください。

一 部門

- ① 論文 倉敷市域に関する歴史研究
- ② ノート 倉敷市域の歴史研究の中間時点での報告
- ③ 史料紹介 倉敷市域の歴史に関する諸史料の紹介
- ④ 郷土史家紹介 倉敷市域の歴史に関する郷土史家の紹介
- ⑤ アラカルト 倉敷市域の歴史に関する話題

二 分量

各部門の分量の限度は次のとおりです。

- ① 論文 一五頁程度（上限一八頁）
 - ② ノート 八頁程度（上限一〇頁）
 - ③ 史料紹介 八頁程度（上限一〇頁）
 - ④ 郷土史家紹介 八頁程度（上限一〇頁）
 - ⑤ アラカルト 二頁程度（上限三頁）
- いずれも、註・表・図・写真などを含めての分量です。

三 書式・用紙

原稿用紙は、専用のものを倉敷市総務課歴史資料整備室まで請求してください。

ワープロソフトの場合は、A4判の用紙を縦に使い、一行二五字×二〇行×二段に縦書きで印字してください。印刷原稿とともに電子データ（ワード・エクセルファイル）を提出してください。

なお、本誌の頁単位の組版は、次のとおりです。

本文（13級） 一行二五字×二〇行×二段（縦書）
註（11級） 一行三〇字×二七行×二段（縦書）

四 投稿の手順

平成三十一年五月三十一日までに予定掲載部門、予定題目、予定頁数、要旨（二〇〇字〜四〇〇字、アラカルトは一〇〇字〜二〇〇字）を倉敷市総務課歴史資料整備室宛にお送りください。倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会で執筆の承認・不承認の協議を行います。原稿締切は平成三十一年十月三十一日です（翌年三月発行）。原稿は完全原稿で投稿してください。校正時の修正は御遠慮願います。

五 採否

提出原稿の採否や掲載の順序などについては、審査

歴史資料整備室日誌（抄）

二〇一八年

のうえ決定します。不採用になったり、書き直しをお願いしたりすることがあります。また、予算の制約に伴う全体の頁数の制約のため、必ずしも掲載できない場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

六 校正 初校は、執筆者に校正していただきます。

七 備考

原稿は市民向けの内容で、未発表のものに限ります。他との二重投稿はお控えください。図・表などはおおまかな掲載場所を指定してください。註は、末尾にまとめて通し番号で付してください。刊行物には刊行年を明記してください。写真・図版等の掲載許可は執筆者の責任でお取りください。投稿された原稿や写真などは、原則としてお返ししませんので、各自で控えを御用意ください。掲載原稿の転載は、原則として刊行後一年は御遠慮ください。また、転載にあたっては倉敷市の承認を得てください。

八 送り先 〒七一〇—一三九八 倉敷市真備町箭田一

一四一番地一 倉敷市総務局総務部総務課歴史資料整備室宛

◆ 平成29年度

（平成30年）

- 1・27 第4回歴史資料講座（ライフパーク倉敷）
- 2・2 岡山県文書保存研修会参加（岡山県立記録資料館）
- 2・4 玉島乙島守屋家文書調査報告会1
- 3・9 飯田市歴史研究所視察（飯田市）
- 3・20 第29回倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会会議
- 3・24 真備支所2階へ事務所移転
- 3・31 『倉敷の歴史』第28号発行

◆ 平成30年度

- 4・4～6 倉敷市所蔵守屋家文書整理（岡山大学文学部日本史研究室）
- 4・4～6 倉敷市所蔵守屋家文書整理（岡山大学文学部日本史研究室）
- （岡山大学）
- 5・18 第30回倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会会議
- 6・1～4 資料展示会
- 6・14 岡山県立記録資料館・全史料協特別講演会参加（岡山市）
- 6・26 『倉敷の歴史』第29号編集会議
- 7・7 小田川などが決壊、真備地区に大規模な浸水被害
- 7・9～24 災害対策業務に従事（真備総合公園体育館）
- 7・24 真備支所3階へ事務所移転、歴史資料整備室職員が真備支所に復帰
- 7・27 真備支所1階書庫の土地台帳等を歴史資料整備室職員が廃棄から救出
- 7・31 水損公文書の応急処置について岡山県立記録資料館が指導

- 8・10 水損公文書の処置について打ち合わせ（岡山県立記録資料館）
- 8・10 水損重要公文書を業者委託で冷凍保存（岡山市）
- 10・13 第1回歴史資料講座（ライフパーク倉敷）
- 10・22 中国・四国地区文書館等職員連絡会議参加（鳥取市）
- 10・23 岡山県博物館協議会研修会で報告（倉敷市立美術館）
- 11・17 第2回歴史資料講座（ライフパーク倉敷）
- 11・21 水損公文書の処置について打ち合わせ（岡山県立記録資料館）
- 11・29 国立公文書館・国文学研究資料館・岡山県立記録資料館・全史料協・岡山史料ネットへ水損公文書の処置のための支援依頼文を発送
- 12・1 第3回歴史資料講座（ライフパーク倉敷）
- 12・7 水損公文書の処置について岡山県立記録資料館と打ち合わせ（真備中学校）
- 12・11 水損公文書の処置について岡山県立記録資料館が実地指導（真備中学校）
- 12・12 水損公文書の処置作業（真備中学校）
- 12・18 『倉敷の歴史』第29号編集会議
- 12・28 常総市行政文書保全指導員らが水損公文書の処置作業を指導（真備中学校）

研究誌『倉敷の歴史』 1～29号（以下続刊。年1回発行）

本誌は、倉敷市における歴史資料の研究成果を市民に還元し、若手研究者などによる市域に関する研究発表の場を設けることを目的に、1991年に創刊されました。倉敷市域の歴史にかかわる古代から現代までの様々なテーマについて、各方面から論文や随筆を寄せていただき、毎年1冊ずつ発行しています。

【頒布・販売中のバックナンバー一覧】

巻号	発行年月	価格
第14号	2004年 3 月	無償頒布
第15号	2005年 3 月	無償頒布
第16号	2006年 3 月	1 部500円にて販売
第18号	2008年 3 月	1 部700円にて販売
第19号	2009年 3 月	1 部800円にて販売
第20号	2010年 3 月	1 部900円にて販売
第21号	2011年 3 月	1 部900円にて販売
第22号	2012年 3 月	1 部900円にて販売
第23号	2013年 3 月	1 部900円にて販売
第24号	2014年 3 月	1 部900円にて販売
第25号	2015年 3 月	1 部900円にて販売
第26号	2016年 3 月	1 部900円にて販売
第27号	2017年 3 月	1 部900円にて販売
第28号	2018年 3 月	1 部900円にて販売

※ 各号の詳しい内容については、歴史資料整備室に御来室の上で実物を御確認ください。
または、歴史資料整備室ホームページ（<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/1911.htm>）で公開中の目次を御参照ください。上記の一覧は、2019年3月時点で頒布・販売用の在庫があるものを示しています。在庫切れの際は御容赦ください。

【頒布・販売場所】

倉敷市真備支所3階の総務課歴史資料整備室にて頒布・販売しております。御来室の上でお求めください。御来室が難しい場合は、郵送も可能です（要送料・代金先払い）。郵送による入手を希望される場合は、電話（086 - 698 - 8151）またはEメール（hisedit@city.kurashiki.okayama.jp）にてお問い合わせください。入金手続き等について御案内します。なお、最新刊（第29号）については、倉敷市役所本庁の総務課でも取り扱っております。

編集後記

▽平成三十年七月豪雨により、倉敷市真備地区では河川の堤防が決壊し、大規模な浸水被害が発生しました。この豪雨により、市全体で五七人(関連死を含む、平成三十一年三月十三日現在)もの尊い命が失われました。心より哀悼の意を表しますとともに、御家族・関係者の皆様にお悔やみを申し上げます。また、被災された皆様には衷心よりお見舞い申し上げます。

▽歴史資料整備室は水災に遭った倉敷市真備支所内にあり、所蔵資料の安否等につき市民の皆様には大変御心配をおかけしましたが、所蔵の歴史資料は水没を免れ全て無事でした。

▽浸水により、真備地区の各学校・図書館・真備支所等の公文書が水損したため、水損公文書の処置という新たな課題が発生しました。組織横断的な倉敷市水損公文書保全プロジェクトチームでは、多くの方々の御協力を得ながら、専門機関の指導を受けて水損公文書をまとめて処置しています。この水損公文書の処置は今後も継続していきます。

▽『倉敷の歴史』第二十九号をお届けいたします。御執筆くださった方々には、短期間での御執筆本当にありがとうございます。

ました。また、貴重な資料の掲載を御許可くださった方々にも厚くお礼申し上げます。『倉敷の歴史』も二十九号を迎えました。これも市民の皆様方の御支援・御鞭撻のおかげです。今後とも御協力をよろしく願います。

▽本年度は、資料展示会で明治一五〇年関連事業として、変革の時代を懸命に生きた人々の歩みを物語る「明治の倉敷―変革の時代を生きたる―」と題する展示を行いました。また、十月から一月まで歴史資料講座を四回実施しました。一方、歴史資料整備室職員が災害対策業務に従事し、また会場確保が困難であったため、古文書解説講座・文書調査報告会等いくつかの事業を見送らざるを得ませんでした。来年度以降は、真備地区の復興・再生に少しでも寄与できる事業を行いたいと考えています。

▽『倉敷の歴史』は、倉敷市文書館(アーカイブズ)研究会が編集しています。編集業務は総務課歴史資料整備室にて行いました。

▽『倉敷の歴史』第三十号では、災害特集を考えていますが、災害関連以外の原稿もお待ちしています。投稿要領にもついてふるって御応募ください。

(山本・山下・大島・畑)

倉敷の歴史

第29号

・本誌上で寄稿者の責任において述べられた意見および事実の説明は、倉敷市・倉敷市文書館(アーカイブズ)研究会としての見解を示すものではありません。

平成31年3月31日

編集
発行

倉敷市文書館(アーカイブズ)研究会
倉敷市
総務局総務部総務課

〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1 総務課歴史資料整備室
電話 086-698-8151
E-mail: hisedit@city.kurashiki.okayama.jp

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/1438.htm>